

Mission Statement

INEE is an open, global network of practitioners and policy makers working together to ensure all persons the right to quality education and a safe learning environment in emergencies and post-crisis recovery. www.ineesite.org

原著発行

INEE Coordination for Minimum Standards
UNICEF-Education Section
3 United Nation Plaza
Ney York, NY10017
USA
minimumstandards@ineesite.org
www.ineesite.org

Cover photographs. The International Rescue Committee, Save the Children, Oxfam Novib.

INEE

Inter-Agency Network for Education in Emergencies
Réseau Inter-Agences pour l'Éducation en Situations d'Urgence
La Red Interagencial para la Educación en Situaciones de Emergencia
Rede Inter-Institucional para a Educação em Situação de Emergência
الشبكة المشتركة لوكالات التعليم في حالات الطوارئ

教育ミニマムスタンダード (緊急時の教育のための最低基準)2010

—準備・対応・復興—

お茶の水女子大学国際協力論ゼミ 訳

CONTENTS

訳者まえがき	4
緒論：緊急時の教育のための最低基準（ミニмумスタンダード）	
—準備、対応、復興—	7
第1章 基本的スタンダード（Foundational Standards）	27
住民参加 スタンダード1：参加	31
住民参加 スタンダード2：リソース	37
協調 スタンダード1：協調	40
分析 スタンダード1：アセスメント	44
分析 スタンダード2：対応方略	50
分析 スタンダード3：モニタリング	54
分析 スタンダード4：評価	57
第2章 アクセスと学習環境	59
アクセスと学習環境 スタンダード1：平等なアクセス	62
アクセスと学習環境 スタンダード2：保護と「しあわせ」（well-being）	68
アクセスと学習環境 スタンダード3：施設とサービス	75
第3章 教授と学習	81
教授と学習 スタンダード1：カリキュラム	84
教授と学習 スタンダード2：研修、職業開発と支援	90
教授と学習 スタンダード3：指導と学習プロセス	93
教授と学習 スタンダード4：学習成果のアセスメント	95
第4章 教師と教育関係者	99
教師と教育関係者 スタンダード1：募集と選考	102
教師と教育関係者 スタンダード2：労働条件	105
教師と教育関係者 スタンダード3：支援と指導	108
第5章 教育政策	111
教育政策 スタンダード1：政策の制定	114
教育政策 スタンダード2：計画と実行	119
付録 用語解説	123
あとがき	135

訳者まえがき

国際緊急人道支援は今世紀に入ってから本格化し、紛争や災害の後には多くの支援が行われるようになった。これは世界各地で紛争が生じし、難民・国内避難民や紛争の影響を受ける女性や子どもが大量に生まれていること、そして地震、津波、台風等による大災害が毎年発生していることが原因である。同時に世界がますますグローバル化し、国境を超えた関係が増大していることも関係していると思われる。また、国際緊急人道支援は援助の原点であり、市民の関心も高く、今後も国際協力の最も重要な柱である。

国際緊急人道支援における教育への関心は大変高くなっている。これはこのミニマムスタンダードのなかで詳しく述べられているように、人権としての教育の必要性、緊急支援における諸活動をうまく進めるための必要性、紛争予防や防災の基礎としての役割等々たくさんの理由がある。

しかし、何よりも緊急人道支援において教育支援が重要であるのは、避難民や被災民になった人々や子ども自身のニーズが高いからである。この人々や子どもの観点からこのミニマムスタンダードが作られたのである。そうでなくては、ミニマムスタンダードは援助を行う側のマニュアルでしかないからである。このミニマムスタンダードの重要性は紛争や災害の影響を受けた人々と子どものニーズと支援する側の思いを繋ぐところにあると思う。

私たちが INEE ミニマムスタンダードの日本語訳を行うことになった経緯に関しては、2004年版の前書きにも書いたように偶然の機会からである。私は2004年にユネスコで行われたイラク高等教育支援会議に出席したが、その際に INEE ミニマムスタンダードの記者発表が行われ、当時のフセイン教育部長から出てはどうかと誘われた。会場は多くの記者や関係者が詰め掛けていた。私はそれを隅の方で聞いていた。説明が終わって、このミニマムスタンダードの各国語への翻訳が話題になった。その時にフセイン部長が私のほうを指差して、「日本語版に関してはここにいる内海教授が行う予定である」というのである。何の打ち合わせもなく、翻訳を頼まれてしまった。勿論 pro bono である。その時は勤務先の大阪大学の国際協力論のゼミ生を中心に翻訳を行った

そして今年（2010年）5月に INEE からミニマムスタンダードの改訂版ができた、ついでには今回も日本語訳を pro bono でお願いできないかとのメールが来た。2010年11月5日に前回同様の記者発表会がユネスコのパリ本部で行われた。今回は翻訳や今後の日本での発表会の打合せを兼ねてお茶の水女子大学の学生らと一緒に参加した。今回の

記者発表は2004年の時と比べると大きな盛り上がりはないように思った。それはこの6年の間に国際緊急人道支援における教育分野の支援が周知され、そのミニマムスタンダードの必要性、重要性はニュースの対象ではなく学習の対象になったからでもある。ただ、今回の発表会で指摘されたことはINEEのミニマムスタンダードは、単に緊急教育支援関係者のみならず緊急援助関係者の間に広く認知され、これが緊急支援の立案、実施及び評価において基準となっていることである。その意味で日本の関係者においてもミニマムスタンダードを知っておくことは、計画や実施において国際協調の重要性が増している現在、必要なことであると思われる。

翻訳にあたっては、お茶の水女子大学国際協力論講座のゼミの原書講読として急遽これを取り上げ、ゼミに参加している5人の学生と1人の研究生に各章を割り当てた。そして、全体のとりまとめを大阪大学大学院の卒業生で国際教育開発を専攻した中川真帆さんをお願いした。ゼミで学生には翻訳にあたっての指導をしたが、もとより不十分であり、また私自身が翻訳の専門家ではない。2010年の夏はゼミ生はそれぞれがポストコンフリクト地域（東ティモールや北部ウガンダ）へのフィールドワークを行ったが、その合間を縫って翻訳が行われた。学生諸君の翻訳をもとにドラフトを作成し、必要な修正を加え、最終的に全体を見直した。多くの誤訳や未熟な表現があると思う。これは監訳者の責任である。それゆえ、皆様のご指摘ならびにご指導をお願いする次第である。

このような重要な文書を翻訳するチャンスを与えてくれたINEEに感謝すると同時に、翻訳を仕上げてくれた学生諸君に深謝する次第である。

内海 成治 2011年3月

翻訳担当

監訳 内海 成治

緒論 植月 綾子

第1章前半 野坂 彩佳

第1章後半 佐川 朋子

第2章 豊永 優美

第3章 小島 千尋

第4章 斎藤 智美

第5章 中川 真帆

用語解説は全員で担当した。

緒論：
緊急時の教育のための最低基準
(ミニмумスタンダード)
—準備・対応・復興—

緒論：教育ミニマムスタンダード—準備、対応、復興—

緊急時の教育とは何か

教育は、全ての人にとっての基本的人権である。数千万人の紛争や災害の影響を受けた子どもと若者にとっては、とりわけ重要なものである。しかし緊急時には、多くの場合教育は著しく混乱し、学習者は質の高い教育を享受することができない。

緊急時の教育には、あらゆる年齢の人の学習機会が含まれる。すなわち、幼児教育、初等教育、中等教育、ノンフォーマル教育、技術訓練、職業訓練、高等教育、成人教育等々の全てを指す。緊急時から復興への期間を通じて、質の高い教育は、物理的、心理社会的、知的な意味で人々を保護し、それによって生命を守り、救うことができる。

緊急時の教育は、安全な学習環境を提供することで、人々の尊厳や生命を守るのである。助けを必要としている子どもや若者が特定され、彼らは支援を受け、質の高い教育と物理的に保護されることで、危機的環境下における危険や搾取から守られる。学習者が安全な環境にあれば、男子も女子も、性的、経済的に搾取されたり、その他のリスクに晒される可能性は低下する。リスクには、強制的な結婚や早婚、軍隊や武装集団、組織犯罪への勧誘などが挙げられる。さらに教育は、生きるための大切な技能を強化し、さまざまな社会的仕組みを提供することで、命を守るための情報を伝えるのである。例えば、地雷を回避する方法、性的暴力から身を守る方法、HIV 予防、医療や食料へのアクセス方法などである。

また教育機会は、日常的な感覚や精神的安定、未来への展望や希望を与えることで、紛争や災害による精神的な衝撃をやわらげる。教育によって、問題解決・問題処理能力が強化されることで、危険な環境下においてどのように生き抜くか、自分たちや他人をどうケアするかについて、学習者自身が情報に基づいて判断できるようになる。こうしたことは、政治的メッセージや矛盾する情報源に対して、批判的に考えることの一助となる。

学校やその他の教育の場は、教育分野以外に、他の必要不可欠な支援—人々の保護、栄養、水、公衆衛生、保健サービス—の着手の拠点となり得る。教育、保護、シェルター、水、公衆衛生、保健、心理社会的サポート等、各分野のスタッフ間の調整が、安全で学習者に優しい場所の確立のために重要である。

質の高い教育は、社会的、経済的、政治的な安定に直接的に貢献する。すなわち、社会的結束を強め、紛争解決や平和構築を促進することによって、紛争のリスクを軽減する一助となるからである。しかし、紛争の被害を受けた人々が教育を受け、長期的な平和構築の機会が格段に増大する一方で、教育は平和や安定に対し負の影響を及ぼす可能性もある。一部の学習者の教育へのアクセスが妨げられることによって、不公平が強まり社会的権利が侵害される場合や、カリキュラムや教育内容の偏りによって、教育が紛争の一因になることがある。また、教育施設は紛争下で標的にされることもあり、生徒や教育関係者が通学途中に襲撃されることもある。教育システムを保護し、紛争の影響を受けた社会を持続可能な平和と開発に向かわせるためには、緊急時に即座に開始可能であり、適切に計画された教育改革が必要である。

危機的状况によって、中央政府、地域住民、国際的な利害関係者（stakeholders）が、より公平な教育システムや構造を作りだすなかで社会変革のために共に尽力する機会がもたらされることもある。幼い子ども、女兒、若者、身体障がい児、難民および国内避難民（IDPs）等、教育から排除されていた集団は、この教育発展機会の恩恵を受けることができる。これは危機的状况がもたらす、教育へのアクセス改善と質の向上につながる機会であると言える。

また危機的状况は、その社会集団全員に対して新しい技術や価値観を教授する機会を提供する。例えば、インクルーシブ教育、教育への参加、他者への寛容、紛争解決、人権、環境保護、災害防止の重要性などが挙げられる。緊急時から復興に向けての教育は、適切で、実際の価値のあるものでなければならない。基本的な読み書きや計算を教え、学習者のニーズに合ったカリキュラムを提供し、批判的思考力を育てるべきである。教育は、危険についての指導を行ったり、災害リスクを軽減させるコミュニティセンターとしての学校の役割を促進したり、子どもや若者に防災活動のリーダーとして権限を与えることを通して、安全で活力のある文化を築くことができる。

教育は人道支援にどのように適合するか

危機の際、地域住民は教育を優先事項と考える。学校やその他の学習の場は、コミュニティの中心的な場所であり、将来の世代への教育機会や、よりよい生活への希望を象徴するものである。学習者とその家族は教育を切望する。教育は、経済的、社会的、政治的な面で、社会に参加する能力を伸ばす鍵なのである。

近年まで人道支援といえば、食糧、シェルター、水、公衆衛生、健康管理等を指した。教育は緊急時に必要な対応というよりは、むしろ長期にわたる開発の一部と見なされていた。しかし、教育の持つ、生命を維持し、救う側面が認識されるようになり、現在では人道支援における教育は重要視されている。

教育は、人道支援において、迅速な支援物資の供給等に限らず広い範囲にわたる計画立案とその準備において不可欠である。教育と他の緊急に対応すべき各分野との間における協調・協力は、全ての学習者の権利とニーズに応える効果的な支援には欠かせない。このことは、Sphere-INEE 協働協定 (Companionship Agreement) や、機関間常設委員会 (Inter-Agency Standing Committee : IASC) の教育分野の活動にも反映されている (戦略的連携を参照)。

人道支援は、危機への事前対策から緊急時、復興早期過程における対応までの一連の活動である。不安定な状態が長期間続く場合、このような直線的な開発活動の概念は現実的でないこともあるが、これによって分析や計画のための効果的な枠組みを導き出すことができる。

INEE ミニмумスタンダードとは何か

INEE ミニмумスタンダード・ハンドブックには、19のスタンダードと、それぞれについての重要な活動指標とガイダンスノートが含まれている。ハンドブックは、緊急時の教育についての準備、対応、復興の各過程をよりよいものとする、安全で適切な教育機会へのアクセスを増やすこと、そして教育サービスを提供する際の説明責任を確保することを目指している。

INEE (Inter Agency Network for Education in Emergencies : 緊急時の教育のための機関間ネットワーク) は、本ハンドブック 2004年版と、2010年改訂版を作成する過程で、世界中の政府、政策立案者、学者やその他の教育関係者が関わる協議会を開催した。INEE ミニмумスタンダード・ハンドブックの手引き内容は、さまざまな危機的状況—災害・紛争、急激な危機・漸進的危機、都市・地方での発生等—さまざまな危機的状況への対応に利用できるようデザインされている。

INEE ミニмумスタンダード・ハンドブックは、質が高く、適切に構成された人道支援

活動一すなわち災害等の影響を受けた人々の尊厳を守る過程で、彼らの教育に対する権利とニーズに応える活動一が確実に行われることに焦点を当てている。また、教育分野における人道支援と、開発援助を調整することも重要である。特に危機的状況の影響下においては、紛争や不安定な情勢、人道的危機によって、状況が安定しないことがある。こうした期間には、人道支援組織と開発援助団体は協調して教育を支援しなくてはならない。

これらの関係者間での協調と緊密な協働は、人道支援から開発援助への移行期も含め、教育を効果的に支援するために重要である。このハンドブックは、リスクを軽減し、今後に向けての準備を改善し、質の高い教育のための強い基盤を作る等の手法で、深刻な危機に準備・対応するための手引きを提供している。また、復興と発展の段階においてはより強固な教育システムを再建することに貢献するものである。

INEE ミニмумスタンダードはどのように発展してきたか

2003年から2004年にかけて、地方（local）、国、地域（regional）の協議、INEEのリストサーブ（メーリングリスト）を利用したオンラインでの協議、そしてピア・レビュー（関係者間での検討）を経て INEE ミニмумスタンダードは検討・開発された。

この協議プロセスは、INEEの指針である協調、透明性、費用対効果、意志決定の諸原理を反映したものである。50カ国以上2,250人を超える人々が、INEE ミニмумスタンダード初版の議論に関わった。そして2009年から2010年にかけて、利用者の評価と推薦に基づき、新たな協議プロセスの構築が開始された。これは改訂するハンドブックについて以下のことを保証するためである。

- 緊急時における教育について、近年の開発状況を反映すること
- スタンダードを適用した利用者の経験と良い実践例を組み込むこと
- 2004年版のハンドブックよりも使いやすいものとする

2010年 INEE ミニмумスタンダードの改訂は、従来の協議プロセスに加え、INEEの教育、人道支援、開発援助の実践者、そして政策立案者と INEE との強い協力体制の上に成しえたものである。世界中から1,000人以上が関わった重要な協議プロセスでは、初版ハンドブックへのフィードバックの分析、オンライン協議、専門家グループによる協議を通しての横断的な問題の再検討、スタンダードの各分野の統合、ピア・レビュー、リストサーブを通じた、INEEメンバーによるオンライン・レビュー等が行われた。

尊厳をもって生きる権利を保障する人権枠組み

人権、人道主義、難民に対する法律は、国際的な法的条約と規範的な基準の主要部であり、これは平和な時期だけでなく、紛争や災害による緊急時における人権を保障および規定している。INEE ミニмумスタンダードは、人権に関する重要な諸文書に明言されている人権、特に教育の権利に由来するものである。

ジョムチェン宣言 (Jomtien Declaration 1990)、万人のための教育世界行動指針 (World Education Forum Framework for Action promoting Education for All 2000)、ミレニアム開発目標 (2000) —これらは法的拘束力を持たないが、繰り返し主張され、しばしば教育権の概念を発展させてきた。これらの宣言は、難民や国内避難民 (IDPs) など居住地域からの退去を余儀なくされた人々の増加するような、危機的状況における教育について特に配慮したものである。これらの宣言は、幼児教育、全ての若者と成人の学習プログラムへのアクセス、そして既存の教育プログラムの質を高めることを強調している。

また INEE ミニмумスタンダードは、スフィア・プロジェクト人道憲章にも由来している。この人道憲章は、国際人道法、国際人権法、難民条約、国際赤十字、赤新月運動および災害援助を行う NGO のための行動規範に基礎を置いている。この憲章には、災害や紛争によって被災した人々が、尊厳を持って安心して生活するために、また基本的人権を保障するにあたって、保護と援助を受ける権利が謳われている。さらに、被災した人々の保護と援助を受ける権利を保障するための、国家や交戦中の当事者の法的責任を示している。しかるべき当局がその責任を果たすことができない、あるいは果たす意志がない場合には、人道機関が、人道的保護と支援を行う義務を負うことになる (www.sphereproject.org 参照)

INEE ミニмумスタンダードを支持する国際法律文書

- ・ ジュネーブ条約 第四条約戦時における文民の保護に関する 1949 年 8 月 12 日のジュネーブ条約 (1949、日本では 1953 年) (第 3 条、第 25 条、第 50 条)、追加議定書 (1977)
- ・ 難民の地位に関する条約 (1951、日本では 1982 年) (第 3 条、第 12 条)
- ・ 市民的および政治的権利に関する国際規約 (1966) (第 2 条)
- ・ 経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約 (1966) (第 2 条、第 13 条、第 14 条)
- ・ 女子差別撤廃条約 (1979、日本では 1985 年) (第 10 条)
- ・ 児童の権利に関する条約 (子どもの権利条約) (1989、日本は 1994 年) (第 2 条、第 22 条、第 28 条、第 29 条、第 30 条、第 38 条、第 39 条)
- ・ 国際刑事裁判所ローマ法規 (1998) (第 8 条 2)(b)(ix)、第 8 条 2)(e)(iv))
- ・ 国内避難民に関する指導原則 (拘束力無し) (1998) (第 23 段落)
- ・ 障害者の権利に関する条約 (2006、日本では 2007 年) (第 24 条)

緊急時にも教育の権利は存在するか

緊急時にも教育の権利は存在する。人権とは普遍的であり、緊急時であろうと適用されるものである。教育の権利は、人権であると共に、その権利を行使するためのものでもある。教育は、人々が自身の可能性を最大限に伸ばすため、また生活や健康に関する権利を行使するための技能（スキル）を提供する。例えば、地雷についての警告を読むことができれば、地雷のある区域を避けることができる。こうした基礎的な読み書きの能力は、権利である健康の維持にも役に立つ。基礎的な読み書きができれば、医師からの治療説明書が読めたり、薬品の瓶の服用説明書を正しく理解できるからである。

万人に対して質の高い教育を提供することは、本来、教育関係省庁や地方教育局に委任された政府の教育担当部門の責任である。緊急時には、国際連合（UN）のような国際組織や、国内および国際 NGO、コミュニティに根付いた組織などの他の利害関係者もまた、教育活動に着手する。関連する地域や国の教育担当局が自身の義務を果たすことができないか果たす義務がない場合に、外の組織が教育対策の責任を引き受けることができる。INEE ミニマムスタンダード・ハンドブックは全ての関係者が質の高い教育を達成するために有効な実践的枠組みを提供するものである。

「質の高い教育」とは、人々が利用でき、アクセスに問題がなく、その地域に受け入れられ、また、地域に適応させることのできる教育のことを指す。INEE ミニマムスタンダードは、教育計画の基礎として人権法で使われる用語と考え方を採用している。参加、説明責任、非差別、法的保護の原則を実現することで、質の高い教育を達成する一助となるからである。

INEE ミニмумスタンダードの利用

INEE ミニмумスタンダードの内容

INEE ミニмумスタンダードは5つの分野から構成されている。

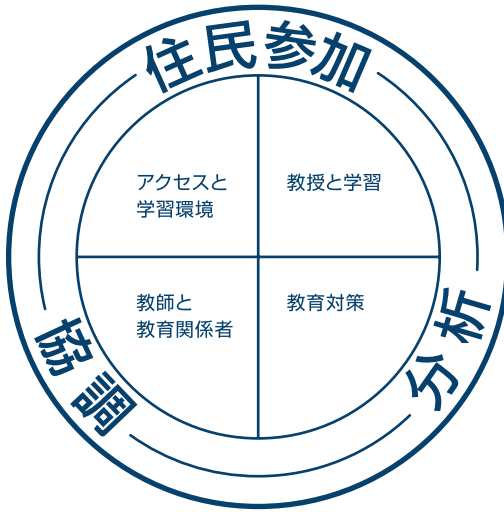
基本的スタンダード: 協調、住民参加、分析を含めるべく、改訂・拡張された部分である。これらのスタンダードは、包括的で質の高い対応を促進するために、全ての分野に横断的に適用されるべきものである。プロジェクトサイクルの全ての段階において、特により深い分析の必要性に配慮して作成された。これは状況をよりよく把握し、以下に続く分野で、より適切にスタンダードを利用するためである。

アクセスと学習環境: この分野のスタンダードでは、安全で適切な教育機会へのアクセスに焦点を当てた。また、健康、水、衛生、栄養、シェルター等、他の分野との連携の重要性を強調している。この連携によって、学習環境を安全で、身体的、認知的、心理的に改善するためのスタンダードである。

教授と学習: これらのスタンダードは、効果的な教授と学習を促進する重要な要素に焦点を当てており、カリキュラム、教員養成、専門家による開発と支援、指導と学習のプロセス、学習成果に対する評価を含むものである。

教師と教育関係者: この分野のスタンダードは、教育現場の人材の管理とマネジメントを扱っている。雇用、選考、サービスの状態、監督と支援が含まれる。

教育政策: この分野のスタンダードは、政策の形成と制定、計画と実行に焦点を当てている。



ハンドブックの各分野は、教育の仕事における特定の分野について説明されている。しかし、ハンドブック内では各スタンダードは相互に関係している。質の高い教育を包括的に捉えるために、必要な箇所では、ガイダンスノートと他のスタンダードの指標あるいはガイダンスノートとの連携を明らかにした。

ミニマムスタンダード・ハンドブック 2010年版の新たな点

2004年のハンドブックからの改良点は以下の通りである。

- 状況分析、保護、心理社会的サポート、紛争緩和、災害リスクの削減、幼児教育、ジェンダー、HIV エイズ、人権、万人のための教育、各分野の連関（健康；水、公衆衛生とその促進；シェルター；食と栄養）、そして若者に関する事項等の重要事項が強調された。（これら重要事項の実践に利用できるその他のツールに関しては、INEE ツールキット www.ineesite.org/toolkit を参照）
- 各スタンダードを満たすための重要な要素について、重要な指標（key indicators）と重要な活動指標（key actions）を提示するように変更した。（18 頁の枠内参照）
- 「全てのカテゴリーに共通のミニマムスタンダード（Standards Common to all Categories）」から「基本的スタンダード（Foundational Standards）」へ、緒論のタイトルの改訂。これは、全ての教育活動の基礎として、これらのスタンダードを利用する必要性を明示するためである。さらに協調スタンダードは、全ての教育活動において必要とされているため、教育政策の章から移行した。

状況分析

災害や紛争の影響を受けた人々は、人道支援の中心にあるべきである。つまり、INEE ミニмумスタンダードの中心に置かれるのは彼らなのである。災害や紛争の影響下では、資源や権力の公平性が保たれず、被災者それぞれに異なる影響を被る。傷つきやすさ (vulnerability) というのは、人々が災害や紛争の被害を受けやすくなる性質や状況を指す。人々が生活する中での社会的、世代的、身体的、生態学的、文化的、地理的、経済的および政治的状況がこれを決定づける。傷つきやすい集団の中には、女性、身体障がい者、子ども、少女、軍隊や武装集団に加わっていた子ども、HIV 感染者などが状況に応じて含まれるだろう。能力 (capacity) とは、個人、集団、社会および、決められた目標達成のための組織の内部における、強み、特徴、利用可能な資源等の複合的な概念である。

教育関係者が地域の状況分析を行う際には、この傷つきやすさや能力の重複や変化に対する配慮が必要である。これは状況の変化がその地域の傷つきやすさや能力に与える影響を把握するためである。出身民族やカーストの階級、居住地の移動、宗教、政治的背景などにより、その人々が一層傷つきやすい存在になってしまう状況もある。これらの要素は、質の高い教育へのアクセスに影響を及ぼす可能性がある。そのため、それぞれの状況における人々のニーズ、傷つきやすさ、能力を包括的に分析することは、効果的な人道支援には欠かせないことであるといえる。基本的スタンダードは、状況分析についてのガイドも含んでおり、これはハンドブック全体を通しての中心的な主張である。

危機的状況下においては、被災者たちの回復力と能力を認識し、それを基礎として彼らの傷つきやすさを軽減する必要がある。地域における各対応への理解と支援、そして現地関係者の能力形成は、必ず優先的に行われるべきである。基本的スタンダードでは、状況分析を強調することと、重要事項が常に一貫して中心に置かれている。それによって、2010年版ハンドブックは、教育の準備、対応、復興におけるの状況と傷つきやすさ、能力に焦点を当て、よりよい取り組みを進めるための枠組みを提供している。

スタンダード、重要な活動指標、ガイダンスノートの相違点

各スタンダードは同一の形式に基づいている。まず**ミニмумスタンダード**が提示される。このスタンダードは、災害や紛争の影響を受けた人々には、尊厳ある生活を営む権利、安全で質の高い適切な教育を受ける権利があるという原則を基礎としている。ゆえにこれらのスタンダードは質的なものであり、どのような状況においても普遍的に適用可能となるように設定されている。

次に**重要な活動指標**に関する節が続く。ここでは、基準を達成するための方策が提案される。あらゆる状況には適応することができないものもあるが、それらは特定の状況下で適用されるべきである。また、実践者は、スタンダードを満たすために必要な代替策を考案してもよい。

最後に、**ガイダンスノート**は、異なる状況下で、いつミニмумスタンダードおよび重要な活動指標を適応するかを検討するために、良い実践例の要点を提示したものである。ガイダンスノートには背景となる情報や定義の説明、そして優先事項および実践的な問題への対処に関する助言が含まれる。

誰が INEE ミニмумスタンダードを利用すべきか

災害のリスク軽減や紛争緩和にかかる緊急時の教育における準備、対応、復興に関わる全ての関係者は、ミニмумスタンダード、重要な活動指標、およびガイダンスノートを利用し推進すべきである。ミニмумスタンダードは、安全で質の高い教育へのアクセスを保障するため、また国や国際レベルで関係者の方針をまとめるために、専門知識と良い実践例の枠組みを提供するものである。ここで言う関係者とは以下の人々を指す。

- 国および地方レベルでの教育管轄機関
- 国連機関
- 二国間および多国間におけるドナー機関
- NGO と PTA 等を含む地域住民組織
- 教師および教育関係者、教師組合
- 教育分野の調整委員会および教育クラスター
- 教育コンサルタント
- 研究者および学者
- 人権運動家および人道主義者

現地の状況に INEE ミニмумスタンダードをいかに適応させるか

人権に基づいた普遍的なスタンダードを、実際に適用する際の葛藤は避けられないだろう。スタンダードは、普遍的な記述で質の高い教育へのアクセスという目標を掲げている。一方で重要な活動指標は、各スタンダードを達成するために必要な具体的手段を説明している。状況は様々に異なっているため、このハンドブックの重要な活動指標はその具体的な現地の状況に応用しなければならない。たとえば、教師と生徒の比率に関する重要な活動指標では、適正な教師と生徒の比率を保つため、十分な数の教員を採用すべきだと述べられている（教師と教育関係者スタンダード1、ガイダンスノート5（104頁）参照）。これに関しては、関係者の協議によって現地における適切な教師と生徒の比率を決定し、状況に対応しなければならない。深刻な緊急時の場合、教師一人につき60名の生徒が受け入れ可能だが、長期にわたる復興過程の中では一人の教師につきできれば30名から40名に改善されることが望ましい。現地の状況に即した、実現可能な行動を決定する際には、利用可能なリソース等を含む状況や、緊急の度合いを考慮しなければならない。

教育における緊急対応計画および準備においては、スタンダードを実際の状況に対応させるプロセスが、いかなる緊急時にも優先されるのが理想的である。INEE ミニмумスタンダード利用者の経験によると、参加型および複数のアクターの協働による実践の際に、状況に対応させるこのプロセスはより効果的だということが明らかになっている。実践現場では、教育分野の調整委員会あるいは教育クラスターが、スタンダードを満たすための具体的で実現可能な実践が検討される理想的な公開討論の場である。（INEE ミニмумスタンダードを状況へ対応させるプロセスについては、INEE ツールキット：www.ineesite.org/toolkit 参照）。

現地の様々な要因によって、短期間ではミニмумスタンダードや重要な活動指標の達成ができないこともある。この場合、ハンドブックのスタンダードおよび重要な活動指標と、現地の実状とのギャップを理解し反映させることが重要である。スタンダードを達成するために、課題点を検証し、適切に変更するための方略を策定しなければならない。

INEE ミニмумスタンダードは、災害の影響を受けた人々の教育に対する権利とニーズを人道支援活動が確実に満たす方法を改良するべく開発された。危機的状況の影響を

受けた人々の生活に対して、大きな変化をもたらすことが目指されている。しかし、このハンドブックだけで達成できるものでは決してなく、このスタンダードを利用する人自身が行動して初めて達成されるのである。INEE は、今後の改訂に役立てるため INEE ミニмумスタンダード 2010 年版のフィードバックをいつでも歓迎している。www.ineesite.org/feedback にあるフィードバックフォームを利用して頂きたい。

INEE ミニмумスタンダードの実行、制度化をサポートする手段

INEE ミニмумスタンダードの適用、制度化をサポートするツールは、INEE のウェブサイト www.ineesite.org/standards から利用できる。

INEE ミニмумスタンダードの翻訳：www.ineesite.org/translations

INEE ミニмумスタンダード・ハンドブックの 2004 年版は、現在（日本語も含めた）23 の言語で利用可能である。最新版はアラビア語、スペイン語、ポルトガル語（日本語版）およびその他の言語に翻訳される。

INEE ツールキット：www.ineesite.org/toolkit

INEE ツールキットはスタンダードを達成するべく、現地の環境の尺度に合わせるための INEE ミニмумスタンダード・ハンドブック、訓練と促進のためのツール（全翻訳版を含む）、および実践的ツールを含んでいる。ハンドブック内でこれらのツールは、中心となる重要な活動指標とはもちろん、各分野とも関連している。また、ツールキットには INEE ミニмумスタンダードを補完、支援するために開発された INEE ツールも含まれている。具体的には、安全な学校建設についてのガイダンスノート、教師の給与に関するガイダンスノート、教授と学習に関するガイダンスノート、万人のための教育についてのガイダンスノート、およびジェンダーに関するポケットガイド等である。

INEE ミニмумスタンダード参考文献ツール：www.ineesite.org/MSreferencetool

このツールは“破れにくい” (indestructible) 冊子（水に強い特殊な紙の冊子）の形になった参照ガイドである。これには全てのスタンダード、重要な活動指標およびガイダンスノートが読みやすい構成で掲載されている。

INEE ミニмумスタンダード制度化のチェックリスト：www.ineesite.org/institutionalisation

このチェックリストは、各組織（国連、NGO、政府、ドナー組織、調整機関、および教育関係機関）に特有の目標に向けて開発された。各組織の内部において、または二国間および多国間で、ミニмумスタンダードを活動に統合するために必要なそれぞれの行動を明示したものである。

INEE ミニмумスタンダードをどのように利用するか

アクセスと学習環境、教授と学習、教師および教育関係者、教育政策など、他の分野のスタンダードを適用する際には、まず必ず基本的スタンダードを利用してほしい。また、各分野の序文を読むと、当該分野に関連する主要事項が説明されている。良い実践のためのツールは、INEE ツールキットから参照できる。www.ineesite.org/toolkit

INEE ミニмумスタンダード・ハンドブックは、人道支援の準備、実行、モニタリングと評価の過程（事例1参照）で利用されるようデザインされたものである。これは、深刻な緊急時における支援の際に、教育関係者がハンドブックを知っており、ハンドブックに基づいて訓練を受けている場合に最も効果を発揮する（事例3参照）。当ハンドブックは、災害への備え、対策計画、および各セクター間の協働に役立てて頂きたい。

INEE ミニмумスタンダードを達成することは可能である

2004年の開始から、80カ国以上で緊急時の早期から復興に向けての段階に至るまで、INEE ミニмумスタンダード・ハンドブックは、質の高い教育の促進に効果的なツールであったと証明されている。このスタンダードは、政府関係者、地域住民や国際機関など、さまざまな関係者間での共通の枠組みを提供しており、共通の目的の開発を促進している。INEE ミニмумスタンダードの利用者からは、以下の点でハンドブックが役立ったとの報告が寄せられている。

- 地域住民が、復興への段階において教育プログラムの策定と実行に有意義に関わることができた。
- 教育の評価と反応をより適切に整理することができた。
- 国の教育システムを強化できた。
- よりよい教育サービスの提供に役立った。
- 緊急時から復興と開発に向かう過程で、教育のモニタリングと評価を行うことができた。
- 質の高い教育を実施するうえで、知識と技術を向上させるための能力形成ができた。

- 教育分野の資金提供者を誘致できた。

INEE ミニмумスタンダードはまた、教育提供者に対しての重要な説明責任のツールとしても役立っている。多くの援助機関が、自分たちの支援する教育プロジェクトの質の高い説明責任の枠組みとしても、このスタンダードを利用するようになってきている。以下はスタンダードの利用事例である。

1. イラクにおける学校再建 (school rehabilitation) : 紛争の後、多くの人々が住居地域からの避難を強いられた。そのため INEE ミニмумスタンダードはファルージャ Fallujah 市の 5 つの公立学校の再建のために利用された。2007 年には、生徒、保護者、教師、帰還者と、紛争の間もその地域に留まっていた人々がすべて、学校再建プログラムの優先領域を決めるためのフォーカスグループディスカッションに参加した。住民参加スタンダードおよびアクセスと学習環境スタンダードに提示されているように、水と衛生、および教室の確保の優先度が高いとされ、また、コミュニティ教育委員会 (CEC) が結成された。CEC への女性の参加を確保し、プロジェクトの女性スタッフは、女兒の在籍児童数が少ない理由を明らかにすべく、母親と家庭に留まっている女兒を訪ね歩いた。女兒の通学における安全性への懸念については、学校まで一緒に登校する他の女子児童や付添人を手配することによって対応した。独身の男性教師が働いていることへの不安感もあったため、採用手続きの透明性を向上させるべく、CEC が学校の理事と共に採用活動を行うことになった。このことにより、教師は生徒に対して責任を持って行動していると信頼することができると、家族を安心させることができ、学校の在籍者数を増加させる一助となった。

2. インド洋津波直後の組織間の調整 : インドネシアは、2004 年 12 月に発生した地震と津波の影響で過去最大の人的、物理的被害を受けた。アチェ州では、生徒 44,000 人と教師および教育関係者 2,500 人を超える人々が亡くなり、生き残った 150,000 人の児童生徒は適切な教育施設へのアクセスを失った。支援の中で INEE ミニмумスタンダードはより高いレベルでの協働を可能にする、適切な計画策定と実行のツールとして広く受け入れられ、またそれによって緊急対策が見直された。協働においてミニмумスタンダードを用いて教育官庁と国際組織は教育調整委員会を結成し、バンダ・アチェで定期的に協議を開催した。それぞれの機関や組織を超えて結成されたミニмумスタンダードワーキンググループが、経験とよい実践例等を共有することで、スタッフがミニмумスタンダードを利用できるよう訓練を実施した。ハン

ドブックは早急にインドネシア語に翻訳され、アチェ州の教育局によって利用された。学習によってわかった重要な教訓は、深刻な緊急時において活動の調整や実施のペースを維持するためには、同じスタッフが継続して働くことが重要であるということであった。新しいスタッフのオリエンテーションに INEE ミニмумスタンダードの訓練を体系的に取り入れることで、こうした緊急時に行う協調活動により影響をあたえた。

3. ドナーの方針 (donor policy) の強化：ノルウェーは、自国の人道政策の一部として教育そのものを掲げている 5 つのドナー国の一つであり、INEE とミニмумスタンダード開発を積極的に支持している。2007 年に、ノルウェーの外務省 (MFA) によって緊急時の教育対策チームが組織され、このチームはノルウェー開発庁 (NORAD) と外務省およびその他のパートナーから、INEE ミニмумスタンダードをより広く周知すること、そしてその実践的な応用と体系的な利用を促す役割を託された。緊急時の教育対策チームは、外務省や開発庁に対して、教育分野への資金配分について、あるいは INEE の関連情報の協働機関等との共有方法について助言を行っている。NORAD に資金提供を申請する組織は、その活動における INEE ミニмумスタンダードの利用を明示しなくてはならない。INEE ミニмумスタンダードは、UNICEF、世界銀行、EU が参加している 2008 年の南スーダンにおける共同援助調査団 Joint Donor Mission (JDM) の参考文献に含まれている。それゆえ NORAD は、各パートナー機関と、教育セクターの復興を担う南スーダン教育省による INEE ミニмумスタンダードの利用と制度化を推進した。INEE のメンバーであるノルウェーの主要な NGO は、NORAD に対してミニмумスタンダードの制度化のサポートを行っている。緊急時の教育対策チームも同様に、他のノルウェー NGO や教育機関に対して、それぞれの開発プログラムにおいて徐々にスタンダードを適用または参考にすることを推奨している。ノルウェー政府は INEE を支持しており、それは教育分野、とりわけ教師、ジェンダー、緊急時に関する国際的な議論や討論におけるリーダーシップに見てとれる。

全世界の INEE ミニмумスタンダードの効果と影響についての事例は次のサイトを参照してほしい。www.ineesite.org/MScasestudies

戦略的な連携

人道支援活動における INEE ミニмумスタンダードとスフィア・ミニмумスタンダードの連携

スフィア・プロジェクトの「人道憲章と災害援助に関する最低基準」は、人道支援を行う NGO と国際赤十字社・赤新月社のグループによって 1997 年に立ち上げられた。被災した人々が人道支援に期待できる権利について明言している。スフィア・ハンドブックは人道憲章および給水と衛生の主要な部分のミニмумスタンダードを含んでいる。すなわち、食糧の確保、栄養と支援、シェルターと用地計画および生活器具、保健サービスである。

INEE ミニмумスタンダードは、スフィア・プロジェクトの中心的概念をそのまま引き継いでいる。つまり、大災害や紛争の被害を軽減するために可能な限り全ての策が講じられるべきであること、被災者、被害者には尊厳を持って生活する権利があることが中心的概念となっているのである。スフィア・プロジェクトが INEE ミニмумスタンダードの質を認め、2008 年 10 月、開発に向けての広義の協議プロセスを認める内容の友好協定に、スフィア・プロジェクトと INEE 双方が署名した。スフィア・プロジェクトは、INEE ミニмумスタンダードが、スフィア・プロジェクト人道憲章と災害支援時の最低基準の姉妹編および補足スタンダードとして用いられることを推奨している。この友好協定では、緊急対策の初期段階で、スフィアが示す各セクターと教育セクター間の連携が重要であるとしている。この協定が目指すものは、危機的状況の影響を受けた人々に対する支援の質的向上と、災害対策および準備時の人道的なシステムの説明責任を強化することである。

スフィア・ハンドブックのガイドは、今回の改訂版 INEE ミニмумスタンダード・ハンドブック全般を通して、相互に参照できるものである。また、教育に関するガイドがスフィア・ハンドブックの 2011 年版に統合されている。INEE ミニмумスタンダードを、スフィア・ハンドブックの姉妹編として利用することで、全セクターにおけるニーズアセスメントを通して、セクター連携が確実に構築される一助となる。またこれによって統合的な計画や包括的な対応が可能となる。

スフィア人道憲章と災害支援の最低基準に関する詳しい情報は、以下のサイト参照してほしい。www.shereproject.org

INEE ミニмумスタンダードと IASC 教育クラスター

教育クラスターは、UNICEF とセーブザチルドレン主導の組織で、緊急時の教育分野において、危機的状況の予測、対策、準備を担っている。教育クラスターが機能する場では、それは緊急時の教育のニーズを明らかにすることや、様々なアクターと協調してそれらに対応することで、支援をサポートする。INEE ミニмумスタンダードは、質の高い教育対応を保障する枠組みを提供するために、教育クラスターが用いる基本ツールである。国際的な教育クラスターと国ベースの教育クラスターは、以下のような目的のもとにスタンダードを利用している。

- クラスターの協調活動の質的向上、機関間における対話の円滑化、共通目標の策定
- 準備、リスク軽減、ニーズアセスメントと関連したモニタリングと評価を含む対応についての計画と実施の改善
- 職員と協力者に対する訓練、能力形成の支援
- 援助資金の申請方法・枠組みの構築
- クラスターメンバー、ドナー、その他のセクター間での、対話と支持体制の形成

詳しい情報は以下のサイト参照してほしい。

<http://oneresponse.info/GlobalClusters/Education>

INEE ミニмумスタンダードに関して多く寄せられる質問

どのように INEE ミニмумスタンダードで既存の教育基準を高めることができるか

各国の教育省はそれぞれ自国の教育基準を開発してきた。INEE は、教育法と教育政策を定義し、難民や国内避難民、マイノリティを含む国内の全ての子どもに対する基礎教育の実施という国の役割を認識および支持する。

国の基準がある場合、その基準と INEE ミニмумスタンダードが提示する範囲、意図、内容における違いを分析すべきである。経験上、INEE ミニмумスタンダードは一般的に国の教育基準と共存できる。このスタンダードは補完的、補足的なツールであり、国の教育基準達成を助けるものである。政策や国の戦略だけで十分に対処しきれない緊急時においては、実施戦略やガイドとなる情報を提供する。

INEE ミニマムスタンダードは高い基準を設定しているが、なぜ「最低限の」と呼ばれるのか

INEE ミニマムスタンダードは、多くの法律文書と国際的合意によって成文化された教育の権利に基づいているため、ハンドブック内のガイドは、これらの権利よりも下に設定することはできない。国際的に合意された人権の概念や良い実践例について説明しているため、基準が高く見えることもあるかもしれないが、このスタンダードは質の高い教育や人々の尊厳についての最低限のニーズを定義しているのである。

資金や教育資源が限られる場合、INEE ミニマムスタンダードの利用法はあるのか

INEE ミニマムスタンダードは、リソースが限られた3種類の状況で利用可能である。第一に、スタンダードに多くの諸相があることで、多くの費用を割かずとも良い実践が可能であることを証明できる。たとえば住民参加のスタンダードは、さほどの追加費用を要しないものの、それらを適用すると人道的活動と教育の質を向上させることができる。このことで、長期的に見ると時間とリソースの節約になっており、より持続的なプラスの効果となっている。次に、INEE ミニマムスタンダードは緊急時とその復興時において、教育に対する投資の増加と、より効果的な投資法について主張する際にも利用できる。最後に、INEE ミニマムスタンダードを利用することで、教育局と他の組織が支援の初期段階で適切な決断を下し、不適切なプログラムやシステムを改良していくためにかかる費用を削減することができる。

第1章

基本的スタンダード (Foundational Standards)

基本的スタンダード (Foundational Standards)

住民参加

スタンダード 1 参加

地域住民は、差別されることなく、教育対応における分析・計画・実施・モニタリング・評価にオープンに参加する。

スタンダード 2 リソース

コミュニティのリソースは、年齢に応じた学習機会の実施のために確保され、利用される。

協調

スタンダード 1 協調

教育のための協調の仕組みが整備され、利害関係者が質の高い教育へのアクセスと継続性の確保のために行う活動が支援される。

分析

スタンダード 1 アセスメント

緊急時には、参加型で透明性の高い、包括的な教育アセスメントが、迅速に実施される。

スタンダード 2 対応方略

包括的な教育対応方略には、現地の状況や、教育の権利を侵害する要因、およびその障壁を取り除くための方策が明示される。

スタンダード 3 モニタリング

教育対応と、被災者の教育ニーズの変化について、定期的なモニタリングが実地される。

スタンダード 4 評価

偏りのない評価が組織的に実地されることで、教育対応活動が改善され、また説明責任を強化することができる。

この章では次の事項に関するスタンダードについて詳しく述べる。

- **住民参加：参加とリソース**
- **協調**
- **分析：アセスメント、対応、方略、モニタリング、評価**

本章で詳述するスタンダードは、効果的な教育的対応のために非常に重要なスタンダードである。この基本的スタンダードとは、アクセスと学習環境、教授と学習、教師と教育関係者、教育政策の各スタンダードを適用する際の基盤となるものである。

積極的な住民参加—意志決定過程や教育活動に住民が参加するためのプロセスや活動—を実現して初めて、緊急時における教育的対応は効果的なものになり得る。地域住民を巻き込み、教育活動に対するオーナーシップを高めることは、説明責任の強化や、より適切な地域資源の利用、長期的な教育サービスの維持に有効である。また、住民の参加によって、地域それぞれの教育に関する問題とその状況、対処法を特定し、検討することができる。このように、アセスメント、計画、実施、管理、モニタリングの各過程に地域住民が参加することによって、教育的対応は効果的で適切なものとなるのである。

住民参加は、地域住民の能力形成を伴うべきである。また、住民参加は、既存の教育活動を基礎として確立されなければならない。特に、コミュニティの機能回復、復興に貢献できる子どもや若者の参加は非常に重要である。

参加には、さまざまな程度と様式がある。象徴的な参加（symbolic participation）としては、教育サービスの利用から、意志決定の承認までが挙げられる。全体への参加（full participation）は、意志決定や計画、教育活動の実施に時間を費やし従事する等、すなわち直接的に関わることを指す。これまでの経験から、象徴的な参加のみでは参加の効果は薄いことが明らかになっている。緊急時において、包括的な全体への参加を達成することは多くの場合困難だが、それを目指して活動することは重要である。

すべての人に対する教育の権利を保障する責任を持つ教育官庁は、教育的対応における協調を監督すべきである。国際人道支援機関は、教育官庁や市民社会組織、現地の関係者それぞれの役割が侵害されないよう注意を払い、そのための支援と能力形成を提供しなければならない。また、教育官庁にその役割を果たす能力や正当性が欠けている場合には、教育クラスターやその他の調整機関による合意に基づいて、それぞれの指導が割り当てられる必要がある。教育的対応における協調は、迅速で、透明性が高く、成果志向でなくてはならない。また、活動の調整を行う際には災害などの影響を受けた地域

社会に対する説明責任を果たす必要がある。

効果的な支援および教育的対応の実施によって新たな損害が発生することの無いよう、緊急時の現地の状況とその変化について、適切に分析し把握する必要がある。教育分野の分析は、人道支援セクターにおける分析と並行して行われなくてはならない。

こうした分析の目的は、緊急時の状況、その原因、人々に与えた影響、およびその状況下における政府当局の法的、人道的責務を果たす能力について明らかにすることである。この分析に際しては、経済情勢、宗教、社会的な慣習やジェンダー、政治動向、安全保障、事態に対処するメカニズム、予期される将来の開発を考慮すべきである。被災した人々や教育施設に関する傷つきやすさ、ニーズ、権利、能力、利用可能な現地のリソース、そして提供される教育サービス間の格差を明らかにする必要がある。また、地域住民が、どの程度現地の災害に関する知識と対策を持っているかということ、あるいは（持っていない場合は）防災や災害時の支援活動の計画・実施の必要性について調査することも必要不可欠である。

情報の収集と分析によって、透明性があり、公的に利用可能であり、緊急時から復興期までのすべての段階に必要となる教育データが得られなければならない。情報収集およびその分析は、注意を怠れば紛争や状況の悪化に繋がることもあるため、慎重に行う必要がある。教育的対応および教育ニーズの動向に関する定期的なモニタリングと評価は、包括的で透明性の高いものであるべきである。教育的対応の実施から得られた教訓を含む、モニタリングと評価の報告書は、将来の教育的対応の改善に活かすため共有されなくてはならない。

住民参加 スタンドアード 1：参加

コミュニティのメンバーは、教育的対応の分析、計画、デザイン、実施、モニタリング、評価に差別されることなく、積極的に参加する。

重要な活動指標（ガイダンスノートと併読のこと）

- コミュニティの幅広いメンバーが、教育の安全性、効果、公平な機会提供を確実にするために、教育活動に関する優先順位の検討および教育計画に積極的に参加する（ガイダンスノート 1-4 参照）。
- コミュニティの教育委員会には、すべての傷つきやすい人々の代表が含まれる（ガイダンスノート 1-4 参照）。
- 子どもや若者が、教育活動の企画、実施、モニタリング、評価に積極的に参加する（ガイダンスノート 5 参照）。
- 幅広いコミュニティメンバーがアセスメント、状況分析、教育活動に対する社会調査、予算の検討、そして災害リスクの軽減や紛争対策活動に参加する（ガイダンスノート 6 参照）。
- 研修や能力形成の機会は、コミュニティメンバーが利用可能なものとする（ガイダンスノート 7 参照）。

ガイダンスノート

1. コミュニティの包括的参加

教育官庁やその他の教育機関は、地域住民が教育的対応活動の分析、計画、デザイン、実施、モニタリング、評価に確実に参加できるよう配慮しなければならない。年齢、性別、民族、宗教、性的な志向性、障がい、HIV 患者であることや、その他の要因に関わらず被災した住民の全てが参加可能でなくてはならない。

教育官庁やその他の教育機関は以下の事柄を特定する役割を地域住民に委ねるべきである。

- すべての学習者の教育ニーズ。
- 現地で調達可能な財政的、物質的、人的リソース。
- 男性と女性、子ども・若者と大人の関係性とその変化。
- 言語集団やあらゆる排除された集団間の関係を含む、コミュニティ内における権力構造（power dynamics）。
- 安全に関する課題、留意事項、脅威。

- ・ジェンダーに基づいた暴力を含む、想定されるあらゆる攻撃から教育設備、スタッフ、学習者を保護する方法。
- ・地域の災害、安全でアクセス可能な学校およびその他の学習場所の設置場所、現場のリスク軽減へのアプローチ。
- ・命を守るための教訓（人々の健康に関する脅威についての対策を喚起するメッセージ等）や、紛争状況下での配慮を、教育的対応全体に盛り込む方法。

家族、コミュニティ、そして学校やその他の学習施設との間の連携を強化するための枠組みは、参加型かつ包括的な、十分な協議のもとに構築されなくてはならない（ガイダンスノート 2-3、分析スタンダード 1 ガイダンスノート 3（46 頁）、分析スタンダード 2 ガイダンスノート 5（52 頁）、分析スタンダード 3 ガイダンスノート 1-3（54 頁）、分析スタンダード 4 ガイダンスノート 3-4（58 頁）参照）。

2. コミュニティの教育委員会

コミュニティの教育委員会とは、コミュニティ内の全ての学習者の教育ニーズと権利について検討し、実施する組織である。同様の機能を果たす組織の名称としては、「PTA」、「学校運営委員会」等がある。こうした組織は、訓練や能力形成活動、あるいは教育局やその他の教育機関と連携して教育プログラム支援することを通してコミュニティを支える。コミュニティの教育委員会が存在していない場合は、それを結成することが望ましい（ガイダンスノート 3、7 参照）。

コミュニティの教育委員会は、以下のコミュニティの全ての人の代表を含まなくてはならない。

- ・学校管理者、教師、スタッフ。
- ・保護者。
- ・子どもと若者。
- ・市民社会組織のスタッフ。
- ・現地の NGO や宗教組織の代表者。
- ・伝統的な地域のリーダー。
- ・医療従事者。

傷つきやすい人々の代表は必ず含めなければならない。コミュニティの教育委員会のメンバーは、女性・男性あるいは女子・男子が公平に参加できるよう、地域と状況に適した参加型のプロセスを経て選出されなければならない。

民族、部族、宗教および人種等の社会的な差異によって人々が不当に扱われるよ

うな、複雑な緊急状況下においては、コミュニティ教育委員会はそのすべての関係者と協働すべきである。また、全体の包括的な議論が最終的な目標ではあるが、個人やそれぞれの社会集団の安全が守られることが先決である。委員会はコミュニティ内で、安全、公平で、適切な教育をすべての人々に提供することを目指さなければならない。社会経済、政治的状况の変化に関する直接的な情報を把握することが必要であり、またそれを基に、あらゆるレベルの意志決定機関との対話を持つ必要がある（分析スタンダード1 ガイダンスノート3（46頁）参照）。

3. コミュニティの教育委員会の役割と責任

以下の事項を含めて、コミュニティ教育委員会のメンバーの役割と責任は明確に定義されなければならない。

- ・関連する問題に取り組むための定期的な会議の開催。
- ・会議や決定事項の記録。
- ・コミュニティから金銭的・物質的な寄付を集める。
- ・学習者の年齢や文化に配慮した適切なアプローチの決定する。（教育プログラムを確実に学習者のニーズや権利を尊重したものとするため、例えば、地域の状況を反映した、柔軟な学期制や年齢に応じたカリキュラムが挙げられる。）
- ・コミュニティと政府および地方政府の教育官庁との連携。（地域住民とコミュニティ外の意志決定機関との間のよりよい関係を構築するため）
- ・教育のアクセスや質の確保に関して説明責任を果たす責務を負うこと。
- ・教授と学習の質を確保するための、教育的対応のモニタリングの実施。
- ・学習機会を得られる人々、得られない人々の双方の情報に関するモニタリング。
- ・あらゆる攻撃からの保護を強化し、スタッフと生徒の通学中の安全性向上に努めること。
- ・災害リスクの軽減が確実に教育的対応に含まれることを保障すること。
- ・適切な心理的な支援の確保。

（分析スタンダード1 ガイダンスノート3（46頁）参照）。

4. 現地の教育活動計画

地域の教育局、コミュニティ、コミュニティ教育委員会は、参加型の計画プロセスを経て、教育活動の優先順位を決め、計画を立てなくてはならない。そしてこのプロセスの結果として地域に根差した教育活動計画を策定する。地域に根差した教

育計画は、国の教育制度が機能している場合はそれを基礎として築かれるべきである。また、この教育計画によって、現地における公教育やノンフォーマル教育プログラムの質の改善のための枠組みが決められる必要がある。その地域における、特に、傷つきやすい集団のニーズ、権利、関心、そして価値観が反映されねばならない。

教育活動計画は教育の継続性を保障することに焦点を当て、その目的には以下の事項が含まれる。

- ・教育環境のあり方、活動、指標、目標やスケジュールに関する見通しの共有。
- ・災害リスクの軽減や紛争への配慮を含む、特別な状況に応じたカリキュラムの適用。
- ・スタッフの雇用、管理、訓練、教師への報酬および支援に対する決定手順についての習得と合意。
- ・人権アプローチを優先し、差別をなくし、教育はすべての人に対して利用・アクセス可能であり、また受け入れられる形であるべきだという共通認識の育成。
- ・攻撃からの保護等、安全で協力的な学習環境を構築することを優先事項とする合意の形成。
- ・教育官庁および教育関係者による、法的に教育の権利を守るための役割と責任の明確化。

教育活動計画は、幅広い地域住民の参加を維持するため、定期的なコミュニティによるモニタリングと評価を伴うべきである（協調スタンダード 1（40 頁）、教師と教育関係者スタンダード 2（105 頁）、教育政策スタンダード 1 ガイダンスノート 6（117 頁）、教育政策スタンダード 2 ガイダンスノート 3（120 頁））。

5. 教育活動への子どもと若者の参加

子どもや若者は、教育システムの構築やその運営を含めて、自分たちの生活に関わる事柄について、意見を表明する権利がある。子どもと若者が安全で歓迎される環境を整え、参加を促す必要がある。こうした環境を作ることによって、子どもと若者を含めた建設的な対話を、より推進することができる。子どもや若者が自分自身を表現するために、その地域において文化的に適切な方法（芸術、音楽、演劇など）を用いることも必要であろう（教育政策スタンダード 1 ガイダンスノート 1,6（114 頁）参照）。

子どもや若者は、自分の家族や仲間の情緒的、社会的な「しあわせ」（well-being）を守り、支援するよう訓練されるべきである。緊急時に、学校に出席していない生徒を確認し、その子どもを学校に出席させる手助けをする際には、多くの場合仲間

の子どもや若者が活躍する。また彼らは、負傷した仲間や障がいを持つ仲間の、教育機会へのアクセスの確保を手助けすることもできる。能力形成の機会においては、子どもや若者の持つ、平和構築や紛争、災害の根底にある原因の除去に取り組む力や、前向きな変化を起こすための力を重視するべきである。例えば、学習環境内における虐待を報告し防ぐための手助けや、仲間同士の争いの仲裁、対立の解決に乗り出すための支援を、能力形成の研修を通して行うことができる（ガイダンスノート7、アクセスと学習環境スタンダード2（68頁）、教師と教育関係者スタンダード3ガイダンスノート5-6（109頁）参照）。

供給された物資を分配する仕事、あるいは施設を建設する仕事は、若者にとって、自身のコミュニティにとって重要な活動の計画や実施に参加する機会となる。このような参加の機会は、犯罪組織や武装集団等へ所属してしまうことへの建設的な代替の機会となる。これは若者にとっての心理社会的な便益であり、また、周りのコミュニティがこうした若者の貢献の恩恵を受けることになる。特に技術や生計に関する教育プログラムの計画、モニタリング、評価への若者の参加は、これらのプログラムが彼らの現在、そして将来のニーズに見合うものとするのを保障する一助となる。女性の教育へのアクセスおよび教育ニーズは、男性とは異なることもあるため、少女や若い女性たちの声にしっかりと配慮するよう、女性の参加が奨励されねばならない（SEEP Network Minimum Standards for Economic Recovery after Crisis, Employment Creation standard and Enterprise Development standards 参照）。

6. 社会調査

社会調査は地域に根ざした教育プログラムの評価であり、以下の点が含まれる。

- ・プログラムに調達可能な人材、資金、物資の把握。
- ・認識のギャップの明確化
- ・プログラムの効果の観察・測定。

緊急時において、その初期や中期には社会調査を実施できない場合もある。しかし、長期にわたる危機的状況や復興の早期過程においては、社会調査の実施は、コミュニティにとって教育プログラムに対するモニタリングをより効果的に行う能力の向上を図る機会であり、また彼らに対する権利侵害を申告する機会ともなる。社会調査の対象には、若者、特に公教育やノンフォーマル教育を受けていない若者も含まれる。また、こうした社会調査の結果が地域住民と関係機関に広く共有されることが重要である（分析スタンダード4（57頁）参照）。

7. 能力形成

能力形成とは人々や組織が目標を達成するために、知識、能力、技術や習慣を強化することである。被災した人々の中から、教師等の教育者、カリキュラム開発者を含めた教育専門家を見出し、彼らを教育プログラムの計画や実施に巻き込むためにあらゆる努力がなされなければならない。しかし、現地で十分な専門家が用意できない場合や地域住民が教育システムの再建に協力できない、あるいは協力的でないこともある。このような場合には、地域住民に対する能力形成活動が重要である。まず、アセスメントによって、傷つきやすい人々を含むコミュニティ内の男性と女性、子ども、若者と大人のニーズや能力の相違について調査すべきである。研修プログラムにおいては、コミュニティの、研修・訓練やその他の能力形成へのニーズを特定する能力を査定し、その対応策に着手する必要がある。そのような活動によって、コミュニティと他のセクターとの連携による教育プログラムの維持とオーナーシップが強化されるべきである。

住民参加 スタンドアード 2：リソース

コミュニティのリソースは、年齢にふさわしい学習機会を実施するために適切に把握され、動員され、活用される。

重要な活動指標（ガイダンスノートと併読のこと）

- コミュニティ、教育関係者、学習者は質的に優れた教育へのアクセスを強化するために現地のリソースを把握し、収集する（ガイダンスノート 1-3 参照）。
- 教育官庁、地域のコミュニティ、人道支援組織は、地域の人々の持つ技術や知識について現状を認識し、それらを最大限に活用するための教育プログラムを策定する。
- 政府、現地のコミュニティ、人道支援機関は災害リスクの減少と紛争緩和を具体化させるための教育を計画し、適用し、実施するために地域のリソースを利用する。

ガイダンスノート

1. コミュニティのリソース

リソースには、コミュニティ内での人的、知的、言語的、資金的、物質的リソースが含まれる。教育的対応を検討および計画する際、現地で調達可能なリソースを調査・分析し、その結果を踏まえて活用方法を検討しなくてはならない。

コミュニティのリソースは、政府の法的責任のおよぶ範囲のみを満たすために利用されるべきではなく、教育の安全性、アクセス、質の向上のために活用されなくてはならない。物理的環境の向上のためには、建造物、物資、労働力の支援、そして保育施設、学校、その他の学習スペースの維持や修繕にコミュニティのリソースが活用される。また、情緒的、物理的、社会的な「しあわせ」(well-being) を促進するためには、学習者や教師、ファシリテーター、保護者への心理社会的サポートが有用である。教師のモチベーションは、給料やその他の報酬のために集められたリソースによって、向上するであろう。透明性の維持と責任説明の確保のために、リソースの流通に関しては継続的に記録されねばならない。また、モニタリングでは、子どもに対して、その能力を超える身体的な労働を強いる等の搾取が行われていないことを確認しなければならない（アクセスと学習環境スタンダード 2（68 頁）、アクセスと学習環境スタンダード 3 ガイダンスノート 1-4（75 頁）、教育政策スタンダード 2 ガイダンスノート 4（120 頁）参照）。

2. アクセスと安全性の促進

教育官庁、現地のコミュニティ、人道支援機関は、傷つきやすい子どもや若者が学校に通い、また日常的にその他の学習活動にもアクセスできるように地域住民が手助けすることを推奨すべきである。こうした取り組みとしては、女性や若者のグループが最貧家庭の子どもたちに、清潔な洋服を提供する取り組み、あるいは子どもが生計を担う家庭に食物を提供する取り組みなどが挙げられる。地域住民は、学校や保育施設、その他の学習スペースが子ども達や若者にとって安全で保護された場所であるということを保障するためにも、教育官庁と連携した働きかけが必要である。また、地域住民自身が、安全なアクセスや交通機関を確立し、孤立した遠隔地域への支援に手を伸ばすこともできる。また、障がいを持つ学習者に関しては、教育に関するあらゆる障壁が取り除かれ、アクセスが促進されねばならない。女性は、女子や障がいを持つ学習者の出席を促すため、教室のアシスタントとして、彼らを嫌がらせ等から守ることができる。

若者が、年少の学習者と一緒のクラスに参加できない場合、あるいは文化的理由や、安全性が保たれないために学校に参加できない場合には、コミュニティは、ピアエデュケーション、技術・職業教育や研修、小規模なビジネスの開発研修等のノンフォーマル教育のプログラムを策定し支援することができる。コミュニティのリソースは、災害リスクの軽減に関する教育や、コミュニティにおける支援準備に関する情報を用意し、適用し、共有するために利用されなくてはならない（ガイダンスノート5
アクセスと学習環境スタンダード 2-3（68頁）、SEEP Network Minimum Standards for Economic Recovery after Crisis、Enterprise Development standards 参照）。

3. 持続可能性の構築

教育関係者やコミュニティは、長期的な役割と責任に関する研修に参加すべきである。この研修には、リソースの動員と管理、施設の維持、傷つきやすい人々への配慮、そして若者や子どもの学校参加を促すための特別な対策などが含まれる。

4. コミュニティの貢献に対する認識

すべての計画や学習計画の作成においてコミュニティの貢献に関する情報が具体的に盛り込まれる必要がある。教育の再構築に対するコミュニティの貢献は教材の作成および提供のように物理的な貢献である場合もある。こうした貢献は、現地の技術提供等と同じように、数字で測れない質的な貢献である。地域住民から多大な

貢献を受けられる場合、それは彼らのオーナーシップの強さを示し、それによって長期的に支援を受けて教育活動が継続されることが想定できる。しかし、本来教育に関する法的な責任は政府にあるため、永続的な支援をコミュニティの貢献に頼るべきではない。

ピアエデュケーション、コミュニティの動員、コミュニティ開発の枠組みの策定における若者の貢献は、重視され、推奨されるべきである。若者の参加は、ニーズアセスメントと計画策定において非常に重要である。

5. 現地の能力

災害リスクの軽減、紛争緩和に関する教育は、地域の復興に関する方策や能力に基づいて、作成、適用、実施されるべきである。リソースの分配が不公平である場合や、所属集団によって参加機会が不平等である場合には教育介入全体が影響を受け、人々の間で排斥や対立を助長してしまう。個人的あるいはあるグループの貢献は、貢献できない人々の不利益に繋がる恐れがあるため、教育計画に盛り込むことは好ましくない。貢献できない人々が差別されてしまってはならない（分析スタンダード1 ガイダンスノート3（46頁）、教育政策スタンダード1 ガイダンスノート6（117頁）参照）。

協調 スタンダード 1：協調

教育の協調の仕組みは、質の高いアクセスや継続性を保証するための利害関係者の協働を実施および支持するためのものである。

重要な活動指標（ガイダンスノートと併読のこと）

- 教育官庁は教育の権利を履行する責任があり、協調を形成するための協力者の招集や参加を含む教育的対応において指揮を執る（ガイダンスノート 1 参照）。
- 調整委員会によってアセスメント、計画、情報管理、リソース利用、能力形成、および啓蒙活動が取りまとめられる（ガイダンスノート 1 参照）。
- 教育のレベルや種類については協調活動の中で検討される（ガイダンスノート 1 参照）。
- 教育機関、援助機関（ドナー）、国連機関、NGO、コミュニティ、そしてその他の機関は、教育活動を支援するために迅速且つ公平で、透明性の高い資金調達の様組を共同で形成する。
- 調整委員会やその他の調整グループは、教育支援計画に関する情報を共有すべき、透明性の高い仕組みを構築する（ガイダンスノート 3-4 参照）。
- 教育的対応における能力や認識のギャップを明らかにするために協働アセスメントが実施される（ガイダンスノート 4 参照）。
- すべての利害関係者は、それぞれの目的の達成を目指し、公平性、透明性、義務と説明責任の原則に則り活動する（ガイダンスノート 5-6 参照）。

ガイダンスノート

1. 関係者間調整委員会（Inter-agency coordination committee）

教育的対応全般を管轄する調整委員会には幅広い関係者の代表者が招集されねばならない。政府の教育官庁が指揮を執るが、地域の教育局やその他のグループの意志が適切に反映されるべきである。教育官庁に指揮を執る能力や合法性が欠けている場合には、その他の関係者の合意によるリーダーシップが行われる。これらの責務は既存の教育調整機関が負うことになるが、IASC（人道機関間常任委員会）のクラスターシステムが機能する場合には、教育クラスターが結成されるべきである。しかし、いずれの場合も、適切な教育官庁の代表がこれらの機関における意思決定に参加しなければならない。これらの調整機関は危機的状況に応じて、国と地域レベルにおいて必要となるであろう。調整機関のメンバーの役割や責任は、調整委員

会の権限において設定されることになる（教育政策スタンダード2 ガイダンスノート 3-4（120 頁）参照）。

幼児教育、初等教育、中等教育、ノンフォーマル教育、技術教育、職業教育、高等教育、成人教育を含む、すべてのタイプと種類の教育について協調活動が検討されなくてはならない。

2. リソースの動員

緊急時から復興期にかけて、質の高い教育プログラムの迅速でよりよい実施のためには、多くの資金が必要となる。全ての活動における資金繰りにおいては、包括的で透明性が高く、整理されたアプローチ（国連 Flash appeal や CAP-Consolidated Appeals Process 等）が用いられる。深刻な緊急事態においては、UNCER 資金やその他の緊急対応基金が教育分野に資金提供する必要がある。また、現地の支援組織がこうしたリソースにアクセスしやすいようにすべきである。

緊急時対応資金の準備は、国や地域の労働市場の状況や伝統を考慮し、持続可能なものでなくてはならない。特に紛争下においては人々の間での対立を助長することのないよう、リソースの分配は政治的分析を基に行わなければならない。また、教師および教育関係者の報酬あるいは教育にかかる費用や、授業料については、十分に検討された政策が必要不可欠である。緊急時対応のための資金管理は、長期間にわたる計画の中で、持続可能な介入を支援するために調整されなければならない。これには多数のドナーによる共同基金、プール基金や国の基金等の金融手法を開発すること等が挙げられる。民間セクターの資金については、特に技術教育や職業教育・研修に関して、その利用法について調査する必要がある（アクセスと学習環境スタンダード2 ガイダンスノート 8（72 頁）、教師と教育関係者スタンダード2 ガイダンスノート 2（106 頁）、教育政策スタンダード2 ガイダンスノート 4（120 頁）、教員の給与に関するガイダンスノート：INEE ツールキット、INEE Reference Guide to External Education Financing：www.ineesite.org/toolkit、SEEP Network Minimum Standards for Economic Recovery after Crisis, Financial Services Standard 5、Coordination and Transparency 参照）。

3. 情報管理と知見の管理

- ・ 必要性、能力、適用範囲のアセスメント。
- ・ 情報の収集、保管、分析と共有。

- ・モニタリングと評価。
- ・将来の実践に活かすための訓練。

効果的な情報および知見の管理システムは、新たに構築されるのではなく、既存の国の管理システムの上に構築され強化される。子どもの保護や心理社会的サポート、シェルターや水と公衆衛生、健康、初期対応等においては従事する国と地域の関係者との連携が不可欠である。この情報および知見管理のシステムは、長期間にわたって国と地域当局によって設計、維持されるべきである（分析スタンダード1 ガイダンスノート6（48頁）、分析スタンダード2 ガイダンスノート6（52頁）、分析スタンダード3 ガイダンスノート3（56頁）、教育政策スタンダード1 ガイダンスノート5（117頁）、SEEP Network Minimum Standards for Economic Recovery after Crisis、Common Standard6; Coordinate Efforts for Greater Impact 参照）。

4. 共同アセスメント

教育的対応における能力や認識のギャップを調査する共同アセスメントは、教育クラスターの Joint Education Needs Assessment や、事前に合意されたその他のアセスメントツールを適用すべきである。また、このツールの利用に関する訓練は、緊急対策計画に盛り込まれる必要がある。複数の利害関係者がそれぞれに教育アセスメントを実施した場合には、協調した支援を行うために、その結果とデータは教育官庁やより広い調整機関にも共有されなければならない。教育に関する質問事項を含む、多くのセクターに跨った初期的なアセスメントが、緊急事態発生後48時間以内に実行されるケースもある。このアセスメントが実施される場合、健康、水や衛生面、そして施設等、他の分野との協働が必要となる（分析スタンダード1 ガイダンスノート1-8（44頁）参照）。

5. 説明責任

利害関係者はそれぞれの権限（マנדート）を持つが、協調活動と情報共有における説明責任を負うことに合意しなくてはならない。これは、情報収集及びその利用と計画への活用を通して、透明性の高い活動を行うことを意味する。教育的対応に深刻な格差がある場合、IASC 教育クラスターや他の協調の仕組みは、この優先的に満たすべきニーズに応えるため、適切な関係機関がこの格差に取り組むよう調整する責任を負う。協調して行われたモニタリングや評価は、そこで得られた教育活

動の成果に関する情報を広く公開することによって、被災者に対する説明責任を強化することができる。また、これによって現状におけるニーズが明白になり、INEE ミニマムスタンダードやその根底にある人道主義の原則の適用の一助となる。国の人権機関は、被災した人々の教育を受ける権利を守る政府の責務が果たされているか監視し、責務の履行を促進すべきである（教育政策スタンダード2 ガイダンスノート5（120頁）参照）。

6. 成果志向アプローチ

成果志向アプローチとは、すべての関係者が、望ましい成果を上げるために教育的対応が十分に調整されて進められるよう取り組むことを指す。協調活動における認識のギャップを迅速に把握し、対応するために、協調活動の継続的なモニタリングと評価は認識の違いがあることを念頭に置いて実施されねばならない（分析スタンダード3-4（54頁）参照）。

分析 スタンダード 1：アセスメント

緊急時における適時の教育評価が、総括的で明瞭に、そして人々が参加する形で実施される。

重要な活動指標（ガイダンスノートと併読のこと）

- 初期段階の教育評価は、治安と安全を考慮した上で、可能な限り早急に行なわれる（ガイダンスノート 1 参照）。
- アセスメントを行うことによって、教育の目的や妥当性、教育機会への障壁、優先されるべき教育ニーズと活動に対する人々の認識を明確にする（ガイダンスノート 2 参照）。
- 学習と教育に対する現地の能力、リソースおよび方略の緊急時以前と緊急事態の後の状況を把握する（ガイダンスノート 2-5 参照）。
- 状況分析を行うことによって、起こりうる危険や紛争に対して適切、妥当かつ慎重な教育的対応を確実に行うことができる（ガイダンスノート 3 参照）。
- 被災者の代表者がデータ収集の計画と実施に参加する（ガイダンスノート 2-3、5、7-8 参照）。
- 様々なレベルとタイプの教育を実施するための、教育ニーズとリソースの包括的なアセスメントが、主要な利害関係者の参加のもとで行われる（ガイダンスノート 2-7 参照）。
- 機関間調整委員会が、他の支援分野や適切な利害関係者と協同でアセスメントを実施し、結果の重複を避ける（ガイダンスノート 6、8 参照）。

ガイダンスノート

1. 初期段階のアセスメントを行うタイミング

アセスメントを行うタイミングは、評価を行うチームと被災者の治安と安全を考慮して決定すべきである。アセスメントは緊急時のできるだけ早期に行なわれるべきであり、可能な限り、あらゆるタイプの教育について、すべての被災地で実施すべきである。データは、初期アセスメントに基づき、モニタリングと評価を経て、定期的に更新されなければならない。データには、プログラムの成果と制約に関する検討、対応できていないニーズの情報も含む。全体的な評価がすぐに行えない場合は、部分的な初期アセスメントが、迅速な活動のための情報となる。

2. アセスメント

教育的対応を提示し、紛争や災害の継続的危機を予想するために、アセスメントを実施し、適切に分類することのできるデータを集めなければならない。つまり、集めたデータが構成要素ごとに分類され、性別や年齢等による分析ができるように集約されなければならない。教育の実現可能性、リソース、傷つきやすさ、教育格差、そしてすべての被災者グループが教育を受ける権利を維持するための課題が、集約されたデータによって明らかにされるのである。教育機関や他の緊急対策実施者によるアセスメントの実施および現地訪問については、リソースの非効率的な利用やある特定の被災者や問題の過大評価を避けるよう、調整される必要がある（住民参加スタンダード 2（37 頁）、協調スタンダード 1（40 頁）参照）。

アセスメントを実施するときは、既存の情報を最大限に利用すべきである。初期データの収集は、教育関係者が重要な判断をするのに必要な情報収集に限定される。アクセスが制限されている場合は、情報収集の代替策が検討される。代替策として、現地のリーダーや地域住民のネットワークに連絡をとること、他のセクターの持つ情報や危機前に収集された情報等の二次的資料を集めることが挙げられる。危機以前の情報は、緊急時の状況と比較する指標ともなるであろう。

データ収集の書式は、プロジェクトを円滑に進め、情報提供者への質問を最小限にするために、国内で統一されるべきである。アセスメントのツールは、可能であれば事前に緊急対策計画の一環として、すべての利害関係者が携わって開発され取りまとめられるべきである。また用紙には、現地の回答者が重要だと考える情報を、追加で記入する欄を設ける。

評価チームには被災地域の住民を含めるべきである。男女それぞれの学習者の教育経験、ニーズ、関心事項、学習能力について、また教師やその他の教育職員、両親や保護者の状況についてより効果的に把握するために、評価チームはジェンダーバランスを考慮して構成されなくてはならない。また、評価チームの適切な権限について検討しておく必要がある。

アセスメント実施の際には、被災者を尊重すること、差別しないことなどの基本的な原則を含む、倫理的配慮がなされなければならない。情報収集は、集めた情報の機密性に充分配慮する必要がある。なぜなら情報収集に協力するだけでも人々が危険にさらされるからである（ガイダンスノート 5 参照）。情報収集者は回答者を守る責任があり、回答者に以下の情報と権利を知らせなければならない。

- ・情報収集の目的。

- ・情報収集への協力は強制ではないこと。
 - ・不利になることなく、いつでも回答を撤回できる権利。
 - ・秘密事項や匿名性が守られる権利。
- (分析スタンダード4 ガイダンスノート2 (57頁) 参照)。

3. 状況の分析（災害危機や紛争の分析を含む）

状況の分析は、紛争や災害の可能性に対して、的確で、妥当性があり、慎重な教育対応を実現する一助となる。

リスク分析は、学習者の健康、防衛、安全に影響するあらゆる状況を考慮する。これによって教育は確実に、リスク要因ではなく緊急時の防衛策となるであろう。リスク分析において分析対象となる教育に関するリスクは以下の通りである。

- ・不安定な情勢、脆弱な政府、汚職。
- ・伝染病の流行等の公衆衛生問題。
- ・毒ガスや化学薬品の散布のような産業に関する災害を含む、その他の社会的、経済的、物的、環境的要因。
- ・性別、年齢、身体障がい、民族的背景、状況に関連した他の要因に特化した危険。

危機的状況分析では、教育介入によって根底にひそむ不平等や対立が強まることのないよう、対立の存在や危険性を調査する。これは紛争時と災害時の両方において必要である。危機的状況分析において問うべき項目は、以下の通りである。

- ・紛争下で直接的、間接的に活動に従事する人々が紛争による影響を受けるか、また受ける危険性があるか。
- ・既存あるいは潜在的な対立や不満の要因。
- ・教育機関を含む各組織と紛争の要因の相互作用。

国や地域によって、危機的状況分析において様々な研究機関の資料を利用できることもあるが、それらは教育的見地からの見直しを必要とするであろう。もし、既存の分析資料が利用できない、あるいは適用できない場合には、被災地域でのワークショップや机上の研究によって分析を遂行する。教育に関する利害関係者は、教育に特化した情報を含む包括的な危機的状況分析が行われ、すべての関係者が分析結果を共有するために、適切な実施機関を支援すべきである。

リスク分析レポートは、自然災害あるいは紛争等の人為災害における、予防、緩和、

および活動（準備、対応、復興、復旧など）に必要なリスク管理戦略を示すべきである。例えば、学校やその他の学習の場には、緊急事態を予防、緩和し、対応できるような、学校の不測事態や安全に関する計画を立てることが求められる。また、起こり得る危機的状況を示し、学習者の傷つきやすさや回復力に影響する要因を明確にしたりリスクマップを準備すべきである。

リスク分析は、リソースや能力を含む、コミュニティの回復力と現地の問題解決力のアセスメントによって補足される。可能ならば、準備と緩和活動を通して、知識、災害緩和のためのスキルと能力、準備、回復の方法について、緊急事態が起こる前にもアセスメントを行い、また強化すべきである（住民参加スタンダード1 ガイダンスノート 1-4 (31 頁)、住民参加スタンダード2 ガイダンスノート 5 (39 頁)、アクセスと学習環境スタンダード2 ガイダンスノート 11 (73 頁)、教育と学習スタンダード1 ガイダンスノート 6 (87 頁)、教育政策スタンダード1 ガイダンスノート 2, 4 (115 頁)、教育政策スタンダード2 ガイダンスノート 3, 5 (120 頁) 参照)。

4. データの妥当性と分析の方法

データ分析では以下のことを明らかにしなければならない。

- ・指標。
- ・情報源。
- ・データ収集方法。
- ・情報収集者。
- ・データ分析手順。

データ収集のために安全上の危険が伴うところでは、データ収集に関係する団体の種類を示したり、個々のデータ収集担当者の名前に言及してはいけない。また、限られたデータ収集、あるいは分析が、その結果の信頼性や普遍性に与える影響について記載しなければならない。リソースの割り当てを増やす狙いや、批判されることを避けるため、回答者数を実際より多く申告することがある。これによってデータの信頼性が失われる可能性がある。また、特定のグループや問題がプログラムやモニタリングシステムによって明らかにされない場合も、その点が記載されなければならない。

データは、偏りを最小限にするために、いくつかの情報源から収集され、比較されるべきである。この方法はデータの有効性を高める。子どもや若者を含む最も影響を受けたグループについては、結論を出す前に特に検討されるべきである。外部

の人間の考えや優先事項のみに基づいた人道支援を避けるために、分析には現地の認識や知識を中核に置くべきである（教育政策スタンダード1 ガイダンスノート4（114頁）参照）。

5. アセスメントに含めるべき利害関係者

教育官庁と傷つきやすいグループの人々を含む 被災者の代表者が含まれるべきである。初期のアセスメントでは、データや情報の収集、分析、および管理や広報活動への利害関係者の参加は、状況によっては限られるかもしれないが、状況の鎮静化に伴って参加者数を増やすべきである。適用できる場合には、アセスメントは、手話と点字の使用を含む、コミュニティの全ての言語によって広報活動をされなければならない（教育政策スタンダード1 ガイダンスノート4（116頁）参照）。

6. 教育セクターと他のセクターとの協働

アセスメントの質、包括性、有効性を最大化するために他のセクターとの協働が、必須である。教育機関は、共同でアセスメントを実施する、あるいは異なる実施者による重複をさけるために、アセスメントを統合しなければならない。統合されたアセスメントは、緊急事態が及ぼした影響の強固な証拠となり、首尾一貫した対応策を導きだす。また、情報の共有が進むことによって人道支援関係者の説明責任も強化される（協調スタンダード1 ガイダンスノート4（42頁）参照）。

各教育機関は、その危険性や有効性を考慮した教育対策を示すために他のセクターと下記の内容を含む協働をしなければならない。

- ・保健セクター：疫学のデータや疫病の治療法に関する情報を得る。性と生殖に関する健康、HIVの予防、治療、ケアと支援のための公共サービスを含む、利用可能な基礎公共医療について情報を得る。
- ・保護セクター：ジェンダーに関連した危険や性的暴力、孤児、コミュニティ内の傷つきやすい人々、教育への障壁、有効な社会的または心理社会的支援について情報を得る。
- ・栄養セクター：学校基盤、コミュニティ基盤、その他の栄養に関する公的機関について情報を得る。
- ・シェルターとキャンプ管理セクター：安全で適切な場所、学習施設と娯楽施設の建設および再建とそれらへのアクセスを調整する。学校施設への食糧品以外の物資の供給を調整する。

- ・水道と下水設備セクター：学習環境における安全な水の供給と適切な下水設備の有効性を確認する。
- ・計画セクター：書籍類とその他の供給物資の確保と配達を取りまとめる。
(協調スタンダード1 ガイダンスノート1、3-4 (40 頁)、教育政策スタンダード2 ガイダンスノート2 (119 頁) 参照)。

7. 教育と心理社会的なニーズ

全体のニーズアセスメントの中で、教育と心理社会的なニーズとリソースに関するデータが集められるべきである。現地に関する知識を持つ人が、アセスメントチームのメンバーとしてこの種のアセスメントをサポートできるであろう。このアセスメントのために、各種機関は、リソース、スタッフ、実施組織を確保しなくてはならない。

8. アセスメントの結果

結果は、可能な限り早く知らされ、それに基づいて活動計画をたてられるようにすべきである。また、教育機関、NGO、人道支援機関、現地のコミュニティによる、教育に関する資源の状況、ニーズ、教育を受ける権利の侵害あるいは擁護の状況を明確にするような、危機前のデータと危機後のアセスメント結果が共有されなければならない。

地方レベル、あるいは国レベルの教育機関が、アセスメントの結果を管轄するべきである。もしこれを行う適切な管轄機関がない場合は、教育セクターの調整委員会あるいは教育クラスターなどの国際機関の活動者が、指揮をとるよう任命されなくてはならない。可能ならば、アセスメント結果におけるデータの表示を統一し、容易に利用できるようにすべきである (協調スタンダード1 (40 頁) 参照)。

分析 スタンダード 2：対応方略

教育的対応方略には、明確な状況の記述と、教育の権利確立の障壁となるもの、そしてそれを打破する方略が含まれる。

重要な活動指標（ガイダンスノートと併読のこと）

- 教育的対応方略はアセスメント結果を確実に反映して策定される（ガイダンスノート 1-2 参照）。
- 教育的対応方略は包括的で質の高い教育に対する被災者のニーズを順次満たすものである（ガイダンスノート 1、5、8 参照）。
- 教育的対応方略は、コミュニティや支援者を傷つけず、緊急時の状況を悪化させないように、計画、実行される（ガイダンスノート 3、7 参照）。
- 初期のアセスメントと状況分析から得た情報は、随時新しいデータで更新され、それらは実施中の教育的対応に反映される（ガイダンスノート 4 参照）。
- 教育的対応方略は、アセスメント実施および教育対応活動のための、地域住民に対する能力形成を含む（ガイダンスノート 2 参照）。
- 教育的対応は、国際的な教育プログラムと協調して進められる（ガイダンスノート 6、8 参照）。
- 基礎データは、プログラムの開始時に体系的に集められる（ガイダンスノート 9 参照）。

ガイダンスノート

1. 対応方略

教育関係者は、自らの対応方略がアセスメントによって示された重要な結果と主要な優先事項に基づいていることを示すために、徹底的な分析とアセスメントデータの説明をしなければならない。これは、アセスメントの結果がアセスメント前に作られた方針を支持するために使われることを避けるためである。

対応方略は、各教育機関の主な役割と、他の機関との協働について明示しなければならない。例えば、教師の給料や備品のような様々なレベルの教育費は、経費のレベルに応じて、長期間の継続性を考慮しながら、各組織を越えて統一しなければならない。

対応方略は、不測の事態が起こった場合には適確な代替計画に基づき、また、活発な住民参加により策定されるべきである。この対応方略は、様々なレベルや種類の教育、リスクへの配慮、他の機関による教育支援活動の有無を記載すべきである。

予算は、基礎データの収集と評価を含めた、基礎的な教育活動のために供給されなければならない（住民参加スタンダード1 ガイダンスノート1（31頁）参照）。

すべてのレベル、種類の教育への機会を妨げる、ジェンダー問題などの障壁と、これらの障壁に取り組むための活動を分析する必要がある。そして、できる限り柔軟に、包括的な教育を実施し、高まる教育ニーズに応えなければならない。

2. データ収集と分析のための能力形成

対応方略には、教育機関のスタッフと地域住民の能力形成を含めなければならない。時には、地域の若者がデータの収集と分析、モニタリングと評価業務に従事することもある。包括的で効果的なアセスメントデータの収集と分析を確実に行うため、職員の配置はジェンダーバランスを考慮することが重要である（分析スタンダード3 ガイダンスノート2（55頁）、分析スタンダード4 ガイダンスノート3（58頁）参照）。

3. ‘Do No Harm’（傷つけないこと）

緊急時の教育対策においては、訓練、仕事、物資、食糧等が、それらが不足した環境下にもたらされる。それゆえ、こうしたリソースは、しばしば権力と富のシンボルとなってしまう。つまり、コミュニティ内の衝突やコミュニティ内での周辺化や差別を悪化させる要素となりうるのである。紛争下では、自分たちの立場を高め、他を弱めて、個人的に利益を得るために、これらのリソースを支配し、利用しようとする人々が現れることがある。危機と紛争分析の理解に基づいて、このような事態が起きないように努めなければならない（分析スタンダード1 ガイダンスノート3（46頁）参照）。

リソースの供給と、緊急時の教育的対応の実施は、現地の平和構築力を強めることにもなる。教育活動は、コミュニティに一体感をもたらす結束を確立することによって、破壊的な紛争を導く対立や緊張状態を緩和することができる。例えば、教師養成プログラムは、民族の違いをこえて、職業への関心や献身を基礎として教師たちの結束を築くことができる。また、従来から周辺化されていた人々を取り込むことによって、コミュニティ関係の公平性をより高めることもできる。

4. 方略の更新

教育機関は、緊急時から復興期を通して、その方略を随時見直し、更新しなければ

ばならない。また、方略の現在までの成果、緊急状況の変化、方略における安全状況と方略に伴って起こった変化を明示すべきである。方略には、対応できていないニーズや権利に対する現段階の予測と、そのニーズを満たすための適確な方策の変更を考慮しなくてはならない。外部からの介入における方略の場合には、質、包括性、適用範囲、持続可能生、様々な権限の委譲の点における改善を促進する必要がある。

5. ドナーの対応

ドナー（援助提供者）は、最低限の教育の質と機会を確実に満たすために、緊急時の教育的対応の質と範囲の両方を定期的に見直されねばならない。特に、社会的弱者である学習者の就学と通学の継続に注意を払うべきである。また、どの被災地でも、教育の機会が平等に得られるようにしなくてはならない。平等なアクセス機会とは、男児と女児、若年者と成人学習者、特に、民族、言語、障がいが原因で取り残されている人々へも教育の機会が平等に開かれていることを意味する。教育的対応のための資金は、被災者のための教育対応が確実に行われるために、水、食糧、シェルター、保健対策とともに、公平に順序良く提供されなければならない。これは、難民あるいは国内避難民を受け入れている地域も同様である。すべての人々のための教育の機会の維持には十分な資金提供が必要不可欠である。プログラムは、短期間の資金援助に限られるべきではなく、復興期まで十分継続されなければならない（ガイダンスノート7、アクセスと学習環境スタンダード1ガイダンスノート1-2（62頁）、Reference Guide to External Education FinancingINEE ツールキット：www.ineesite.org/toolkit 参照）。

6. 国家プログラムの強化

緊急時の教育的対応は、特に幼少期の発育、職場プログラム、生計のためのプログラムのような国家教育プログラムと協調し、強化するよう計画されるべきである。これには、施設インフラ、現職教師の研修とサポートと同様に国および地域の教育計画、管理、運営も含まれている。また、緊急時の教育的対応は、将来のためによりよい制度をつくり、障がいを持った子どもや、マイノリティの子どもなどすべての子どものための包括的な教育制度を強化するために、各教育機関と協働すべきである（教育政策スタンダード1（114頁）、スタンダード2ガイダンスノート4（120頁）参照）。

7. 緊急対策と災害リスクの軽減

開発関係機関とドナーは、災害時のリスク軽減のための活動と、予防策または危機後および復興期の緊急対策のための活動を促進し支持すべきである。災害時のリスクの軽減と、準備に対する投資は、費用対効果が高く、効率的である。なぜなら、各教育機関と支援機関による、よりよい計画策定、調整、対応に貢献するからである。さらに、この投資によって、緊急事態時に必要となる資金が削減できる可能性がある。

8. 各機関の使命（マネート）の克服

限られた使命（例えば子ども、初等教育、難民に限定された使命）を持つ人道支援機関は、自分たちの教育的対応を、他の各教育機関や団体の教育的対応と相互に補完させる必要がある。全般的な教育的対応は以下のことを考慮すべきである。

- ・ 幼児教育。
- ・ 包括的な初等教育。
- ・ 若者（中等教育を含む）、高等教育、職業教育の二ーズ。
- ・ 成人教育。
- ・ 教員の事前訓練、および現職教育。

成人の学習者のための方策には、読み書き能力と計算能力、生活能力の向上、保護と安全のための意識向上（例えば、地雷への対処法など）のための、ノンフォーマル教育プログラムを含まなければならない。避難先からの帰還者を受け入れる地域の教育開発には、学習の遅れを取り戻すためのクラスや職業訓練のように、長期間にわたって実施する対策も含める必要がある（協調スタンダード 1（40 頁）、教授と学習スタンダード 1-2（84 頁）参照）。

9. 基礎データの収集

「基礎データ（Baseline data）」とは、新たな教育活動を開始する前に目指す対象者から集められる情報を指す。基礎データは、プログラムの実施者が教育状況を把握するのに役立ち、モニタリングと評価の際に、後から集められた情報と比較するための基準として利用される。基礎データは体系的に集められる必要がある。属性ごとに分類された人口データ、学校出席率、教師と生徒の割合などが含まれる。取り組み問題によって特有のデータが必要となる場合がある。例えば、あるプログラムが女子生徒の出席率を上げる狙いで開始される場合、このプログラムが始まる前の女子の出席率が、基礎データとして必要となる。

分析 スタンダード 3：モニタリング

教育的対応の各活動の定期的なモニタリングと、被災者の学習ニーズの明確化が行われる。

重要な活動指標（ガイダンスノートと併読のこと）

- 緊急事の状況と介入を通して、教育的対応の活動に対する継続的なモニタリングのシステムが存在し効果的に機能していること（ガイダンスノート 1 参照）。
- 教育的対応活動が、すべての学習者、教師、その他の教育関係者の安全を確実にするためにモニタリングされていること（ガイダンスノート 1 参照）。
- 傷つきやすい人々について常に配慮すること。またこうした人々がデータ収集方法論に基づいて訓練され、モニタリング活動に参加していること（ガイダンスノート 2 参照）。
- 属性ごとに分類された教育データが体系的、定期的に集められ、教育的対応はそれを反映していること（ガイダンスノート 3-4 参照）。
- 教育データは定期的にすべての利害関係者、特に、被災者と傷つきやすいグループの間で分析され共有されること（ガイダンスノート 3-4 参照）。

ガイダンスノート

1. モニタリング

モニタリングは、プログラムが人々の教育に対するニーズの変化に対応しているか、プログラムがどのようにその変化の状況に対応するかを検討するためのものである。以下の効果が期待される。

- 外部介入、対策の妥当性を確実にする。
- 改善の可能性を示す。
- 紛争緩和と災害危機の減少に寄与する。
- 説明責任を強化する。

教育プログラムが、意図せずに周辺化、差別化、紛争、自然災害による影響を悪化させることのないように、教育プログラムの意図的、非意図的影響についてモニタリングする必要がある。抜き打ちの訪問調査でモニタリングを行う方法によって、データの正当性を向上させることができるのである。

モニタリングの立案の際には、異なる種類のデータを必要性に応じてどれくらい

の頻度で集めるか、および、データ収集と処理において消費されるリソースの量についても決定する必要がある。学校や他の教育プログラムからサンプルとして様々な種類の情報を集めることができ、それによって、ニーズと課題（例えば、就学と中途退学のデータ、生徒が登校前に食事をとっているかどうか、利用可能な教科書と、教師用および学習者用教材の数など）が即座に示される。

不就学児童と、その不就学の理由についてのモニタリングは、特定の場所の少数のサンプル家庭を訪問することによって実施できるであろう。モニタリングに際しては、女性や特に傷つきやすいグループの声を直接聞くことが重要である。もし、民族や他社会のグループについてのデータが、取り扱いが難しい、あるいは包括的な収集が困難な場合には、サンプル調査とインフォーマルな対話による質的情報によって、それぞれのグループに特有の問題を明らかにすることができる。

学習者、教師、教育関係者の安全と「しあわせ」(well-being)、教育施設の状態の被害、被災状況についてのモニタリングと報告のシステムが必要である。これが特に重要なのは、兵器による攻撃、誘拐、少年兵、ジェンダーに基づいた暴力、自然災害等の問題がある場合である。これらの状況をモニタリングする場合には、教育関係者は政府と地域の教育機関および安全、公平、保護、人権に関する国連機関や NGO と連絡を取ることが必要であろう。

既存の教育的対応の活動は、必要ならば、モニタリングの結果に応じて修正されるべきである。

2. モニタリングに関わる人材

文化的に受け入れられる方法で、すべての被災者グループから情報を集めることが求められる。それゆえ、モニタリングチームのジェンダーバランス、現地の言葉が流暢に話せること、およびデータ収集のスキルがあること等が重要である。現地の文化的習慣によっては、女性や少数グループから文化的に受け入れられる人が個別に情報を得る必要がある。若者を含む被災地域の代表者は、彼らの生活へ直接的に影響する教育プログラムの有効性のモニタリングに、できるだけ早くから参加すべきである。これは、少女や障がいを持った学習者など特定のグループのためのノンフォーマル教育プログラムにおいて特に重要である。

3. 教育情報管理システム (EMIS)

教育情報管理システム (EMIS) は、一般的には政府の機関によって管理されており、教育データを収集、分析するものである。EMIS は緊急事態が発生すると機能しなくなる場合や、改良を必要とする場合がある。政府の EMIS の開発あるいは修復には、国、県、地域レベルの能力形成が必要である。入手可能な情報の収集、管理、解釈、適用、広報に従事する人の役に立つ。このような活動は、復興早期まで機能するモニタリングシステムを目的として、緊急時には、できるだけ早く EMIS が開始される必要がある (協調スタンダード 1 ガイダンスノート 3 (41 頁)、教育政策スタンダード 2 ガイダンスノート 4 (120 頁) 参照)。

EMIS に必要不可欠なのは、互換性の有るソフトウェアとハードウェアである。国そして県レベルの教育局や他の教育サブセクター (例えば国の研修機関など) は、情報交換を容易にする互換性を有するデータベースを作成するための、補完的機器をもつべきである。特別なソフトウェアを備えた携帯電話は、データ収集を改善することができるが、その場合、技術的な問題で機器等のリソースの少ない地域でのデータ収集が妨げられてはならない。

4. 学習者のモニタリング

学習者のモニタリングは、学習中やコースを修了あるいは脱落した後、いつでも可能な時期に行われるべきである。量的、質的アセスメントを通したモニタリングには、例えば、以下のことが含まれる。

- ・ 幼少期における十分な筋力の発達、認知的・心理社会的発達。
- ・ 識字力と計算力の保持。
- ・ 主要な生活能力意識と応用力。
- ・ 識字力を身に付けた後の、読み物の入手可能性。

職業教育に関しては、学習者のための就業機会についてモニタリングしなくてはならない。プログラム終了後に学習者のモニタリングを行うことによって、プログラム策定に関する重要なフィードバックが得られる (教授と学習スタンダード 4 (95 頁)、SEEP Network *Minimum Standard for Economic Recovery after Crisis, Employment Creation standard and Enterprise Development standard* 参照)。

分析 スタンダード4：評価

体系的で公正な評価は、教育的対応の実施内容を改善し説明責任を向上させる。

重要な活動指標（ガイダンスノートと併読のこと）

- 定期的に教育的対応の活動の評価が実施されることによって、透明性が高く信頼できるデータが集められ、将来の教育活動に活かされる（ガイダンスノート1、2参照）。
- 被災地域の代表者や教育官庁を含む全ての利害関係者が評価活動に関わる（ガイダンスノート3参照）。
- 教訓やよい実践例は広く共有され、将来の啓発活動、プログラム、政策に活かされる（ガイダンスノート4参照）。

ガイダンスノート

1. モニタリングと評価の違い

モニタリングと評価は、教育プログラムの目的と目標を達成する上で重要である。モニタリングは、教育プログラムの目的と目標へ向かう過程で定期的に実施されるプロセスである。モニタリングを行なうことによって、プロジェクトのスタッフは、その実施中に目的や目標を確実に達成するための修正、変更を検討することができる。

評価は、モニタリングより頻度は少なく、通常はプログラムあるいはプロジェクト周期の中期や後期に行なわれる。評価の実施者は、第三者的立場あるいは独立したセクターである。つまり、評価とは、成果を測り、期待される結果が得られているか判断することである。また、教育的対応が、定められている優先事項、政策、法的手段と関連しているかどうか、プログラムが効果的な方法で実行されているかどうかを、評価によって示すのである。

2. 教育的対応活動の評価

将来の活動を検討するため、教育的対応活動の評価は、即時的で信頼できるプログラムの成果や影響の確証を得られる手法を用いるべきである。ここで言う「影響」とはそのプログラムが人々の生活にもたらした、測定可能な変化のことである。性別と年齢によって分類された質的、量的データの両方を集めることは重要である。量的データは、数値化することができる。つまり、量的データから就学、出席、中

途退学、学業成績等の成果を測ることができる。質的データは、数値化できない。しかし、具体的な質的データからは、過程を理解し、成果を説明することができる。質的データの事例からは、学校やその他の学習施設で起こっている状況についての情報や、就学率、出席率、途中退学率等の量的データの背景について知ることができる（分析スタンダード1 ガイダンスノート2（45頁）、協調スタンダード1 ガイダンスノート3（41頁）参照）。

3. 評価を通しての能力形成

評価予算の中には、各教育機関、コミュニティの代表者と学習者を含むすべての利害関係者のための能力形成ワークショップの費用を含めなければならない。このワークショップは、評価の概念を取り入れ、参加型の評価の枠組みと手順をつくり、利害関係者が共に評価結果を見直し解釈できることを目的とする。学習者、教師、その他の教育従事者は、データ収集の精度を高め、実施した計画について現実的な改良点等を提案するために評価過程に参加すべきである。例えば、教師と教育関係者は、提示された計画を実践に移した時どのような難しさがあったか示唆することができる（分析スタンダード2 ガイダンスノート2（51頁）、教育政策スタンダード2 ガイダンスノート4（120頁）参照）。

4. 評価結果の共有と教訓

評価報告における重要な結果、特に勧告や教訓は、コミュニティメンバーを含むすべての人々が理解できる形式で共有されなければならない。それらは、次への課題も示す必要がある。機密データは、緊急事態や紛争を悪化させないように、そして、匿名性を守り情報の提供者が危険にさらされることのないよう、注意深く扱われる必要がある（協調スタンダード1 ガイダンスノート3,5（41頁）、教育政策スタンダード2 ガイダンスノート4（120頁）参照）。

T スタンダードの利用に役立つツールの参照先 INEE Toolkit: www.ineesite.org/toolkit

INEE Toolkit

↳ INEE Minimum Standards

↳ Implementation Tools

↳ Foundational Standards

第2章

アクセスと学習環境

基本的スタンダード (Foundational Standards)
住民参加、協調、分析

アクセスと学習環境

スタンダード 1 平等なアクセス

何人も良質で適切な教育機会を得られる。

スタンダード 2 保護と安寧

学習環境においては、安全性が保たれ、学習者と教員、教育関係者の保護および心理社会的な「しあわせ」が促進される。

スタンダード 3 施設とサービス

教育施設は学習者や教員、教育関係者の安全と健康を促進し、健康や栄養、心理社会的、保護に関するサービスと結びついている。

危機的状況下では、生きるための権利である教育へのアクセスは極めて限られたものとなる。しかし、教育は、被災した人々が、生きるために必要な知識や技能を新たに獲得し、こうした状況に立ち向かうこと、そしてかつての自分たちの生活を取り戻すために不可欠な役割を果たすのである。また、教育は生存のための知識と技能を提供し、またこうした緊急時の教育は既存の教育の公平性と質を向上させる等の変化をもたらすであろう。

緊急時から復興期にかけての教育活動計画は非常に複雑である。状況の変化により新たに傷つきやすい集団となった人々や、緊急時以前から周辺化されていた人々への差別が強まり、こうした人々が教育の恩恵を受けられない危険性がある。国やコミュニティおよび人道支援組織にはすべての人が安全な学習環境下で、適切かつ質の高い教育にアクセスできることを保障する責任がある。また、学習者や教員、教育関係者の身体的な保護と心理社会的な「しあわせ」(well-being)を促進すべきである。

学習者や教員、教育関係者は、学校への登下校の際、また、学校施設において身体的(物理的)、心理的な危険と常に隣り合わせにある。緊急時から復興期にかけての教育計画は、身体的、心理社会的に彼らを保護すべきである。学校や学習スペース、子どもの広場(child-friendly space)を含め、一時的あるいは永久的な教育施設は予期されるすべての危険から回避されるような場所に計画および建設されるべきである。それらは人のニーズを満たし、すべての人がアクセス可能なものでなくてはならない。

安全な教育施設によって教育の継続性が保障され、教授と学習の崩壊を最小限に留めることができる。教育施設は、コミュニティの活動の中心となり、貧困層や読み書きができない人にとって重要な役割を果たし、病人を減らす一助となりうる。緊急事態の前から教育が平等に行き渡っていなかった地域では、安全でより公平な教育を再構築することが平和構築への重要な鍵となる。

何人も差別のために教育へのアクセスや学習機会を拒まれてはならない。緊急時における教育プログラムでは、教育へのアクセスを阻止する障壁を減らし、教育を受ける権利を満たす公教育およびノンフォーマル教育を提供すべきである。教育を提供する機関は常に、ジェンダーに基づく差別や男女で異なるリスクに対して特別な注意を払うべきであり、順次このリスクの軽減に取り組みなくてはならない。差別は、学費や言語、物理的な問題によって、ある特定の集団が教育から除外されることから生じるのである。

アクセスと学習環境 スタンダード1：平等なアクセス

すべての人が良質で適切な教育機会を得ることができる。

重要な活動指標（ガイダンスノートと併読のこと）

- 何人も差別によって教育や学習機会へのアクセスが絶たれることがない（ガイダンスノート1参照）。
- 学習施設とその他の学習の場は、全ての人がアクセス可能である。
- 必要書類あるいはその他の要件が入学の障壁とならない（ガイダンスノート2、4参照）。
- 被災者の教育に関するニーズを満たすために、公教育およびノンフォーマル教育の機会が段階的に提供される（ガイダンスノート3-5参照）。
- すべての子どもと若者に対する質の高い適切な教育を受けられる権利が保障されるよう、訓練と意識付けを通して住民参加型の活動にする。（ガイダンスノート6-7参照）
- 十分なりソースを提供し、教育活動の継続性、平等性、質を保つ（ガイダンスノート8参照）。
- 危機的な状況によって教育へのアクセスが失われた後、できる限り早く学習者が安全に復学できるようにする。
- 難民の教育プログラムは、当該地域の教育局や難民の出身国の認定を受ける。
- 被災者への教育サービスは、受入国の人々にマイナスの影響を与えないよう配慮の上で提供される。

ガイダンスノート

1. 差別

差別とは性別、年齢、身体障がい、HIV、国籍、人種、民族性、部族、クラン（氏族）、カースト、宗教、言語、文化、政治的意見、性的志向、社会経済的背景、地理的位置、特別な教育ニーズなどに起因する障壁のことをいう。意図的なものに限らず、身体的な障がいを有する人々がアクセスしづらいインフラや、学習者の参加を支援しないような政策や慣行といった故意でないものも差別となりうる。例えば、妊娠した少女やHIV陽性の学習者を学校から排除することや、授業料、制服、教科書、教材にかかる費用もまた差別の原因となる。

緊急時においてある特定の集団や個人が教育にアクセスすることが困難となるこ

とがある。緊急事態や避難の結果、より傷つきやすい存在となる人もいる。この集団には次のような人が含まれる。

- ・身体的または精神的な障がい有する人。
- ・深刻な精神疾患や身体障がい有する人。
- ・少女。
- ・若者。
- ・軍事組織や武装集団にかかわる子ども。
- ・主に家計を支えている青年。
- ・10代の母親。
- ・特定の民族やその他の社会集団に所属する人。

政府やコミュニティ、人道支援組織はすべての人が教育活動に確実にアクセスできるように配慮する責任がある。これは、排除された集団やある特定の状況下で異なった学習を必要とする人々のニーズや優先順位を見極め、対応することを意味する。学習機会へのアクセスを制限するような差別的な政策や慣行が認識され、是正されなくてはならない。特定の民族や、言語、地理的、年齢集団の教育へのアクセスの欠落は紛争の一因となる敵対関係を生み出し、既存の敵対関係についてはその関係性を継続させてしまう。

「経済的、社会的、および文化的権利に関する国際規約（ICESCR）」には次のように記されている。

- ・第2条は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的およびその他の意見、国家あるいは社会的出身、財産、出生または他の地位によるいかなる差別を受けることのない「教育の権利」が規定されている。
- ・第13条は、すべての人が、人格と尊厳の完全な発達、そして人権と基本的自由をより尊重することを目的とする教育の権利を有することを規定している。教育は、すべてのものが自由な社会に効果的に参加でき、全ての国家、人種、民族あるいは宗教集団間の理解、寛容および友好を促進し、平和維持のための国際連合の活動を進めることができるようにするものである。13条はまた、この権利を完全に実現するため、次の点を規定している。1) 初等教育を義務教育と位置づけ、何人に対しても無償で提供されること。2) 技術および職業教育を含む様々な形で行われる中等教育は、あらゆる適切な方法、特に無償教育を率先して導入することにより、

一般に開かれ、全ての人の手に届くものであること。3) 基礎教育は、初等教育を受けなかったもの、あるいはその全課程を修了しなかった者のため、できる限り奨励され、または強化されること(教育政策スタンダード1 ガイダンスノート 1、7(114 頁)、教育政策スタンダード2 ガイダンスノート 3 (120 頁) 参照)。

2. 入学、在籍

必要書類に関しては柔軟に対応すべきである。被災した人々は、市民証明書、出生あるいは年齢証明書、身元証明書、成績表などの各種証明書を所持していない可能性があるため、これらの提出を求めるべきではない。また、保護するという観点や文化的規範を尊重する立場から、年齢制限は厳密に設けるべきではない。中退者の復学も許可されるべきである。社会的に最も弱い立場の人々を特定し、こうした人々への教育の提供については特別な配慮を払う必要がある。治安が懸念される場所では、文書や入学に関する情報は秘匿されなければならない(ガイダンスノート4 (65 頁)、教育政策スタンダード1 ガイダンスノート1-2、7 (114 頁)、教育政策スタンダード2 ガイダンスノート1 (119 頁) 参照)。

3. 幅広い教育の機会

広範囲にわたる質の高い教育機会が必要である。これは、全ての学習者の教育へのニーズに確実に対応し、その国の経済的、社会的、政治的發展に貢献するためである。提供される教育機会は学習者や状況に関連づけられたものであり、次のものが含まれる。

- ・ 幼児教育。
- ・ 初等、中等、高等教育。
- ・ 識字教育、計算。
- ・ ライフスキル教育。
- ・ 技術訓練や職業訓練等の若者や成人向けの教育プログラム。

危機的状況下では、公教育を確立あるいは再開するまでの間には、子どもの広場(child-friendly spaces)や避難場所が初期段階の教育ニーズに対応する。子どもの広場は、子どもや若者の幸せを促進することを目的としている。このような場は、子どもや若者の公教育への復学を支援する場合もあるが、ノンフォーマル教育への参加機会を提供することもある。また、ここでは幼児から若者まで異なる年齢層の集

団に、体系的な学習、遊び、スポーツ、演劇、芸術、音楽、保護、心理的社会的サポート等を行う。また、子どもの広場の活動によって、コミュニティのメンバーや、人権活動家、公務員は、その土地のイニシアティブをまとめた上で、支援する方法を見出し、公教育やノンフォーマル教育のニーズおよび必要な範囲を見積もることができる。

4. 柔軟性

学習機会は柔軟で、状況へ適応させられるものでなくてはならない。学習機会には以下のものが含まれる。

- ・変更可能な授業計画、時間、シフト、そして特定の学習者集団に合わせた年間計画。
- ・独学や遠隔地教育、教育計画の前倒しや、遅れの取戻しのための教育計画等の代替手段。
- ・若い親に向けての育児サービスの提供。
- ・年齢証明書や出生証明書等の必要書類の免除（ガイダンスノート 2 参照）。

柔軟な適用方法については、若者や女性、その他の排除されやすい人々を含めたコミュニティのメンバーで話し合うべきである。提案された適用事項を確実にするために、関係教育機関が関与するべきである。学習者が広い範囲の地域に居住している場合、学校やその他の教育施設は、様々な教育機会に最も経済的にアクセスできるように計画的に配置される（教育政策スタンダード 1 ガイダンスノート 7（117 頁）、教育政策スタンダード 2 ガイダンスノート 1（119 頁）参照）。

5. 緊急時の教育における優先順位

緊急時の教育における優先順位は初期のアセスメントに基づくべきである。次の点を考慮することが重要である。

- ・性別や年齢別に分類されたデータ。
- ・傷つきやすさや保護に関連する事項。
- ・救命に関わる情報等特に必要性の高い内容。
- ・教育システムの復旧との連携。

優先順位づけは財政的、運営的な側面と安全性についても考慮しなくてはならない。しかし、これによって傷つきやすい集団が排除されてはならない（分析スタンダー

ド1 (44 頁)、教授と学習スタンダード 1 (84 頁)、教育政策スタンダード 1-2 (114 頁) 参照)。

6. 質が高く社会的に意味のある教育

定義については用語集 Quality Education を参照 (132 頁)。

7. コミュニティの参加

コミュニティは教育活動の各プロセスにおいて、教育へのアクセスを促進する目的で、積極的に関与すべきである。コミュニティの参加によって以下の点が支援される。

- ・コミュニケーションの行き違いを防ぐ。
- ・リソースの収集。
- ・安全、保護、心理社会的な問題への対処。
- ・代替となる学習機会に対するニーズの特定化。
- ・関係する全ての集団、特に傷つきやすい集団の参加の促進。

(参加の定義については用語集 131 頁参照、住民参加スタンダード 1-2 (31 頁)、教授と学習スタンダード 3 ガイダンスノート 2 (94 頁) 参照)。

8. リソース

政府は教育の提供に対する最終的な責任を負う。これには、十分な財源、資源、人員の調整および分配が含まれる。政府が緊急時から復興期において、十分な教育の提供を行うことが困難な場合は、他からの支援を受けることができる。例えば、国際社会や国連機関、国際 NGO、現地 NGO、地方政府、地域コミュニティ、宗教的奉仕活動団体、市民社会団体、そしてその他の開発パートナー等による支援が挙げられる。支援提供団体は、教育の継続性と自発的な学習を保障できるよう、様々な支援手法を柔軟に使い、それらを調整する必要がある (住民参加スタンダード 2 ガイダンスノート 1 (37 頁)、分析スタンダード 2 ガイダンスノート 1,5 (50 頁) 参照)。

9. 教育施設の一時的なシェルター化の抑制

教育施設は他に行く場所の全くない人々のために限って、シェルターとして用いられるべきである。緊急時や災害時におけるシェルターとしての代替設備は準備計画を通じて確認されねばならない。

教育施設が一時的なシェルターとして用いられる場合には、それによってもたらされる負の影響や、潜在的な保安上のリスクは、一時的シェルターと保護区域の連携によって最小化されなければならない。教育の崩壊を抑制するため、緊急事態の発生から長期に渡って人々が教育施設に滞在することを回避する必要がある。このために利害関係者は、教育施設を元の機能に戻す期日について合意しておく必要がある。教育施設が一時的なシェルターとして使用される場合には、本や図書館、備品、学業成績、レクリエーション器具などを含めた学校の資産を保護することが重要である。教育施設は使用可能な状態で返還されなくてはならず、利害関係者はこのような一時的なシェルター化を、可能な限り教育施設の改善（公衆衛生施設の改修や建造物の補強など）の機会とするべきである（アクセスと学習環境スタンダード3 ガイダンスノート4-6（77頁）、教育政策スタンダード1 ガイダンスノート3（116頁参照））。

アクセスと学習環境 スタンダード2：保護と「しあわせ」(well-being)

学習環境は安全かつ安心で、学習者、教員、その他の教育関係者の保護および心理社会的な「しあわせ」(well-being)を促進する。

重要な活動指標（ガイダンスノートと併読のこと）

- 学習環境は学習者や教員、その他の教育関係者にとって危険がない状態である（ガイダンスノート 1、3-4 参照）。
- 教師と教育関係者は、学習しやすい環境を作り、学習者の心理社会的な「しあわせ」(well-being)を促進するようなスキルと知識を習得する（ガイダンスノート 2-3、8-9 参照）。
- 学校や一時的な学習場所、子どもの広場は利用者の居住地から近い場所に設けられる（ガイダンスノート 5-6 参照）。
- 学習環境への通路は全ての人にとって安全かつ安心である（ガイダンスノート 5-7 参照）。
- 学習環境は軍事占領および武力攻撃にさらされることのない状態である（ガイダンスノート 1、3、6-7 参照）。
- 地域住民が学習環境の配置に関する決定や、学習者、教員、その他の教育関係者の安心と安全を守るためのシステムや方針の確立に参加する（ガイダンスノート 1、10 参照）。
- 安全な学習環境は災害リスクを軽減し、管理活動を通して維持される（ガイダンスノート 11 参照）。

ガイダンスノート

1. セキュリティ（安全保障）と安全

安心な学習環境によって人々は脅威や危険、傷害、死から守られる。安全な環境とは、身体的、心理社会的な危険のない状態である（用語集参照）。

政府は安全を確保する義務がある。必要かつ適切な場所における、十分な軍隊の配置とそれによる治安維持がこの義務に含まれる。通常の教育施設が利用できない状況か、あるいはその安全性が保たれない場合は、自宅学習や遠隔地教育等の、代替の教育施設と学習方法が提供されるべきである。安全でない場合には、地域住民は、自分たちが学習者（子ども）を学校へ送り出すことを望むか否かはっきりさせるべきである。また、治安部隊は学校を一時的なシェルターとして用いるべきではない（セ

セキュリティについてはガイダンスノート 5-7 参照、安全についてはガイダンスノート 2-4、8-9、11 参照、教育政策スタンダード 1 ガイダンスノート 1 (114 頁) 参照。

2. 情緒的、身体的、社会的な「しあわせ」(well-being)

情緒的、身体的、社会的な「しあわせ」は次の項目によって決まる。

- ・安心、安全、保護。
- ・健康。
- ・学習提供者（教師等）と学習者、あるいは学習者同士の温かい関係性。

幼い頃から、子どもの発達や学習は、安心で安全な養育環境下での保護者とのふれあいによって支えられている。健全な認知発達や積極的な社会交流、良好な健康状態を促進させることに焦点を当てて、学習者の「しあわせ」(well-being) を確保する活動が行われなくてはならない。このような学習者に影響を与える活動における意志決定には、学習者自身が参加することが望ましい。問題解決や意思決定、リスク軽減に子どもや若者が参加することは、彼らが自分たちのよりよい「しあわせ」(well-being) に貢献することになり、それによって彼らの無力感を払拭することができる。

保護者が、自分の家で子どもの健康をケアすることができない場合、適切なサービスの照会等、他の人の助けが必要となる（アクセスと学習環境スタンダード 3 ガイダンスノート 8 (72 頁) 参照）。

3. 保護

保護とは、人々をあらゆる形態の身体的、感情的、社会的脅迫や虐待、搾取、暴力に晒されないよう守ることを指す。学習者や教師、その他の教育関係者は、学習環境の中や周辺の危険から守られていることを知らされているべきである。危険には以下が含まれる。

- ・いじめ。
- ・性的搾取。
- ・自然災害や公害。
- ・武器、弾薬、地雷、不発弾。
- ・武装兵、集中砲火を受ける場所、拉致や新兵徴募を含めたその他の軍事的脅威。
- ・政治不安。

地域住民や学習者、教員、その他の教育関係者との協議を含めたリスク評価は保護の必要性和優先順位を把握するために重要である。こうした評価は定期的に行われ、あわせて関連した文化的、政治的要因の分析が行われるべきである（分析スタンダード1 ガイダンスノート 2-3（45頁）参照）。

保護された状態が侵害された場合、可能な限り人権に関するモニタリングに関する訓練を受けた人の支援を受けて内密に記録され、報告されるべきである。標的とされてしまった人の性別や年齢、特徴等を含めた、その出来事の重要な情報に注意すべきである。事例をパターン化することで、問題解決への効果的な介入方法を生み出すことができる。健康、保護、心理社会的なサービス提供者への照会を含め、報告された侵害事例への対応についても記録すべきである。

学習者や教師、教育関係者の身体的、心理社会的な安全を脅かす暴力や、その他の脅威が日常的に存在する環境下では、地域の安全を促進することに家庭や地域住民を含めることが重要である。こうした活動としては以下の点が挙げられる。

- ・子育てのより良い方法（教育的な躰の方法等）を広めるための保護者や年長者への情報提供キャンペーン。
- ・コミュニティ内で安全に関する意識を高めるための警察や治安部隊への支援活動。
- ・通学の付き添い等、特定の安全への懸念に対処しようコミュニティや関連機関への働きかけ。

（教育政策スタンダード1 ガイダンスノート1（114頁）参照）。

4. ジェンダーに基づく暴力 (gender-based violence)（定義は用語集参照）

ジェンダーに基づく暴力は生命を脅かす深刻なものである。それは男性や少年にも影響を及ぼすが被害を受ける大半は女性や少女である。教育計画はハラスメントや性的搾取といった問題の監視や対応を含まなければならない。保護者や学習者、教師、教育関係者は、子どもや若者の登下校の際および学習環境における以下のようなリスク軽減策について合意しておく必要がある。

- ・セクシャルハラスメントや搾取、虐待、その他のジェンダーに基づく暴力に対する明確な規則を作成し、広く明示する。
- ・許容されない行動について理解の不足している教員や、その他の教育関係者のための行動規範。
- ・女性の学習者を守り、安心させるため、学習環境における成人女性の人数を増やす。

子どもにとってより保護された環境を作るため、男性教員と女性教員のバランスがとれていない場合、地域の女性がボランティアで教室アシスタントとなることもある。

ジェンダーに基づく暴力が起こった時、内密で安全な報告や告訴、対応の制度が重要である。これらは政府や、ジェンダーに基づく暴力に精通した独立した組織が支援することも可能である。ジェンダーに基づく暴力を逃れた人が、十分に整備された照会制度によって、適切な健康、心理社会的、保護、司法に関する各支援が受けられるようにすべきである（ガイダンスノート9、教師と教育関係者スタンダード2ガイダンスノート3（106頁）、教育政策スタンダード1ガイダンスノート1（114頁）参照）。

5. 学習者の居住地と学習施設の最大距離

学習者の住まいと学習場所との間の最大距離は地域と国の基準に基づいて決められなければならない。近辺の兵舎や地雷、密集した茂みが近くにないか等のセキュリティ（安全保障）や安全上の懸念を考慮することが重要である。学習者や保護者、コミュニティのメンバーは、学習場所の位置や潜在的な危険性について助言を受けるべきである。学校への距離が非常に遠く、アクセスが困難な場所では、学習者の家庭の近くに補助的なクラス（サテライト校や不完全学級：feeder school）を設けることが望ましい（ガイダンスノート3、6-7参照）。

6. 通学路

学習者や教員、教育関係者、コミュニティ、異なる年齢集団の少年少女を含めた全ての人にとって安全で安心な通学路を確保するために、予測される危険を洗い出し、対策がとられるべきである。例えば、登下校の際に学習者が薄暗い道を通らなければならない場所では、成人の付き添いや鞆や衣服に反射板や反射テープを貼ることによって安全性を高めることができる（ガイダンスノート3、7、住民参加スタンダード1ガイダンスノート2-5（32頁）、教育政策スタンダード1ガイダンスノート1（114頁）参照）。

7. 教育が外部からの攻撃に晒されないために

学習者や教員、教育関係者は登下校の際に、身体的、心理的社会的な危険に晒される場合がある。このような危険を軽減する活動には、次のようなものが含まれる。

- ・安全に関する教訓や心理社会的な支援、人権・紛争解決・平和構築・人道法等の教

育を含めたカリキュラムの強化。

- ・戦時中における一般市民（生徒や教員を含め）および教育施設に対する攻撃を禁止しているジュネーブ条約と国際刑事裁判所ローマ法規の意義と行使について、国民の意識を高める。
- ・政府や軍事裁判システム、武装勢力や武装グループに対する、人道法およびそこに謳われる教育の保護を基礎とした能力形成。
- ・建物や外壁の補強や、有給あるいは地域ボランティアによる警備員の配置。
- ・敷地内の教員用住宅。
- ・教育施設と脅威にさらされている生徒や教員、教育関係者の移動。
- ・家庭や地域に密着した学校の設定。

状況やセキュリティ上の問題によっては、コミュニティや地域の教育委員会が、学校を保護する責任を負うこともある。例えば、通学の付き添いや、信頼できるコミュニティのリーダーや宗教指導者が、学校で教える等の支援をすることができる。紛争下では、地域住民が、学校や学習施設を聖域あるいは「平和地帯 (zones of peace)」とするため、争う複数の勢力間で決まりを設けるための交渉を進める手助けをすることがある。

学校や病院を襲撃することは、国連安保理決議 1612（2005 年）で禁止された 6 つの重大な違反の 1 つである。襲撃された場合、国連主導のモニタリングと記録システムを通して報告されなくてはならない（教育政策スタンダード 1 ガイダンスノート 1（114 頁）、教育政策スタンダード 2 ガイダンスノート 4（120 頁）参照）。

8. 心理社会的サポートおよび「しあわせ」(well-being) のための訓練

教員と教育関係者は以下の活動を通して、学習者への心理社会的サポートを行うための訓練を受けるべきである。

- ・体系的な学習。
- ・子ども向けの支援手法の利用。
- ・遊び、レクリエーション。
- ・ライフスキルの教授。
- ・照会。

教員や教育関係者の健康に取り組むことも重要である。このことは、学習者の健

康を促進し、彼らが公教育あるいはノンフォーマル教育をよりよく修了することに繋がるだろう（教授と学習スタンダード1 ガイダンスノート6（87頁）、教授と学習スタンダード2 ガイダンスノート2（90頁）、教師と教育関係者スタンダード3（108頁）参照）。

9. 暴力のないクラス運営

ダカール行動枠組みによると、教育は相互の理解や平和、寛容さを促進し、暴力や紛争の防止の手助けとなるような方法で行われるべきである。この目標を達成するために、教員は前向きなクラス運営を進めるための支援が必要である。前向きなクラス運営とは、学習環境が相互的な理解や平和、寛容さを促進すること、そして暴力や紛争を防ぐためのスキルを身につけさせることを指す。積極的に推進され、建設的な規律が十分に守られることがそのような環境を設置する基盤となる。こうした活動が体罰や暴言、屈辱、脅迫（精神的ストレス、暴力、虐待、差別的なものを含む）に取って代わらなければならない。こういった点を教員の行動規範に含め、教員研修や監督活動を通して体系的に取り組むべきである（教授と学習スタンダード2-3（90頁）、教師と教育関係者スタンダード2 ガイダンスノート3（106頁）、教師と教育関係者スタンダード3（108頁）参照）。

10. 住民参加

地域住民は学習環境の整備や維持、保護において主導的な役割を担わなければならない。また、最も傷つきやすい立場にある集団の代表者が計画設計に携わるべきである。参加によって教育への支援における地域のオーナーシップが高まる（住民参加スタンダード1（31頁）、アクセスと学習環境スタンダード1 ガイダンスノート7（66頁）参照）。

11. 災害リスクの軽減と管理

学習者や教員、教育関係者は防災・管理活動をサポートするよう訓練される。訓練内容には以下を含む。

- ・緊急対策計画の開発と利用。
- ・予期される災害、再発の可能性のある災害へのシミュレーション訓練。
- ・学校における組織的あるいは非組織的な安全対策（地震が起きやすい地方における避難計画等）。

コミュニティや学校安全委員会が、学校の災害管理や安全計画の開発・遂行を先導する際には適切な支援が必要であろう。リスクやその優先度に関するアセスメントや、身体的・環境的な安全対策の実施、対応策の手法や技術の開発等に関する支援が必要である。

避難計画等の緊急対策計画は、読み書きの出来ない人や身体的・認知的・精神的に障がいを持つ人を含む全ての人々が利用する形で作成され、共有されなくてはならない(分析スタンダード1ガイダンスノート3(46頁)、アクセスと学習環境スタンダード3ガイダンスノート1-2(75頁)、教授と学習スタンダード2ガイダンスノート6(92頁)、教育政策スタンダード1ガイダンスノート2、6(115頁)参照)。

アクセスと学習環境 スタンダード3：施設とサービス

教育施設は、学習者、教師と教育関係者の安全と健康を促進する。また、健康、栄養、心理社会的サービスと保護に関するサービスと結びついている。

重要な活動指標（ガイダンスノートと併読のこと）

- 学習施設の構造と場所はすべての学習者、教師、教育関係者がアクセス可能である（ガイダンスノート 1-4 参照）。
- 一時的あるいは永続的な学習環境が災害時における復興計画に沿って再建されるが、状況に合わせて原始的・旧式（retro-fitted）での再建、あるいは移設される場合もある（ガイダンスノート 2、4 参照）。
- 学習環境にははっきりと目に見える保護境界線がつけられている。
- 学習場所として使われる物理的構造がその状況にとって適切であり、教室や教員室、事務室、レクリエーション用広場やトイレなどの施設に用いられるスペースが十分にある。
- 教室の広さや席の配置は、参加型の教育手法や学習者中心のアプローチを促進するために、学習者の学年レベルに適切であり、また生徒および教師 1 人当たりの適切な空間が保たれている（ガイダンスノート 4 参照）。
- 若者を含め地域住民が学習環境の建設や維持に参加する。（ガイダンスノート 1-3 参照）
- 性別、年齢、障がいを持つ人に考慮して、十分な量の安全な水と、個人の衛生と病気の予防のために十分な衛生施設が提供される（ガイダンスノート 3、5-6 参照）。
- 基礎的な保健と衛生が学習環境の中で増進される（ガイダンスノート 6 参照）。
- 学校を基礎とした保健と栄養のサービスによって、飢餓および効果的な学習と発達を妨げる障壁を取り除くことができる（ガイダンスノート 7 参照）。
- 学校と学習場所は子どもの保護や健康・栄養・社会的・心理社会的サービスと結びついている（ガイダンスノート 8 参照）。

ガイダンスノート

1. 場所

教育施設は、学習者や教師、教育関係者の公平さや身体的な安全を促進するような場所に建設あるいは再建、移転されるべきである。緊急時以前に学習施設があった場所を再利用すべきか検討することは重要である。ただし、以前の場所に施設を

再建することは、コミュニティ内の特定の集団に対する差別を残すことになる場合もある。また、学習者を再び自然災害の危険に晒す可能性がある。再建場所の検討には、政府の代表者と、特に傷つきやすい集団を含む幅広いコミュニティの人々との協議を行う必要がある。避難キャンプの調整や管理、シェルター、健康等に関する他のセクターとの協力によって、学校や教育施設を学習者の家の近くに設置することや、教育以外のサービスを受けやすくすることができるであろう（分析スタンダード1 ガイダンスノート 1-6（44 頁）、アクセスと学習環境スタンダード2 ガイダンスノート 11（73 頁）、教育政策スタンダード1 ガイダンスノート 3（116 頁）、協調スタンダード1（40 頁）参照）。

2. 構造、設計、建設

一時的あるいは永続的な教育施設の設計と建設に際して、次の点を考慮することが重要である。

- ・安全な場所の選定：被害を受けた教育施設の構造上の安全性については専門家による査定を受け、ニーズと費用に基づいて、施設の再利用の可否、修理、旧式（retrofitting）の採用、移転の優先順位をつける必要がある。
- ・包括的で災害に強い設計と建設：学校の国際的な設計と建設基準あるいは地域の建設基準（それが国際的なものより高水準であった場合）が適用されるべきである。学校の設備は火災、嵐、地震、地滑り等の災害に合った場合、その被害から素早く回復できるよう設計、構築、維持されなくてはならない。こうした復興努力によって、学習者・教員・教育関係者を（本来学校に行かなければ避けられたはずの）危険にさらすことのないよう保障することができる。設計と建築に際しては、照明が十分であり、換気が良く、必要に応じて暖房を設置する等によって質の高い授業と学習環境を促進する必要がある。
- ・地方政府やコミュニティによって学校構造が財政的に維持できるものであることが重要である。可能ならば現地で調達された材料や労働力が建築に活用されることが望ましい。構造物の費用対効果、設備（屋根や床など）の耐久性を保障するような措置が講じられねばならない。
- ・予算範囲、現在および長期的な設備使用の見通し、地域住民や教育計画者、管理者の参加：構造には一時的、半永久的、永久的、拡張可能なもの、移動式等がある。異なる集団の人々の参加は、学校の建設や維持といった緊急時における共同活動に

影響を及ぼし、また紛争の緩和にも寄与する（アクセスと学習環境スタンダード2 ガイダンスノート3（69頁）、INEE ツールキット：Guidance Notes on Safer School Construction：www.ineesite.org/toolkit；Sphere standards on Shelter, Settlement and Non-Food Items 参照）。

3. 障がいをもつ人

教育施設の設計にあたっては身体障がいをもつ人々のニーズを慎重に考慮すべきである。入口と出口は車いすの人やその他の移動補助器具を使用する人に対応する必要がある。また、教室のスペースや備品、水や衛生施設についても、障がいをもつ人々のニーズに応えるものでなくてはならない。様々な種類の障がいをもつ人や、障がい児の両親、障がいを持つ若者を代表する組織の協力を得て、国レベルおよび地域レベルにおける教育施設の建設場所や再建についての検討を行うことが望ましい。

4. 学習場所の設計と維持

教育施設は、その学習場所を誰が、どのように使うかに十分考慮して設計されるべきである。スペースは、すべての利用者の性別、年齢、身体的能力、文化的背景等に適したものでなくてはならない。学級の最大定員に関しては、現地において、現実的な基準が設けられるべきである。可能であれば、在籍者が増加する場合に備えて、追加で用意する教室のためのスペースを十分確保し、二部制等の複数制授業を順次減らせるようにすべきである。また、入口と出口は緊急時に生徒、教員、教育関係者が安全に逃げられるよう設計される必要がある。

衛生施設や机・椅子・黒板などの備品を含め建造物は、定期的に整備されなければならない。地域住民と地域の教育委員会は、労働力や時間、教材の提供によって、こうした学習スペースの維持に貢献することができる（教師と教育関係者スタンダード3 ガイダンスノート1（108頁）参照）。

5. 衛生施設

衛生施設は学習環境内あるいは近くにあるべきである。これを達成するために水と衛生の各セクターと協力することが重要である。以下の項目への留意が必要である。

- ・ゴミ捨て用の穴等の固形廃棄物処理対応。

- ・貯水池や排水路等の排水設備。
- ・個人の衛生や清潔なトイレのための十分な水。

衛生施設は障がいを持つ人にもアクセス可能で、プライバシーや尊厳、そして安全が守られねばならない。トイレのドアは中から鍵がかけられるようにすべきである。セクシャルハラスメントや虐待を防ぐために、トイレは男女別で、安全で利用しやすく、便利な場所に設けられるべきである。学校のトイレに関するスフィアガイドラインでは、30人の女子に対し1つ、60人の男子に対し1つのトイレが必要とされている。最初から男女別のトイレを用意することが難しい場合は、女子と男子のトイレの使用時間を別々に設定する。トイレが学習環境内にない場合は、近くの施設を利用するが、その際は子どものトイレ利用に特に目を配る必要がある。また、女性の学習者が十分に学習できるよう、必要に応じて生理用品やその文化にあった衣服を提供するべきである（Sphere standards on excreta disposal in the chapter on Water Supply, Sanitation and Hygiene Promotion 参照）。

6. 安全な水と衛生の促進

学習環境には安全な水と石鹼を提供すべきである。手や顔を洗う等の衛生的な習慣を日常的な習慣に取り込むべきである。学校での最低限必要な水の量に関するスフィアスタンダードでは、飲料水と手洗い用の水として一日生徒一人につき3リットル必要であるとされている（Sphere standards on water supply in the chapter on Water Supply, Sanitation and Hygiene Promotion 参照）。

7. 学校単位での健康と栄養のサービス

学校単位での健康と栄養のプログラムは、健康、栄養、衛生の各セクターからの教育支援にリンクしたものである。学習の障壁となるものに取り組み、健康的な発達に貢献する、これらのプログラムには次のものが含まれる。

- ・飢餓対策としての学校給食プログラム。
- ・伝染病を予防するための寄生虫の駆除。
- ・伝染病予防プログラム（はしか、下痢、HIV/AIDSなど）。
- ・微量栄養素サプリメントの供給（ビタミンAや鉄、ヨウ素など）。

プログラムは、世界食糧計画の学校給食に関するガイドライン等、一般に認めら

れたガイドラインに沿うべきである。また、健康と栄養に関するセクターとの協調も重要である（Sphere standards on Food Security and Nutrition 参照）。

8. 地域のサービス照会へのアクセス

教員と教育関係者は学習者の身体的、心理社会的、情緒的な「しあわせ」（well-being）を支援し促進するために、地域のサービスの照会を受けることができる。例えば、家族と離れて暮らしている子どもは心理社会的苦痛の兆候や、その他の保護に関する課題を認識できるよう訓練を受けるべきである。教師やその他の教育関係者は、関連する他のセクターの協力者と、学習者の「しあわせ」（well-being）を脅かす事柄についての情報を共有すべきである。

照会制度が効果的に機能するために、外部のサービスとの公的な連携が確立されるべきである。ここで言うサービスには、性的暴力に関するカウンセリングや心理社会的あるいは法的なサービス、虐待や育児放棄が疑われるケースへの社会的サービスが含まれる。また、軍隊や武装集団に所属していた子どもについては、家族の搜索や再会の手助けが必要になる（アクセスと学習環境スタンダード2 ガイダンスノート2（69頁）、教授と学習スタンダード1 ガイダンスノート2（85頁）、教授と学習スタンダード2 ガイダンスノート2（90頁）参照）。

T スタンダードの利用に役立つツールの参照先 INEE Toolkit: www.ineesite.org/toolkit

INEE Toolkit

↳ INEE Minimum Standards

↳ Implementation Tools

↳ Access and Learning Environment

第3章

教授と学習

基本的スタンダード (Foundational Standards) 住民参加、協調、分析

教授と学習

スタンダード 1 カリキュラム

学習者それぞれの状況やニーズに適した、公教育およびノンフォーマル教育を提供する為に、文化的、社会的、言語的に適切なカリキュラムが使用される。

スタンダード 2 研修、職業開発と支援

教師と教育関係者が、ニーズや状況に応じて、定期的に適切で構造化された研修を受ける。

スタンダード 3 指導と学習過程

指導と学習過程は、学習者を中心とした参加型で包括的なものである。

スタンダード 4 学習成果のアセスメント

学習成果を評価、認定するために適切な方法がとられる。

教育プログラムが質の高い教授と学習を提供して初めて、教育へのアクセスを論じる意味が出てくる。危機的状況であっても、学習者にとって教育が適切で、助けになるものであり、またそれによって学習者が守られるものであるために、カリキュラムや教員訓練、職業開発・支援、教授と学習のプロセス、学習結果のアセスメントを改善する機会が必要である。そのためにはカリキュラムの種類や学習内容の優先順位についての決定が必要であり、かつ重要である。現在あるいは将来の危機・脅威・危険を防ぐ、あるいはできるだけ軽減するための知識や技能の確立が優先すべき事項である。また、人権教育や平和教育、民主的な市民権についての教育が重点的に行われるべきである。

小規模のビジネス、金銭的な知識、職業訓練など生計や雇用に関係する教育は、若い男性や女性、特に公教育を修了していない傷つきやすいグループの人々に対して実施されるべきである。労働市場の分析と、経済分野やその他の回復の早い分野との連携によって、構築されるプログラムが適切であり、学ばれる経済的スキルが役に立つかどうかを明らかにされる。

緊急時において、災害や紛争の直接的あるいは間接的な結果として生まれた教員不足を埋めるため採用された訓練を受けていない教師、および現職の教師や教育関係者も、生徒に学習内容を効果的に伝えるスキルを訓練されなければならない。さらに、教師と教育関係者は、大きな困難を経験した子どもたちをサポートする方法について訓練を受けなければならない。

緊急時から復興期において、政府、教育機関および教師の雇用者がカリキュラムと修了書を認定することが重要である。コミュニティは、子どもたちの受ける教育が価値を持ち、政府がその教育を認めるかどうかを知りたいのである。教授と学習に関する適切なアセスメントと評価のポイントは以下の通りである。

- 信頼性の有無。
- 教育実習の実施。
- カリキュラムと学習者の強みと弱みの明確化。
- 教育関係者、コミュニティのメンバーおよび学習者への、学習の進捗や継続的なニーズの伝達。

教授と学習 スタンドアード 1：カリキュラム

文化的、社会的、言語的に関連があるカリキュラムが公教育とノンフォーマル教育の実施に際して使用され、それはそれぞれの状況と学習者のニーズに適切であること。

重要な活動指標（ガイダンスノートと併読のこと）

- 公教育カリキュラムのレビュー、開発とその適用については、すべての利害関係者を含めて検討され、教育官庁が調整する（ガイダンスノート 1-3 参照）。
- カリキュラム、教科書、補習教材は、学習者の年齢、発達レベル、言語、文化、能力、ニーズにとって適切である（ガイダンスノート 1-4 参照）。
- 難民および国内避難民の教育で使われた公教育のカリキュラムと試験は、本国および受入国の政府によって認定される（ガイダンスノート 3 参照）。
- 公教育とノンフォーマル教育のカリキュラムでは、災害危機被害の軽減や環境教育、紛争予防について教える（ガイダンスノート 3-4 参照）。
- カリキュラム、教科書、補習教材は、識字能力、計算能力、幼児教育、ライフスキル、健康・保健の実践を含む基礎教育のコア・コンピテンシー（中核となる能力）を網羅している（ガイダンスノート 4-5 参照）。
- カリキュラムは学習者の心理社会的な「しあわせ」（well-being）と保護に関する事項を含む（ガイダンスノート 6 参照）。
- 学習内容、教材、指導は学習者の言語で書かれている（ガイダンスノート 7 参照）。
- カリキュラム、教科書、補習教材はジェンダーに配慮し、多様性を認め、差別を防ぎ、すべての学習者の尊厳を守るものである（ガイダンスノート 8 参照）。
- 教師用、学習者用の十分な教材が、地域で調達され、早急に提供される（ガイダンスノート 9 参照）。

ガイダンスノート

1. カリキュラム

カリキュラムは学習者が知識やスキルを伸ばすことを手助けする実践計画である。公教育およびノンフォーマル教育のプログラムがこれにあてはまり、すべての学習者に妥当であり適応できるものでなくてはならない。カリキュラムには、学習目的、学習内容、アセスメント、教授方法、指導教材が含まれる。

- 学習目的とは、学習者の認知的、社会的、情動的、身体的発達を促す教育活動を通して獲得される知識、態度、スキルを明示したものである。

- ・学習内容とは、識字能力、計算能力、ライフスキル等の教科分野を指す。
- ・アセスメントとは、学習内容の知識や態度、スキル等の習得された成果を測定することである。
- ・教授方法とは、すべての学習者の知識やスキルの獲得を促進する為の学習内容を表現するために検討・使用されるアプローチのことである。
- ・教材には、本、地図、図表、補習教材、教師用の手引き、備品、玩具、その他の教授・学習の素材が含まれる。

2. カリキュラムの年齢適合性と発達レベルへの適応

カリキュラムは年齢に即したもので、学習者の感覚的、情動的、認知的、心理社会的、身体的な発達段階に合ったものでなくてはならない。緊急時から復興時において、学習者の年齢と発達レベルは、公教育とノンフォーマル教育ともに大きなばらつきがある。年齢や発達レベルに、カリキュラムと指導方法を適合させる必要がある。教師は、担当する学習者のニーズおよびレベルに教育内容を合わせるためのサポートを受ける必要がある（教授と学習スタンダード 2（90 頁）参照）。

3. カリキュラムのレビューと開発

カリキュラムのレビューと開発は、長い時間を要する複雑なプロセスであり、適切な公的教育機関において実施されるべきである。公教育のプログラムが緊急時あるいはその後に再建される場合には、認可された初等教育および中等教育のカリキュラムが使用されなくてはならない。カリキュラムがない場合には、その開発が急務である。難民の場合、受入国あるいは出身国のカリキュラムが基礎となる。また、他の同種の緊急時に作られたカリキュラムを使用する場合もある。

難民の、自発的な帰還を促す為に、カリキュラムは出身国と受入国双方に受け入れられるものであることが理想的である。これには、言語能力や卒業証明において避難中の試験成績を考慮する等、地域と各機関の協調関係が必要である。難民自身と受入国によって、そして国際法の基でこのような決定が進められる必要がある（教育政策スタンダード 1 ガイダンスノート 7（117 頁）参照）。

緊急時から復興に至る状況では、公教育およびノンフォーマル教育は、緊急時に必要な知識やスキルを質的に向上させるべきである（ガイダンスノート 5 参照）。以下のような教育対象者に対しては、特別なカリキュラムが必要である。

- ・自身で生計を立てている子どもや若者。

- ・軍隊や武装集団に加入していた人々。
- ・学齢を過ぎた学習者、長期間学校を離れていた復学者。
- ・成人学習者。

カリキュラムと教科書の開発と評価および教育プログラムの定期的なレビューは、教育関係官庁によって指導されるべきである。また、学習者、教師、教員組合、関係する地域住民が積極的に参加すべきである。教科書のレビューを行う委員会に、異なる民族集団や傷つきやすい人々の代表者を含むことで、彼らへの偏った見方が引き継がれることを防ぎ、異なるコミュニティ間の平和を構築する手助けとなるであろう。争いの種になるような教科書の内容に配慮するプロセスにおいては、お互いを刺激し合うことの無いよう気をつけなくてはならない。

4. コアコンピテンシー（中核となる能力）

コアコンピテンシーは学習内容あるいは教師の研修用教材の開発と使用に先だって確認されなくてはならない。基礎教育におけるコアコンピテンシーとは下記のものを作す。

- ・機能的識字能力（実際に使える識字能力）、計算能力。
- ・学習者が価値ある生活を獲得するため、またコミュニティの意義のある一員として積極的に参加をするために必要不可欠な知識、ライフスキル、態度、実践する能力。

コアコンピテンシーは実際の適用を通して強化されねばならない。幼児教育への支援は、多くの幼い子どもが利用できるものでなくてはならない。幼児期に強い発達基盤を形成できれば、それはコアコンピテンシーを身につけ使いこなすための基礎を形作るものとなるからである。

5. ライフスキル、学習内容、重要な概念

ライフスキル、学習内容、重要な概念は、学習者の年齢、異なる学習スタイル、経験、環境に適していなければならない。これにより学習者における他人に依存せず生産的な生活を送る能力を高める。学習内容と概念は、それぞれの状況に合うものでなくてはならず、下記の内容を含むものである。

- ・性および生殖に関する健康や HIV/AIDS を含む保健衛生。
- ・子どもの保護と心理社会的サポート。
- ・人権教育、市民権、平和構築、人道法。

- ・地雷や不発弾に対する教育を含む、災害リスクの軽減および人命救助法。
- ・文化、レクリエーション、スポーツ、音楽、ダンス、演劇、視覚芸術等の芸術活動。
- ・生計を立てるスキル、職業・技術訓練。
- ・地域固有の環境に関する知識。
- ・男子女子それぞれが直面している危機や脅威から身を守るスキル。

学習内容は、学習者の生計の土台の形成を担えるものでなくてはならない。職業訓練プログラムの内容は、雇用状況によって策定され、実際の職場における実習を含むべきである（SEEP Network *Minimum Standard for Economic Recovery after Crisis, Employment Creation standard and Enterprise Development standard* 参照）。

紛争の影響を受けたコミュニティでは、紛争解決と平和教育の内容と方法が、集団間の理解を高め、和解や平和構築を容易にするコミュニケーションスキルを与えることができる。平和教育を開始する際には、地域住民に論争を呼び、痛みを伴うような問題を扱う心構えができていることを確認する配慮が必要である（教育政策スタンダード1 ガイダンスノート1（114頁）参照）。

6. 心理社会的なニーズ、権利とその育成

教師やその他の教育関係者は学習者の心理社会的ニーズ、権利とその育成に対して、緊急時から復興に至るすべての段階で取り込まなければならない。学習者の精神的苦痛の兆候に気づくように、教育関係者は訓練される必要がある。特別なサポートが必要な場合、その対応を照会できる仕組みを作り、精神的苦痛に対処するための手段が講じられなければならない。教室の内外に関わらず子どもを心理社会的にサポートする教師やサポートスタッフ、地域住民のためのガイドラインが明示される必要がある。精神的苦痛を持つ学習者には、わかりやすい構成での教授、建設的な訓練法、集中力を養うための短い時間の学習が必要である。すべての学習者は他の学習者と協力して行うレクリエーション活動や学習活動に参加できるようにする。適切な教授方法と内容は学習者に自信と未来への希望を与えるのである（アクセスと学習環境スタンダード2 ガイダンスノート8-9（72頁）、アクセスと学習環境スタンダード3 ガイダンスノート8（79頁）、教育政策スタンダード1 ガイダンスノート1（114頁）参照）。

教師や教育関係者も危機的状況の影響を受けた人々であり、学習者と同じ精神的苦痛に直面している。この点は訓練、モニタリング、サポートを通して配慮される

べきである。教師が、自分自身や学習者の心理社会的な「しあわせ」(well-being)に悪い影響を与えてしまう恐れが過度に意識されてはならない(教師と教育関係者スタンダード3 ガイダンスノート6 (109頁)、Sphere standards on mental health and psychosocial well-being in the chapter on Health Action 参照)。

7. 言語

教授言語は、異なる言語を使う国家および地域においては争いの種になる可能性がある。周縁化を最小限に抑える為に、教授言語は全体的な合意の基に決定されるべきである。それには地域住民、教育関係者、その他の利害関係者を含む。教師は、学習者が理解できる言語で教え、保護者やより広範なコミュニティとコミュニケーションできるようにするべきである。耳が聞こえない、あるいは目が見えない生徒に対しても、彼らを確実に教育に取り込むために、最も適した言語や方法を使って教えるべきである。補習授業・活動、特に幼児の学習においては学習者の母語で教えられるべきである。

難民の教育については、受入国側に難民のスタンダード(言語、教育内容等)に合った難民学校が必要である。難民の学習者が自身の教育を受ける権利を知ることは重要である。彼らの将来の就業機会について、そして緊急時の後、受入国、あるいは自国で教育を継続するために何が必要とされるかが配慮されなければならない。長期にわたる難民の場合、学習者には受入国、および地域の言語を学ぶ機会が提供されるべきである。それにより、受入国の生活が容易になり、教育や就業機会へのアクセスを継続することができるからである(教育政策スタンダード1 ガイダンスノート7 (117頁) 参照)。

8. 多様性

緊急時から復興に至るすべての段階で、教育活動の開発や実施において多様性を考慮すべきである。これは、教育には異なる背景や傷つきやすい集団の学習者、教師、教育関係者を含んでいること、彼らに対して寛容と尊敬の念を持って接することを意味する。多様性としては以下の側面が挙げられる。

- ・ジェンダー。
- ・精神的、身体的障がい。
- ・学習能力。
- ・出身家庭の所得レベルの格差。

- ・異なる年齢の子どもを含むクラス。
- ・文化と国籍。
- ・民族と宗教。

カリキュラム、教材、教授方法は、偏見を取り除き、公平性を高めるべきである。こうしたプログラムは寛容を語るだけでなく、態度と行動の変容を促すべきである。このプログラムは他者の権利についてのより深い認識と、それを尊重するよう導くのである。人権教育は、対象者の年齢に適切で、文化を十分配慮した手法で多様性を促進するために、公教育とノンフォーマル教育の双方において行われなくてはならない。人権教育の内容はライフスキルと結びついた価値としての国際的人権法と人道法である。教科書やその他の教材について改訂の必要がある場合には、教師は既存の教材や教授方法の修正を行う必要がある（教授と学習スタンダード2 ガイダンスノート2（90頁）、教育政策スタンダード1 ガイダンスノート7（117頁）参照）。

9. 現地調達が可能ない教材

学習者のための現地で調達可能な教材は緊急時の初期段階に調査されるべきである。難民や強制退去させられた人々にとって教材には出身国と出身地域の教材が含まれる。教材は必要であれば改訂あるいは開発され、またすべての人に十分な数が用意されねばならない。また、これには障がいをもつ学習者が使用可能な形のもが含まれる。適切な教育官庁が教材の保管、配布、使用のモニタリングを担い、支援されねばならない（教師と教育関係者スタンダード3 ガイダンスノート1（108頁）参照）。

教授と学習 スタンダード 2：研修、職業開発と支援

教師と教育関係者は、必要と状況に応じて、適切で構造化された研修を定期的に受ける。

重要な活動指標（ガイダンスノートと併読のこと）

- 必要に応じて、男性教員、女性教員、その他教育関係者が研修機会を得られる（ガイダンスノート 1-2 参照）。
- 研修は、状況に適したものであり、学習目的と学習内容を反映する（ガイダンスノート 1-2 参照）。
- 適切な教育官庁が研修を認可し、承認する（ガイダンスノート 3-4 参照）。
- 資格を有するトレーナーが、現職研修、サポート、ガイダンス、モニタリング、教室での指導等を含む研修コースを運営する（ガイダンスノート 3-4 参照）。
- 研修と現場でのサポートを通して、教師は参加型教授方法と教材を用い、学習状況において効果的なファシリテーターとなる（ガイダンスノート 3-6 参照）。
- 研修には、危険認識、災害リスクの軽減、紛争予防を含む公教育とノンフォーマル教育の知識とスキルが含まれる（ガイダンスノート 6 参照）。

ガイダンスノート

1. 教師

教師は公教育およびノンフォーマル教育のプログラムにおいて、指導者であり、ファシリテーター（進行役）であり、そしてアニメーター（その場を元気づける人）としても位置付けられる。教師は異なる経験を持ち、異なる研修を受けているのである。また、教師はかつての学習者であり、多くの場合地域コミュニティの一員でもある（教師と教育関係者スタンダード 1-3（102 頁）参照）。

2. 公的研修カリキュラムと内容の開発

公的研修カリキュラムと内容の開発は、教育官庁の責務である。カリキュラムと内容には、予算と時間の制約の中で、学習者のニーズと権利が反映され、そして教育者のニーズも反映されねばならない。

研修の内容には以下のものが含まれる。

- 主要教科の知識：識字、計算、健康教育を含んだ状況に適したライフスキル教育。
- 教育学と教授方法：積極的な態度、教室運営、参加型アプローチ、インクルーシブ教育。

- ・教師や教育関係者の行動規範：学習者に対するジェンダーに基づいた暴力の糾弾、適切な通報、相談先等の仕組み。
- ・災害リスクの軽減、紛争予防の方針
- ・学習者と教師双方のニーズに基づく心理社会的な成長とそれに対するサポート、利用可能な地域サービスや相談制度。
- ・人権の原則と考え方および人道法：こうした人権の意味と趣旨、そして人権が学習者のニーズや学習者、教師、コミュニティおよび教育官庁の責任と直接または間接的に繋がっていることを理解する。
- ・その他の状況に応じた適切な内容。

研修の開始時には、多様性と差別の問題への取り組み方を検討すべきである。例えば、ジェンダーに配慮した教育方略では、男女の教師がそれぞれ教室にいることによってジェンダー平等の理解や認識が促進される。女性の教育関係者や地域住民に向けた研修は、教室と、より広いコミュニティにおける前向きな変化を強めることになる（教授と学習スタンダード 1（84 頁）、アクセスと学習環境スタンダード 2 ガイダンスノート 2-3（69 頁）、アクセスと学習環境スタンダード 3 ガイダンスノート 8（79 頁）、教師と教育関係者スタンダード 3（108 頁）参照）。

3. 研修のサポートおよび調整

教育官庁は公的および非公的な教員研修活動の策定と実施において可能な限り指揮をとるべきである。教育官庁がこのプロセスを指揮出来ない場合は、省庁間の調整委員会が指導と調整をすることができる。研修計画には、現職研修や必要であれば教員養成校と大学教育機関の再生が含まれるべきである。これらの教育機関は、教育分野の安定した再建に極めて重要な役割を果たす（協調スタンダード 1 ガイダンスノート 1（40 頁）、教師と教育関係者スタンダード 3 ガイダンスノート 3-4（109 頁）参照）。

国の教育官庁および利害関係者は、緊急対応の初期に、現職研修のカリキュラムや修了認定の仕組みについて話し合いを始めるべきである。可能な限り、現職研修は、その研修を受けることで教員資格が国に正式に認められるように計画される必要がある。また、心理社会的ニーズへの対応等、緊急時に関係ある追加要素も組み入れられねばならない。難民の学校制度が避難先の学校制度と異なる場合、難民の教師に対する現職研修は、それによって自国あるいは避難している国における教員資格が取れるものでなくてはならない。

教師に必要な研修を開発し、実施するため、現地のトレーナーが採用されるべきであり、彼らに対する進行役としてのスキルおよび研修スキルの能力形成が必要とされる。また、育成するトレーナーの男女比が考慮されるべきである。トレーナーの人数が限られている、あるいはトレーナーが十分に訓練されていない場合は、国や地域の機関および外部機関（国連、国際 NGO）の協力を得て、以下の点を含む現職教員および教員養成研修の制度の強化が必要である。

- ・教員研修のカリキュラムと教科書のレビュー。
- ・危機的状況に関する、最新の内容を含んでいること。
- ・実習機会の提供（ティーチングアシスタントやインターンとしての実習等）。

4. 研修の評価および認定

教育官庁による承認と認定は、緊急時から復興期において教員研修の質と評価を保証するのに不可欠である。教師が難民である場合、受入国あるいは出身国・地域の教育官庁は、避難先での研修が学習者および教師としてのニーズに対応できるものであるか判断しなくてはならない（教育政策スタンダード 1 ガイダンスノート 7（117 頁）参照）。

5. 教師用および学習者用の教材

教師は、カリキュラムに基づいて、教材の必要性を見極める訓練を受けなければならない。また、現地で調達することのできるリソースを用いて効果的で適切な教材を新しく作り出す方法を学ぶべきである（教授と学習スタンダード 1 ガイダンスノート 9（89 頁）、教師と教育関係者スタンダード 3 ガイダンスノート 1（108 頁）参照）。

6. 危険の認識、リスクの軽減、事前対策

教師には、学習者とコミュニティが将来の災害を予防し軽減するのを助けるスキルや知識が必要である。教授と学習に、こうしたリスクの軽減や紛争予防の促進を統合するためのサポートが必要であろう。サポートには、コミュニティの潜在的な危険や災害を認識し、予防し、対策を立てるために必要とされる情報とスキルの提供が含まれる（分析スタンダード 1 ガイダンスノート 3（46 頁）、アクセスと学習環境スタンダード 2 ガイダンスノート 11（73 頁）、アクセスと学習環境スタンダード 3 ガイダンスノート 1-2（75 頁）、教育政策スタンダード 1 ガイダンスノート 2（115 頁）参照）。

教授と学習 スタンダード3：指導と学習プロセス

指導と学習プロセスは、学習者を中心とした、参加型で包括的なものであること。

重要な活動指標（ガイダンスノートと併読のこと）

- 教授方法は、学習者の年齢、発達レベル、言語、文化、能力、ニーズに適している（ガイダンスノート 1-3 参照）。
- 教師は、指導内容への理解と教授スキルを、学習者とやり取りの中で発揮する（ガイダンスノート 1-3 参照）。
- 指導と学習プロセスは、インクルーシブ（統合）を促進し、学習の障壁を低くすることによって、障がい者を含むすべての学習者のニーズに対応する（ガイダンスノート 2 参照）。
- 学習内容および教授方法は保護者とコミュニティのリーダーに理解され受け入れられる（ガイダンスノート 3 参照）。

ガイダンスノート

1. 積極的な関与

学習者の積極的な参加は、すべての発達レベル、年齢において重要である。授業はすべての学習者を含む双方向型、参加型で実施されるべきである。学習者の発達上、適切な教授方法や学習法—グループ活動、プロジェクト活動、ピア・エデュケーション（学習者間における教育）、ロールプレイ、語り、ゲーム、ビデオ、物語—が利用される。これらの教育方法が、教員研修、教科書等に組み入れられるべきである。このような積極的な学習が適用できるよう、既存のカリキュラムを適合させる必要がある。

幼い子どもは、遊びを通して学ぶ。彼らは、活発な遊びやふれあいから学ぶのである。彼らを適切に指導することで、遊びを通して仲間や教師との関係や、その関係性を築くスキルを身につけられるであろう。また、さらに幼い子どもの両親や保護者が、以下のことを理解し実践できるようサポートしなければならない。

- 子どものニーズに敏感に対応することの重要性。
- 幼い子どものケア方法。
- 積極的に子どもを学習プロセスに取り込み、彼らの発達を促す遊びの方法。

2. 学習の障壁

教師は、緊急時における公教育およびノンフォーマル教育の重要性について、両親、コミュニティのメンバー、教育官庁、その他の利害関係者との対話によって支えられねばならない。彼らは、権利、多様性、統合、教育に参加できない子どもや若者に手を差し伸べることの重要性等の諸問題について話し合うのである。こうした協議は、すべての子どもに教育を受けさせることや、適切な資源や施設の準備について、人々が確実に理解、支持するために重要である。コミュニティレベルで学習の障壁を認識し、それらの障壁の除去に取り組む計画を策定するため、PTA、学校運営および地域の教育委員会が動員されることが望ましい（アクセスと学習環境スタンダード1 ガイダンスノート7（66頁）参照）。

3. 適切な教授方法

緊急時から復興期の教育は公教育に携わる教師にとって、前向きな変化の機会となるべきである。状況に応じて受け入れられるよう、また、学習者の権利、ニーズ、年齢、障がい、能力に焦点を当てられるように、教授方法に変更されることがある。この際、参加型で学習者が受け入れやすい教授方法は、十分な配慮と慎重さを持って導入されるべきである。特に緊急時の初期段階では、新しい方法の実施は経験豊かな教師でもストレスを感じるであろうし、そのことによって学習者、両親、コミュニティのメンバーも影響を受けるからである（教授と学習に関するガイダンスノート INEE Toolkit : www.ineesite.org/toolkit 参照）。

学習方法の変更は、教育官庁の承認、調整、支援を受けて導入されるべきである。学校やコミュニティがこれらの変化を理解し受け入れるには時間がかかる。それゆえ、保護者やコミュニティのメンバーの懸念に対応することが重要である。教師は、変更内容を熟知しており、またそれによって生じる彼らの意識や行動の変化について予測しておく必要がある。

ノンフォーマル教育への介入のため、学習者中心のアプローチは研修を通して導入され、ボランティア、アニメーター、ファシリテーター、保育者の支援によって継続されるであろう。識字能力、計算能力、緊急時の状況に応じたライフスキル等の基礎教育のコアコンピテンシーの育成に取り組むカリキュラムに見合った教授方法が取られなくてはならない（教授と学習スタンダード1 ガイダンスノート4（86頁）参照）。

教授と学習 スタンドアード4：学習成果のアセスメント

学習成果を評価・認定するために適切な方法がとられる。

重要な活動指標（ガイダンスノートと併読のこと）

- 学習目標に対する学習者の成果・進捗についての継続的なアセスメントと評価が、教授方法に反映される（ガイダンスノート1参照）。
- 学習者の成績は認定され、成績に応じて単位認定あるいは修了証明書が与えられる（ガイダンスノート2参照）。
- 教育プログラムの質と妥当性を調査するため、技術訓練あるいは職業訓練課程の卒業生に対するアセスメントを実施する（ガイダンスノート2参照）。
- アセスメントと評価の方法は、公平で信頼できるものであり、学習者に対して脅迫的であってはならない（ガイダンスノート3参照）。
- アセスメントは、学習者の将来の教育的・経済的ニーズに関連したものであること（ガイダンスノート4参照）。

ガイダンスノート

1. 効果的なアセスメントと評価方法・手段

効果的なアセスメントと評価方法・手段が採用されるべきであり、それは次の事項を考慮したものでなければならない。

- 関連性：テストや試験が学習内容や学習者の年齢に対して適切である（ガイダンスノート4参照）。
- 一貫性：評価方法が、あらゆる場所のあらゆる教師に理解され利用されている。
- 機会：欠席した学習者には別途アセスメントの機会が与えられる。
- 時期：アセスメントは教授期間中と修了後に行われる。
- 頻度：緊急時によって影響を受ける。
- 安全で適切なセッティング：正式なアセスメントは、教育関係者によって安全な場所で行われる。
- 透明性：アセスメントの結果については、学習者と、（学習者が子どもの場合は彼らの保護者と）共有し話し合いがもたされる。適切で且つ可能であれば、外部の調査員がアセスメントの重要な段階を担当してもよい。
- 障がいや有する学習者への適応：アセスメントに際しては時間を十分にとり、適

切な代替手段によって彼らの習得したスキルと理解について調査する（INEE *Pocket Guide to Supporting Learning for People with Disabilities* 参照， INEE Toolkit； www.ineesite.org/toolkit）。

2. アセスメント結果

公教育プログラムの場合、アセスメントを通して、学習者の成績と試験結果は教育官庁によって認定される。難民の場合、出身国あるいは地域の教育官庁による認定が得られるように努めるべきである。技術訓練あるいは職業訓練の場合、訓練サービスの提供機関は国の修了認定を受けられることを保証すべきである。修了書には、ディプロマや卒業証明書が含まれる。

3. アセスメントの倫理規定

アセスメントと評価は、倫理規定に従って策定され実施されるべきである。アセスメントと評価は公平で信頼できるものでなくてはならず、不安やストレスを与えるような方法はとられるべきでない。学習者に、学校やプログラムの中でよい評価を得ることや進級についての不安を抱かせるものであってはならない。こうした条件を確かなものとするためには、監督者とコミュニティのメンバーによる無作為抽出を含むモニタリングが有効である（アクセスと学習環境スタンダード 2 ガイダンスノート 4、9（70 頁）参照）。

4. 関連性

アセスメントの内容およびプロセスは、教えている教材と直接的にリンクさせるべきである。学習目的と基準は、カリキュラムの中から決められるべきである。可能であれば、アセスメントは標準的なカリキュラムよりも実際に教えられた内容を反映できるよう修正されるべきである。それによって、アセスメント結果が教授内容の相違よりも、実際の学習状況を反映することができるからである。

教師と教育関係者は、適切で簡単に使えるアセスメントのツールや方法を利用すべきである。また、アセスメントツールの使用法についての指導や研修によって、その有効性を高めることができる。コミュニティのメンバーが、学習プロセスおよび教授の効果のアセスメントを支援することもある。人数が多い学級や複式学級、あるいは学習者が特別な配慮を必要としている場合には、アセスメントの支援が特に有益である。



標準の利用に役立つツールの参照先

INEE Toolkit: www.ineesite.org/toolkit

INEE Toolkit

- ↳ INEE Minimum Standards
- ↳ Implementation Tools
- ↳ Teaching and Learning

INEE Toolkit

- ↳ Guidance Notes on Teaching and Learning
- ↳ Resource Pack on Teaching and Learning

第4章

教師と教育関係者

基本的スタンダード (Foundational Standards)
住民参加、協調、分析

教師と教育関係者

スタンダード 1 募集と選考

十分な数の、適切な資格を有する教師と教育関係者が、多様性と公平性を反映した選考基準に基づく、参加型で透明性のある過程を経て、採用される。

スタンダード 2 労働条件

教師と教育関係者は、明確な労働条件を示されており、適切な報酬を得られている。

スタンダード 3 支援と指導

教師と教育関係者のために、支援と指導の仕組みが有効に機能している。

緊急時から復興期を通して、教師と教育関係者は子どもや若者の教育ニーズに応える。大学の学位を持つ国家公務員もいれば、公教育をほとんど受けていない地域の教育者やボランティア等、彼らの職業的な立場は多岐に渡るだろう。

ここで言う「教師と教育関係者」に含まれるのは、以下の人々である。

- クラスを受け持つ教師やアシスタント。
- 幼稚園や保育園の教員、保育士。
- 障がい有者人の教育者。
- 各教科の専門家、職業訓練のトレーナー。
- 子どもの広場におけるファシリテーター。
- 地域におけるボランティア、宗教家、ライフスキルに関する指導者。
- 校長、学校の指導主事、その他の教育に関わる職員。

教師と教育関係者の役割と責任は教育の種類（公教育かノンフォーマル教育か）、また学習環境の種類によって決まる。教師と教育関係者が意思決定過程や専門性の開発（professional development）への参加していくことは、緊急時の教育計画において大切な要素である。

教師と教育関係者の身元確認、募集、採用選考は、参加型で透明性が高く、また差別の無い方法で進められなければならない。また、ジェンダーのバランスやコミュニティの構成や状況を反映するべきである。教師と教育関係者は、適切な経験と技術を持っていて、適切な報酬を得るべきである。彼らは自由に労働組合を作り、加わることができなければならない。指導や役割、責任についての規則、指導体系、労働条件、契約上の取り決め、報酬、労働に伴う権利については、影響を受けたコミュニティと協議をすることで、最も効果的に進めることができる。

危機的な状況において、教師と教育関係者は、問題に対処し、復興と回復に向かうための支援を必要とする。緊急時から復興までの教育は、子どもや若者またコミュニティに、人命に関わる情報、教育機会や社会的支援を提供し、それは明るい未来を築くことにつながり、地域の回復力を強める。教師と教育関係者は、緊急時から復興までの教育において、重要な貢献者である。また、彼らは自分自身が指導と支援を受ける権利を持つ。

教師と教育関係者 スタンダード 1：募集と選考

十分な数の、適切な資格を有する教師と教育関係者が、多様性と公平性を反映した選考基準に基づき、参加型で透明性のある過程を経て、採用されること。

重要な活動指標（ガイダンスノートと併読のこと）

- 募集を開始する前に、明確かつ的確で、公平性のある職務内容説明書（job descriptions）と指針が作成されている（ガイダンスノート 1 参照）。
- 選考委員会が、透明性のある基準で能力を評価し、コミュニティの支持、ジェンダー、多様性を考慮して、教師と教育関係者を選考する（ガイダンスノート 2-4 参照）。
- クラスが定員オーバーにならないよう、十分な人数の教師あるいは教育関係者が採用され、配置される（ガイダンスノート 5 参照）。

ガイダンスノート

1. 職務内容説明書

職務内容説明書は、ジェンダー、民族、宗教、障がいあるいはその他の多様性に関して公平でなければならない。最低限、以下のことが含まれる。

- 役割と責任。
- 明確な報告経路。
- 行動規範。

（スタンダード 2 ガイダンスノート 1（105 頁）参照）。

2. 経験と資格

認定された資格を持つ教師を採用することは重要である。教師は学習者に心理社会の面でのサポートを提供し、また障がいをもつ学習者を教える技能を持っていないなければならない。緊急時であるために、資格を持つ教師が教育免許やその他の資格を証明できる書類を持っていない場合、彼らの教授技術が適切であるか判断する必要がある。もし資格を持つ教師が足りない場合には、指導経験の少ない、もしくは経験のない人々の採用も考える必要がある。教育経験が乏しい教師には、彼らの教育レベルや教育経験の評価をもとに、研修を課すことが必要である。

可能な限り学習者の母語を話す教師を採用するべきである。状況に応じて、公用語あるいは受入国の言語の集中学習コースを提供することも、可能であれば望ましい（教授と学習スタンダード 1 ガイダンスノート 7（88 頁）参照）。

状況によっては、教師と教育関係者の採用において、ジェンダーのバランスを事前に配慮する必要がある。このために、選考委員会との協議で採用基準を調整する場合も必要であろう。国際労働法、人権法とその他の法規等に従って、教師と教育関係者の最低年齢は18歳であるべきだが、それより若い人は、場合によって、ファシリテーター、アシスタント、チューターとして採用する必要がある。

3. 教師の選考基準

選考基準には以下の事項が含まれる。

専門的資格と能力：

- ・ 学歴。
- ・ 障がい児教育の経験を含む、教師としての教育経験。
- ・ 子どもや若者の心理社会面での問題に対応できる感受性。
- ・ 職務経験、またはその他の技能や経験。
- ・ 現地の手話の知識や点字 (Braille) を含む、関連の言語能力。

個人的資質：

- ・ 年齢、性別、ジェンダーバランスに配慮できること。
- ・ 寛容性。
- ・ 民族的あるいは宗教的背景。
- ・ コミュニティを反映した多様性。

社会の緊迫状況や長年続いている不平等性が採用プロセスに影響を与えている可能性を考慮することが重要である(教授と学習スタンダード1 ガイダンスノート 8(88頁) 参照)。

その他の資格：

教師と教育関係者は、地域住民に支持され、彼らと相互関係を持つべきである。また、可能な限り、教師はまず被災した地域から選ばれるべきである。それは、彼らが、現地が直面している社会的、経済的、または政治的な問題を理解しているからである。もし、教師や教育関係者をコミュニティの外から受け入れる場合は、宿泊設備や移動手段などの保障を付け加えることを考慮しなければならない。もし、難民や国内避難民のために教育設備が設置される場合は、彼らを受け入れている地域から教師

と教育関係者を雇うことで、互いにより関係を形成する一助となるだろう
(INEE ツールキット：INEE Guidance Notes on Teacher Compensation：www.ineesite.org/toolkit 参照)。

4. 照会

学習者が危険にさらされることがないように、可能な限り、採用されたすべての教師および教育関係者に対して身元の照会確認が行われるべきである。

5. クラスの規模

クラスの規模に関しては、障がいをもつ子どもを含めすべての子どもや若者が受け入れられ、その地域によって定められた実現可能な基準を設定することが重要である。教師と学習者の適切な比率を保つため、教師の人数を十分に確保することが必要である。利害関係者は、教師と学習者の比率と教授法について、全国規模の適切な基準と地域的な基準をよく考慮する必要がある。人道支援機関などが、教師と学習者の比率について、独自の基準を設けていることもある。例えば、1：40の比率が推奨されていた場合もあるが、利害関係者は、その地域ではどの程度の基準が適切で実現可能かを、調査し、決定しなければならない（教授と学習スタンダード（81頁）、諸論：実践例（22頁）参照）。

教師と教育関係者 スタンダード2：労働条件

教師と教育関係者に、明確に定められた労働条件が示され、適切な報酬が支払われること。

重要な活動指標（ガイダンスノートと併読のこと）

- 適切な利害関係者によって、報酬制度と労働条件が調整される（ガイダンスノート1-2参照）。
- 報酬と労働条件は契約書に明記され、報酬は定期的に支給される（ガイダンスノート2参照）。
- 教師と教育関係者は、労働条件や契約期間の交渉のために、労働組合を組織することが認められる。
- 明確に実行できる指針を含む行動規範があり、十分に守られている（ガイダンスノート3参照）。

ガイダンスノート

1. 労働条件

契約書には、職務内容、労働条件と行動規範に関する説明が明記されていなければならない。これによって、学習環境やコミュニティにおける教師の役割を正式に職業化することができる。コミュニティ、教育機関、またはその他の利害関係者からもらう報酬と引き換えに、期待されている業務が定義される。また、教師に期待される適切な行動の枠組みが規定される。

契約書は以下の事項について明記しなければならない。

- 職務と責任。
- 報酬。
- 出勤条件。
- 業務時間／日数。
- 契約期間。
- 行動規範。
- 支援と指導、争議解決体制。

（教師と教育関係者スタンダード1ガイダンスノート1（102頁）参照）。

2. 報酬

教師と教育関係者が自分の専門に集中し、基本的な生活ニーズを満たすために他の副業を探さなくても済むよう、適切な報酬が支払われなければならない。必要であれば、教師と教育関係者に対する適切な報酬制度をできるだけ速やかに再建もしくは構築しなければならない。報酬制度は、報酬を保証する主な責任は教育官庁にあることを考慮したものでなければならない。教育官庁、労働組合、コミュニティメンバー、委員会や団体、国連機関、NGO などを含む、適切な利害関係者との協調は、持続可能な報酬方針と慣行の基礎を築き、復興から開発への移行の一助となる。

報酬は、金銭または金銭以外のものである。報酬システムは平等で持続可能な制度でなければならない。ある報酬方針が履行されれば、それは教師および教育関係者がその方針の維持を期待する前例となる。居住地からの避難中であれば、有資格教師および教育関係者は、たとえ国境を越えることになったとしても、より高い報酬をもらえる所へ移動することが少なくない。従って以下の点についてその市場動向を考慮することが大切である。

- ・生活費。
- ・教師と教育関係者に対するニーズ。
- ・保健医療のように、資格が必要な専門職として類似している職業の報酬レベル。
- ・資格を有する教師と教育関係者の有用性。

(SEEP Network *Minimum Standard for Economic Recovery after Crisis*, Employment Creation standard and Enterprise Development standard 参照)。

報酬は、労働条件と行動規範の遵守によるものである。教師が個人的に生徒の授業料や個人指導料を請求するなどの私利による衝突は起きてはならない（協調スタンダード1 ガイダンスノート2（41頁）参照、また INEE Guidance Notes on Teacher Compensation : INEE Toolkit: www.ineesite.org/toolkit 参照）。

3. 行動規範

行動規範によって、教師と教育関係者のふるまいの基準が明確に定められる。これらの規範は学習環境、また教育活動や行事のなかで適用される。行動規範には、これに従わない者に対する強制的な罰則が示される。教師と教育関係者には以下の点が求められている。

- ・学習者を尊重し、保護し、自らの能力の範囲で、学習者の教育の権利を満たす。

- ・高潔な行いや道徳的なふるまいを維持する。
- ・すべての学習者を受け入れ、差別のない環境を確保するために、教育への障壁を積極的に取り除く。
- ・安全かつ健全ですべての人に解放された環境、セクシュアルハラスメントやその他の嫌がらせ、学習者に対する労働搾取や性的搾取、脅し、虐待、暴力、差別のない環境を維持する。
- ・人権や平等主義に矛盾する行動や知識を教えない／推奨しない。
- ・規則正しい出勤および時間厳守。

(行動規範の実例については INEE ツールキット : www.ineesite.org/toolkit、アクセスと学習環境スタンダード 2 ガイダンスノート 4、6 (70 頁)、教師と教育関係者スタンダード 3 ガイダンスノート 4 (109 頁) 参照)。

教師と教育関係者 スタンダード 3：支援と指導

教師と教育関係者のために、支援と指導の仕組みが設けられ、定期的実施されていること。

重要な指標（ガイダンスノートと併読のこと）

- 学習、教育のための教材や空間が十分に利用できる（ガイダンスノート 1 参照）。
- 教師と教育関係者は、モチベーションの向上や実務支援のために、その専門性が育成される（ガイダンスノート 2-3 参照）。
- 透明性のある適切な指導システムによって、定期的なアセスメント、モニタリング、支援が提供される（ガイダンスノート 2-3 参照）。
- 教師と教育関係者に対して、定期的な勤務評価が実施され、記録され、協議が行われる（ガイダンスノート 4 参照）。
- 学習者が、定期的に教師と教育関係者の実務を評価し、フィードバックをする機会がある（ガイダンスノート 5 参照）。
- 教師と教育関係者は適切で利用可能な心理社会的サポートを受けることができる（ガイダンスノート 6 参照）。

ガイダンスノート

1. 学習、教育のための教材、空間

教師や教育関係者が効率的に指導できるよう、十分な学習教材と適切な空間が用意されるべきである（アクセスと学習環境スタンダード 3（75 頁）、教授と学習スタンダード 1 ガイダンスノート 9（89 頁）、教授と学習スタンダード 2 ガイダンスノート 5（92 頁）参照）。

2. 支援と指導の仕組み

専門的な支援を提供し、教師のモチベーションと教育の質を維持するためには、管理、指導、説明責任を適切に果たすことが不可欠である。制度は、可能な限り、しかるべき教育官庁の指揮のもとで、教師組合、コミュニティメンバー、委員会や団体、国連機関、NGO とともに開発されねばならない。新任教師への指導やピアサポート（教師同士の支援）は、教師と教育関係者に刺激を与え、新任教師が自分自身で目標を立て、自分の仕事に対する遂行能力を向上させるために必要な行動を認識する一助となる（住民参加スタンダード 1 ガイダンスノート 1-5（31 頁）、教授と学習スタ

ンダード2 ガイダンスノート3 (91 頁)、UNESCO/ILO Recommendation concerning the Status of Teachers(1966) 参照)。

3. 能力形成、研修と専門性の発展

教師と教育関係者と共に、能力形成のために必要なモチベーション、インセンティブ、ニーズや優先事項について話し合うことは重要なことである。これは、事前研修中の教師あるいは現職教師の専門性を身につける機会とニーズを見出すきっかけとなる。能力形成、研修、専門性の涵養は公平な方法で行わなければならない(教授と学習スタンダード2 ガイダンスノート3 (91 頁) 参照)。

4. 勤務評定

適切に実施される勤務評定によって、職務の遂行は改善される。教師と教育関係者の効率と成果評価には、それぞれの課題を明確にし、また、合意の上にフォローアップ活動を進めるために個別の面談が含まれるべきである。勤務評定の方法には以下が含まれる。

- ・クラスの記録や評価の基準を設ける。
- ・フィードバックの機会を提供する。
- ・目標を立て、成長と進捗状況を確認する。

(ガイダンスノート5、教師と教育関係者スタンダード2 ガイダンスノート3(106頁) 参照)。

5. 学習者の参加

アセスメントと評価のプロセスに、学習者が関わるのが重要である。これは学習環境のあらゆる側面を理解し、教育の質を確かなものにするためである。学習者は定期的に、勤務評定の方法の一環として、中立な立場の関係者にフィードバックをする。その際の項目には、教師の授業の遂行状況、態度、授業環境や保護の課題に対する関心等が含まれる。

6. 心理社会的サポートと「しあわせ」(well-being)

経験豊かな教師および教育関係者であっても、危機的な状況によって困惑することがある。彼らは新たな課題や責任に直面し、悩み、苦しむことがある。彼らが学習者に対応し、適切に教授するためには、彼ら自身が健康でなければならず、また

彼らへの適切なサポートが必要である（アクセスと学習環境スタンダード2 ガイダンスノート 8-9（72 頁）、アクセスと学習環境スタンダード3 ガイダンスノート 8（79 頁）、教授と学習スタンダード1 ガイダンスノート 6（87 頁）参照）。

T スタンダードの利用に役立つツールの参照先 INEE Toolkit: www.ineesite.org/toolkit

INEE Toolkit

↳ INEE Minimum Standards

↳ Implementation Tools

↳ Teachers and Other Education Personnel

第5章

教育政策

基本的スタンダード (Foundational Standards)
住民参加、協調、分析

教育政策

スタンダード 1 政策の制定

教育官庁は、教育の質を回復させること、及び継続させることを優先事項として、政策を制定する。

スタンダード 2 計画と実行

緊急時の教育活動においては、国内及び教育に関する国際的政策を考慮する。

国際文書や宣言には、全ての人に教育を受ける権利があり、それによりすべての人権を推進するための礎が築かれることが謳われている。表現の自由、平等の権利、社会及び教育政策に関する意思決定に意見を述べる権利は、すべて教育の不可欠な一要素である。

緊急時においては、これらの権利を守ることが極めて重要である。緊急時の対応の一環として、教育官庁や重要な利害関係者は、国および国際的な教育政策や教育基準を考慮し、教育を受ける権利を支持し、被災者の教育ニーズに迅速に対応できる教育を目指し、また緊急対応における準備期、対応期、そしてより長期的な開発期に至る道筋をはっきりと示さなければならない。これらの緊急時対応を成功させる上で、地域コミュニティが教育プログラムや方針等の計画と実行に関与することは不可欠である。

さらに、多様性やジェンダー差別への配慮を確実に行うため、緊急時における教育方針およびプログラムは、「児童の権利に関する条約」を支持し、EFA（万人のための教育）と MDGs（ミレニアム開発目標）を反映したものでなくてはならない。これらの文書は、教育に関する政策や法律によって、人々が性、宗教、人種、障がい等あらゆる差別から守られることを支持、推進するものである。

教育政策 スタンドアード 1：政策の制定

教育官庁は、政策の制定にあたり、無償化および包括的な教育へのアクセスを含む、教育の質の回復とその継続性を優先事項とする。

重要な指標（ガイダンスノートと併読のこと）

- 教育に関する法律と政策は、国際人道法、人権法における教育に関連する法規（学習者、教師、または教育関係者に関係するもの）における基準を維持する（ガイダンスノート 1 参照）。
- 教育に関する法律、条例、政策は、教育を受ける権利及び教育を継続する権利を保証する（ガイダンスノート 1-2 参照）。
- 法律、条例、政策は、再建あるいは移転された全ての教育施設や設備が安全な環境であることを保証する（ガイダンスノート 2-3 参照）。
- 法律、条例、政策は、参加型かつ包括的なプロセスを通じた状況分析に基づいて制定される（ガイダンスノート 4 参照）。
- 国の教育政策は、緊急事態への素早い対応を可能にする、法的・予算的枠組みによって支持される（ガイダンスノート 5-6 参照）。
- 法律、条例、政策は、難民のための学校が出身国または出身地域のカリキュラムを利用することを妨げない（ガイダンスノート 7 参照）。
- 法律、条例、政策は、NGO 活動や国連関係機関による緊急時教育計画策定を許可する（ガイダンスノート 8 参照）。

ガイダンスノート

1. 国際人権宣言においては、政府は教育権を尊重し、守り、実現する責務がある（緒論参照）。

国際人権宣言は、人々の保護に関する国際的な取り決めを含んでいる。これは特に子どもと若者の心の健康、栄養、レクリエーション、文化、虐待の防止、6歳未満の子どもに対する早期教育等の分野を重視している。

子どもの権利条約は、教育を受ける権利と、重要な決定事項に際してアドバイスを受ける権利、尊重される権利、彼ら自身の権利を知る権利等の、教育過程における権利を子どもに保証するものであるため、特に重要である（住民参加スタンダード 1 ガイダンスノート 5（34 頁）、アクセスと学習環境スタンダード 1 ガイダンスノート 1-2（62 頁）、教授と学習スタンダード 1 ガイダンスノート 5-6（86 頁）参照）。

学習者、教師、および教育関係者は教育を行うための市民権を有している。彼らは、各国に採択されている国際人道法の一部を成すジュネーブ条約により武力攻撃から守られる。政府および国を超えた利害関係者は、この法律及び規範によって守られた地位を保証し、また教育機関や施設が軍事目的で利用されないことがないよう努めなければならない。

緊急時において、暴力により教育の継続と子どもの安全が脅かされる事態においては、教育、人権、教育に関する人道法を推進するアドボカシー活動（広報および啓蒙活動）が優先事項である。また、学習者、教育者、教育設備への被害状況を調査・報告することが不可欠である。これらの活動においては、被害者の尊厳を重んじ、偏りのない調査の遂行及び調査結果が得られるよう努めるべきである（アクセスと学習環境スタンダード2 ガイダンスノート 1、3-4、6-7（68 頁）参照）。

2. 国の教育政策は、万人のための教育の継続を保証する

国レベル、および地域レベルにおける学校の緊急対策計画は、予期される、あるいは再発の恐れのある災害を全て想定して策定されねばならない。定期的に起こる河川の氾濫等、規模は小さくとも何度も繰り返し教育の現場に悪影響を与えるものはこの想定すべき災害に含まれる。また、災害弱者である子どもや若者に特有のニーズも考慮されねばならない。緊急対策、災害対策に関する法律のない国々にとっては、緊急時はこうした法律制定の機会でもある（分析スタンダード1 ガイダンスノート 3（46 頁）、アクセスと学習環境スタンダード2 ガイダンスノート 11（73 頁）、教授と学習スタンダード2 ガイダンスノート 6（92 頁）参照）。

教育政策と教育プログラムには、就学年齢未満の子どもとその保護者に対する幼児教育サービスが含まれる。幼児教育サービスには、保育、保護者グループの形成、遊びグループや安全な場所における活動への子どもの参加、健康・栄養とその他のサービスとの連携が含まれる。

青少年に関する法律が制定されている国の場合、緊急時においては、これを、青少年教育を行う上で、分野横断的に働くよう強化する機会である。一方こうした法が制定されていない国の場合、危機的状況下に置かれた利害関係者は、それぞれに青少年に関する諸問題に重点的に取り組む必要がある。こうした問題を十分考慮して、分野横断的な政策、計画およびその実行は、包括的に行われなければならない。国の青少年に関する法律が新たに制定される場合には、それは若者のサブグループ間における多様な利害関係、それらに法律が与える影響、そして青少年自身の

参加機会と参加に伴うリスクを十分に分析し、その分析に基づいて検討されねばならない。青少年法は教育、技術訓練、職業訓練、緊急対策の枠組みを補完するものである（アクセスと学習環境スタンダード1 ガイダンスノート2（64頁）、SEEP Network Minimum Standards for Economic Recovery after Crisis, Employment Creation standard 参照）。

3. 新規設立、あるいは再建された学校の安全性

学校の建設地は、予期できる災害、脅威を考慮して安全であることを基準に選択されねばならない。また、それらの脅威に対して強い設計・建築がなされるべきである。学校が緊急時の一時的なシェルターとして必要とされる場合には教育が継続的に行われるための十分な場所が確保される必要がある（アクセスと学習環境スタンダード1 ガイダンスノート9（66頁）、アクセスと学習環境スタンダード3 ガイダンスノート1-2（75頁）、INEE Guidance Notes on Safer School Construction: INEE ツールキット参照：www.ineesite.org/toolkit）。

4. 状況分析

教育法と教育政策は緊急時における社会情勢、経済状況、安全、環境および政治動向等に対する包括的な理解に基づいていなければならない。それによって初めて、教育計画は学習者や社会におけるより広いニーズに応えるものとなり、社会的な分裂や紛争・衝突等の状況の悪化を防ぐのである。

状況分析には、紛争アセスメント、人権アセスメントと災害時の対応能力分析がある。教育官庁やその他の教育関係機関は、状況分析に貢献し、教育に関する諸問題について確実に検討を重ねられるようにしなければならない。また、この状況分析は地域住民と広く協議される必要がある。そのために、教育官庁及びその他の教育機関は、このような分析が教育セクターにおける定期的な刷新・修正過程の一部として行われるよう働きかけることが望ましい（分析スタンダード1 ガイダンスノート3-6（46頁）参照）。

リスク分析には、政治、行政ならびに人道的状況における汚職のリスクの分析が含まれる。緊急時の教育対応策の策定においては、これらの汚職に関する議論が可能な限りオープンに行われるべきである。こうした議論を行うことが、汚職の起こりにくい政策を打ち出す最良の方策である。ただし、ここで言う汚職・腐敗に関する

る議論とは、汚職を許容するというものではない。また、ある特定の立場の人々が傷つきやすいことに配慮することを排除するものではない（分析スタンダード1 ガイダンスノート3（46頁）参照）。

5. 情報共有及び情報システム

政策と、戦略的対応に関する情報は、教育政策の制定と実行に関係する人々の間で共有される必要がある。紛争を鎮め、災害の被害を軽減する課程において、これは特に重要なことである。情報はすべての関係者にとってわかりやすく、またアクセスしやすいものでなくてはならない（協調スタンダード1 ガイダンスノート3（41頁）参照）。

法律、条例、政策は信頼できる情報に基づいて策定されなければならない。EMIS（Education Management Information System：教育情報管理システム）に集められるデータは、特定の非常事態に陥りやすい地域や人々の情報とリンクしている必要がある。これは、国や地域の教育計画に情報を提供することに備える戦略である。可能であれば、地域住民によって教育データが集められ、EMISに集約されることが望ましい（分析スタンダード3 ガイダンスノート3（55頁）参照）。

6. 緊急時の枠組み

教育は国の緊急対応枠組みに含まれ、効果的且つ迅速に教育対応ができる資金が確保されていなければならない。国または地域の教育開発プログラムを支援する国内外の関係者は、開発プログラムの一部として緊急時の教育対応を進めるべきである。また、緊急対応枠組みには、コミュニティレベルでの対応努力の一環として、子どもや青少年の参加に関する条項が明示されている必要がある（住民参加スタンダード1 ガイダンスノート4-5（33頁）、アクセスと学習環境スタンダード2 ガイダンスノート11（73頁）、教授と学習スタンダード2 ガイダンスノート6（92頁）参照）。

7. 平等性

教育官庁は、教育が平等にすべての人々に行き渡ることを保証しなければならない。国際法においては、難民も初等教育レベルにおいて国民と同じ教育を受ける資格を持ち、またそれよりも高いレベルにおいては学習への参加が可能で、証明書の認定、学位、称号、授業料・負担金の免除等が、国民と同様に受けることができる

と宣言されている。また、国内避難民は、他の国民と同じ教育を受ける権利を有している。彼らは、国と国際人道法、そして「国内避難に関する指導原則」によって擁護される（アクセスと学習環境スタンダード1 ガイダンスノート 1-2、4（62 頁）、教授と学習スタンダード1 ガイダンスノート 3、7-8（85 頁）、教授と学習スタンダード2 ガイダンスノート 5（92 頁）参照）。

8. 非政府組織と国連機関

非政府組織と国連機関は、すべての学習者の権利とニーズに応えられるよう当該国家の教育的対応を補うことを許容されていなければならない。これらの組織・機関のプログラム策定や設備の建設、迅速で確実な緊急対応は、当該国によって先導されるべきである。これには例えば、当該国によるビザの迅速な手続き、支援物資、教材等への特別な関税の取り決め等が含まれる。

教育政策 スタンダード 2：計画と実行

緊急時の教育活動は、教育に関する国内および国際的政策、スタンダードと、被災者の学習ニーズを考慮して進められること。

重要な指標（ガイダンスノートと併読のこと）

- 公教育およびノンフォーマル教育プログラムは国および国際的な法的枠組みと政策を反映する（ガイダンスノート 1 参照）。
- 教育活動の計画と実行は、他の緊急対応セクターと統合され進められる（ガイダンスノート 2 参照）。
- 緊急時の教育プログラムは、国の教育計画・戦略とリンクしたものであり、教育セクターにおける長期的な開発に統合される。
- 教育官庁は、現在および将来の緊急時に対する、国や地域における教育プログラムを策定し実行する（ガイダンスノート 3 参照）。
- 効果的な教育計画とその実行には、十分な財政的、技術的、人的資源が必要である（ガイダンスノート 4-5 参照）。

ガイダンスノート

1. 教育の権利と目的に合致すること

公教育とノンフォーマル教育は、教育の権利と目的を満たす包括的な教育活動を提供しなければならない。それらは国の、また国際的な枠組みに沿ったものあるべきである（アクセスと学習環境スタンダード 1 ガイダンスノート 1-2、4（62 頁）、教育政策スタンダード 1 ガイダンスノート 1、7（114 頁）参照）。

2. セクター間の連携

幼児教育、青少年活動を含む教育的対応は、水の供給、公衆衛生、食糧援助と分配、シェルター、健康に関するサービス、経済復興等の他のセクターにおける活動と連携して進められるべきである（分析スタンダード 1 ガイダンスノート 6（48 頁）、アクセスと学習環境スタンダード 1 ガイダンスノート 9（66 頁）、アクセスと学習環境スタンダード 3（75 頁）、スフィア・ハンドブック、SEEP Network Minimum Standard for Economic Recovery after Crisis, Employment Creation standard and Enterprise Development standards 参照）。

3. 国と国際的な教育計画

国の教育計画は、現在および将来の緊急時にとるべき活動を示しているべきである。これはセクターを超えて協調して行う活動、つまり意思決定、協調活動、セキュリティ、保護の仕組みを規定するものである。この計画は、適切な教育政策と枠組みによって支持されるものでなくてはならない。また、これらの国や地域における教育計画は、定期的に見直し得るシステムとして構築される必要がある（住民参加スタンダード1 ガイダンスノート4（33頁）、住民参加スタンダード2（37頁）、協調スタンダード1 ガイダンスノート1（40頁）、分析スタンダード1 ガイダンスノート3、教育政策スタンダード1 ガイダンスノート4（116頁）参照）。

4. 資源

政府、人道的組織、ドナー、NGO、地域コミュニティとその他の関係者は、緊急時の教育的対応のために十分な資金が確保されるよう協力しなければならない。資金の配分は当該国によって、既存の配分体系に沿って行われるべきである。また、資源は可能な限り、教室、教科書、教授用教材、学習用教材等の物理的要素と、教師、教員養成課程、教材等の質的要素のバランスを取って配分されることが望ましい。

資源は、教育の開始あるいは教育に関する情報共有やその集約あるいは分析が開始されたという報告が組織的に集約された時点で、配分されるべきである（住民参加スタンダード2 ガイダンスノート1（37頁）、協調スタンダード1 ガイダンスノート1-2（40頁）、分析スタンダード1（44頁）、分析スタンダード2 ガイダンスノート2（51頁）、分析スタンダード4 ガイダンスノート3-4（58頁）、アクセスと学習環境スタンダード2 ガイダンスノート4、7（70頁）参照）。

5. 透明性と説明責任

金銭的であるなしに関わらずあらゆる汚職を防ぐための諸策等、政策策定やその実行に関係する情報は、中央官庁、地方機関、コミュニティ、そしてその他の人道主義的組織等の関係者で共有すべきである。効果的なモニタリングや、説明責任の観点から、（関係者間における）情報の透明性は重要である。信頼性が高く、その地域の文化に受容されるような、汚職に対する告発を集約し対応するシステムが必要である。これには、汚職を告発することを推奨し、また告発した人を守るための法律が必要である（協調スタンダード1 ガイダンスノート5（42頁）、分析スタンダード1 ガイダンスノート3（46頁）、教育政策スタンダード1 ガイダンスノート4（116頁）参照）。

T **スタンダードの利用に役立つツールの参照先**
INEE Toolkit: www.ineesite.org/toolkit

INEE Toolkit

↳ INEE Minimum Standards

↳ Implementation Tools

↳ Education Policy

付録

用語解説

Access アクセス：公教育あるいはノンフォーマル教育のプログラムに就学し、通学し、修了することのできる機会。アクセスが制限されていない状態とは、学習者が教育プログラムに参加し修了することを阻む、実際の、財政的、物理的、セキュリティ上の、あるいは構造的、学校のあり方、社会文化的な諸要因が無い状態のことを意味する。

Accountability 説明責任：被害を受けた当事者たちのニーズ、関心、能力および状況に配慮した活動や決定に対する、その意義と根拠についての説明。説明責任は、財源の利用を含む管理プロセスの透明性に関するものである。人々は権利として知らされるべきであり、対応する側が責任を果たすための義務である。教育における説明責任とは、教育の提供者が、教育サービスの質、すなわち学習者の知識や技能、態度、また、教師の行動、学校や教育システムの成果等に責任をもつことを意味する。

Assessment アセスメント：(1) 教育計画および教育への介入を行う際、教育的対応や到達可能なリソースに関するニーズとギャップを特定するために事前に行われる調査。(2) 学習者の進歩と達成を測る試験。学習成果の評価は、教育プログラムの定めた評価形式で行われる。INEE Toolkit (www.ineesite.org/toolkit) には数種のアセスメントツールが挙げられている。アセスメントツールは、それぞれの特定の文脈と環境において必要な情報を結果に反映させるため、適宜応用して利用する必要がある。

Capacity 能力：決められた目標の達成に向けて使うことが可能な個人あるいはコミュニティ、社会や組織の力、特色、リソース等を組み合わせたもの。

Capacity building 能力形成：人々や組織が、それぞれの目標を達成するために助けとなる知識、能力、技術、あるいは考え方等を強化すること。

Child-friendly spaces and schools 子どもの広場や学校：コミュニティによって子どもの育成環境として整備された安全な場所および学校。そこでは、自由な遊び、計画的な遊戯活動、レクリエーション、娯楽および学習活動にアクセスできる。子どもの広場では、日常的で持続的な感情を取り戻すために、健康、栄養、心理社会的なサポートやその他の活動が実施される。こうした活動は参加型の手法を通して計画される。また、活動は特定の年齢の子どもを対象とする場合や様々な年齢の子どもを対象とすることがある。子どもの広場と学校は、緊急時から復興期にかけて非常に重要な役割を果たす。

Child protection 子どもの保護：あらゆる形での虐待、搾取、ネグレクト（育児放棄）、暴力等からの保護を指す。すなわち、仲間、教師、教育関係者からのいじめ、性的搾取や暴力、自然災害、武器・兵器、地雷・不発弾、武装兵士、交戦地域、政治的あるいは軍事的脅威、武装勢力・武装集団からの徴兵等からの保護されねばならない。

Children 子ども：0歳から18歳のすべての幼児、子ども、青年。このカテゴリーには青年(10 - 19歳)のほとんどが含まれる。また、若者(15 - 24歳)のカテゴリーとも重複する(若者および青年の定義を参照)。

Children associated with armed forces and armed groups 武装組織・武装集団に関わりのある子ども：戦闘部隊に誘拐、勧誘、あるいは戦闘部隊に自分の意志で参加している子どもを指す。こうした子どもは常に戦闘に参加しているわけではない。子どもは運搬役やスパイ、調理担当に従事していたり、あるいは深刻な性的暴行の被害者となっている場合もある。このような子どもは教育の機会を奪われている。そのため武装集団の動員解除と社会復帰のプロセスにおいて、公教育、ノンフォーマル教育、進度の速い学習課程 (accelerated learning)、ライフスキル教育、職業訓練等を含め、その子ども特有の教育ニーズに特別な注意が払われねばならない。特にこうした子どもを対象としたリハビリテーションプログラムから、見過ごされたり除外されがちな女児について配慮が必要である。

Cognitive 認知：思考や想像、知覚、記憶、意思決定、論理的思考、問題解決等の心的 (mental) プロセス。

Community education committee 地域の教育委員会：コミュニティの教育ニーズを特定し、対応するための、既存あるいは新設される委員会。保護者、教師、学習者、地域組織や地域のリーダー、周縁化された人々、市民社会組織、若者グループ、医療従事者の代表者がメンバーに含まれる。

Conflict mitigation 紛争緩和：以下の活動とプロセスを指す。(1) 紛争問題に対し慎重な対応をとり、緊張関係や暴力の原因を増長しないこと。(2) 対立の要因の解決に取り組み、問題に関する行動や捉え方を変容させるために活動すること。人道的支援、復興支援、開発支援等は、活動を始めた状況に与えた影響や、長期的な意味での平和と安定への貢献についてレビューされる。このような紛争緩和に焦点を当てたアプローチは、紛争の予防、紛争状況下における介入、さらには紛争後における介入に際して用いられる。

Disability 障がい：身体的・精神的・知能・知覚の障がいや、個人の、対等で包括的・効果的な社会へ参加を妨げる環境や行動に関する障壁。

Disaggregated data 分類されたデータ：要素によって分類された統計的な情報。例えば性別、年齢、地域などによって分析された、ある特定の人々やサンプルに関するアセスメントデータ等が挙げられる。

Disaster 災害：広範囲に亘る人的、物質的、経済的または環境的な損失や悪影響を引き起こす、コミュニティや社会の対応能力を超えた深刻な崩壊。

Disaster risk reduction 災害リスクの削減：危険への接触を防ぎ、傷つきやすい人々および彼らの資産を保護し、土地や環境の適切な管理や、防災活動の推進等を含む、災害の要因分析と対応に関する体系的な取り組みを通じたリスク削減のための理念と実践。

Discrimination 差別：ジェンダー、宗教、性的志向、年齢、民族、HIV 感染、またはその他の要因に基づいて、人の扱われ方が異なること。施設、サービスの利用や、機会、権利の履行および参加が、これによって拒否されることに繋がる。

Distress 悩み：心が取り乱され、不安感があり、安定を欠く状態。このような状態は、貧困や人口過密状態、または個人の安全や「しあわせ」(well-being) が脅かされる困難な生活状況によってもたらされる。

'Do No Harm' 傷つけないこと：紛争状態もしくは紛争が起こる恐れがある環境において、人道的介入、あるいは開発のための介入を行う際、それによって起こる予測不可能なマイナス・プラス両方の影響を認識するために役立つアプローチ。介入によって人々の対立を悪化させることなく、その解決に確実に貢献できるように、計画の遂行、モニタリング、評価の各プロセスに適用することができる。'Do No Harm' は、紛争の状況下における組織の運営のために不可欠な考え方とされる。

Early Childhood Development 幼児の発育：0-8 歳の幼い子どもが、身体的健康を保ち、危険への警戒心を育み、情緒的に成長し、社会的能力を身につけ、また就学の準備を行うプロセス。これらのプロセスは、社会的、財政的な政策と、健康、栄養、水、公衆衛生、衛生、教育、子どもを保護するサービスなどを集約した包括的な計画によって支えられている。すべての子どもとその家族が、こうした質の高い幼児教育計画の受益者となるが、困難な境遇にある人々は特に大きな恩恵を受けることができる。

Education authorities 教育官庁：教育の権利を保障する責務を負う、政府および関連した省庁、機構、機関等を指す。教育官庁は、国家レベル、地域および地方レベルで教育的対応を実施する権力を持つ。政府の権力が損なわれている状況下においては、国連機関や NGO 等の非政府組織がこの任務を引き受ける場合もある。

Education Cluster 教育クラスター：国内での避難の状況下において、教育分野における人道的支援の専門的対応を行う権限を持つ機関や組織が、相互に協調して活動を行うための仕組み。教育クラスターは、2007 年に IASC（関係者間調整委員会の定義参照）を通じて設立され、国際的なレベルでは、UNICEF と Save The Children が指揮を執る。国レベルではその他の機関が先導することがあり、政府の教育官庁が積極的に関わる。UNHCR は難民の分野で、先導する機関である。教育クラスターは、人道危機に対応する専門的な能力を醸成し、強化する責務を負う。人道的支援が行われる期間、教育クラスターはリーダーシップをとり、教育分野における説明責任を果たす役割を担わねばならない。

Education in emergencies 緊急時の教育： 幼児教育、初等教育、中等教育、ノンフォーマル教育、技術教育、職業訓練、さらに高等な教育および成人に対する教育を含む、危機状態における、あらゆる年齢の人々に対する、質の高い教育機会を意味する。緊急時における教育は、人々の生命を救い、維持するために身体的、心理社会的、また認知的な保護を提供する。

Education response 教育的対応： 緊急時から復興期にかけて、人々の教育に関する権利とニーズを満たすための教育サービスを提供すること。

Emergency 緊急事態： コミュニティが崩壊し、安定を回復していない状態。

Formal education 公教育： 学校、単科大学 (colleges)、総合大学 (Universities)、その他教育機関の教育システムによって提供される学習の機会。一般的に、子どもや若者のための全日制（フルタイム）の学校を意味し、5歳～7歳から始まり、20歳～25歳まで継続される。通常、国の教育官庁の管轄だが、緊急事態では他の教育関係機関等により支援されることもある。

Gender ジェンダー： 女性と男性それぞれの役割、責任、アイデンティティと、それらの社会的な評価。それらは様々な文化に特有のもので時と共に変容する。ジェンダーアイデンティティとは、社会が女性、男性それぞれに対して期待する考え方や振る舞いを示す。このような男女それぞれの行動については、家族の中や学校で、また宗教による教えやメディアを通して学習される。このように、ジェンダー別の役割、責任、アイデンティティは社会的に学習されるものであるため、変化させることが可能である。

Gender balance ジェンダーバランス： およそ同数の男性と女性、男子と女子。男女双方の特有の事項に配慮するための、活動および意思決定への参加や情報提供を指すこともある。また、教育機関、国際機関、国家機関に雇用される男女の数について示す場合もある。特に、教師の雇用において重要である。あらゆるレベルにおいて男女のバランスを考慮することで、男性と女性、少年と少女それぞれに政策やプログラムが及ぼす異なる影響について議論し取り組む機会を、より多く創出することができる。

Gender-based violence ジェンダーに基づいた暴力： 性差に基づいた有害な行動。女性は社会的に低い地位にあるため、ジェンダーに基づいた暴力の被害を受けやすい。しかし、男性および少年もまたジェンダーに基づいた暴力の被害者である。これらの暴力の性質と範囲は、文化、国、地域によって様々である。例として次のようなものがある。

- 性的搾取、虐待、強制売春、強制的早婚等の性的暴力。
- 身体的、感情的、心理的虐待を含む家庭内暴力、家族からの暴力。
- 女子割礼、名誉殺人、未亡人の譲渡 (widow inheritance: 通常死んだ夫の家族内の男性による) 等の有害な文化的、伝統的な習慣。

Hazard 危険： 死亡あるいは負傷、財産損害、社会的・経済的喪失、環境破壊をもたらす潜在的に有害な出来事、現象、あるいは人為的な活動。自然環境の要因、人工的な原因、あるいはそれらの組合せにより、こうした危険が生じる。生起する危険の性質や、発生する場所、経緯、頻度、発生の状況、その危険度の強さ等によって、危険リスクは異なる。例えば、100年に一度起こる砂漠地帯での地震は、人々にとっては僅かなリスクにすぎない。しかし、5~10年に一度、48時間以内での3m規模の都市洪水は、起こる確率が高く防災対策の必要がある。

HIV prevention, treatment, care and support HIV 予防、治療、ケア、支援： 新たな HIV 感染および HIV/AIDS 感染者の影響を減らすために必要となる行動、法的、構造的、医療的措置等を組み合わせたもの。HIV 予防・治療・ケア・支援は、感染のリスクが特に高い人々や、新たな感染を引き起こす行動に関する知識を含む、伝染病への包括的な理解を基礎とする必要がある。男性同士の性交、麻薬の注射、金銭その他の物品との交換のための性交、同時に複数の性的関係を持つこと、異なる年齢の人との性的関係等が、最も感染リスクの高い行為に含まれる。社会経済的動向 (driver) HIV 予防・治療・ケア・支援に影響を与える。

Human rights 人権： 尊厳ある生に必要なもの。人権は普遍的で譲渡できないものである。他者に与えることも、奪うこともできない。緊急時においても、差別されない権利、保護され、生活を送る権利等の重要な人権は最優先される。しかし一方で他の権利については、その具現化の進み方は様々であり、必要なリソースが調達可能か否かによって左右される。教育は人々を保護し、差別から守り、生存を維持させる機能を果たすため、重要な人権と見做されねばならない。国際的な人権法は、緊急時を含めたいかなる時も人権を尊重し、保護し、実行することが国家の義務であることを規定した国際条約や国際的基準の主要な部分である。紛争中においても、国際的な人道や刑罰に関する法律が適用される。これらの条約や標準は、戦闘についての規制事項や、一般市民に対する保護、また危機的状況の打開のため、挑戦し、行動する人々の義務について言及している。また、難民法は、迫害や武力抗争の恐れのために国境を越えて移動せざるを得ない人々に対する政府の義務について規定したものである。

Inclusive education インクルーシブ教育： インクルーシブ教育によって、すべての人が学習機会（出席、参加、習熟）を確実に得られる。また、これは教育政策、教育プログラムの実施、設備等が、人々の多様性に応えられるものであることを保障する。差別、学習に際しての障壁の存在、言語に関する支援の欠如、すべての学習者を考慮した教授内容や教授法が取られないこと等によって、教育からの排除が生じてしまう。身体障がい、知覚障がい、精神的・知的障がいを有する人々が、教育を受けられない場合も多い。緊急時には、教育からの排除の状況が大きく変化する。それまで教育にアクセスできていた人々が、状況や社会的、文化的、身体的要因、インフラの要因により除外されることがある。インクルーシブ教育は、参加や学習に際して障壁を取り除き、教授法やカリキュラムが障がいを持つ生徒にとって利用しやすく適切であることを確実にする。すべての学習者が、習熟し、それぞれの必要性に応じて学習するために、歓迎され支援される。

Information management 情報管理：ニーズ・能力・適用範囲のアセスメント、モニタリング・評価、データ保管、データ分析、情報共有のシステムを含む。利害関係者が様々な意思決定（どの時期に、どのような目的で、どのような協力者と、どのような手段で、何のデータおよび事実を集約し分類し共有するか等）を行う際に情報管理ツールおよびシステムが役立つ。

Instruction and learning processes 教授と学習プロセス：学習者と教師の間の相互作用。教授はカリキュラムに沿って計画され、アセスメントを通して認められたニーズに基づき、教員研修を通して体得され実現される。学習者を中心とした、参加型で包括的な教授と学習プロセスによって、教育の提供と支援に、より広くコミュニティを巻き込むことができる。

Inter-Agency Standing Committee 関係者間調整委員会 (IASC)：人道支援において、各機関間で行われる、協調、政策立案、意思決定のための公開討議の場。IASC は、国連総会において人道支援の強化が提唱されたことに応え、1992年6月に設立された。IASC は、主要な国連機関と、国連と関係しない人道支援機関の両方を含む。

Internally displaced person 国内避難民 (IDP)：居住地域を離れることを余議なくされ、国境を超えず国内で安全な場所を探す人々。国内避難民は武力衝突、災害、暴力、人権侵害等、難民と同様の理由で避難することが多い。しかし、たとえ紛争の原因が政府にある場合においても、国内避難民は法的に自国の政府の保護のもとにある。国内避難民は人権法と人権に関する国際法のもと、自国民として保護される権利を有している。

Learners 学習者：教育プログラムに参加している子ども、若者、成人。正規の学校の生徒のみではなく、技術訓練・職業訓練の受講者、読み書き、計算のクラス、コミュニティにおけるライフスキルの教育コース、仲間同士の教え合い学習などのノンフォーマル教育への参加者を含む。

Learning outcomes 学習成果：生徒が研修や教育プログラムに参加した結果、獲得された知識、態度、技術、能力。通常学習成果は、教授と学習プロセスを通して生徒が知るべきこと、できるようになるべきことに準じて測られる。

Learning sites 学習場所：学習スペースの所在地

Learning spaces 学習空間：授業と学習が行われる場所。個人の家、チャイルドケアセンター、就学前教育施設、仮設の施設や学校等を含む。

Life skills ライフスキル：日々の生活における要求や課題に効果的に対処するために、前向き（positive）行動をとる技術と能力。ライフスキルは人々が個人として、また、社会の一構成員として、考え、感じ、行動し、相互に作用する際に役立つ。ライフスキルは、3つの相互に関連したカテゴリーから構成される。すなわち、(1) 認知的、(2) 人格的および情動的、(3) 関係性と社

会性である。また、ライフスキルとは普遍的なものであり、例えば、情報を分析・利用することや、他人とコミュニケーションをとり、効果的に影響しあうこと等である。リスク軽減、環境保護、健康促進、HIV 予防、暴力排除、平和構築等それぞれの分野にライフスキルが関係するのである。緊急時やその地域での状況に対して適切で効果的なライフスキルを構築し強化することが要求されるために、ライフスキルへのニーズは危機的状況下ではしばしば増加する。

Livelihood 生計：生きていくための能力、資産、機会、活動。資産には、経済的資源、自然環境、物質的資源、社会的資源、人的資源が含まれる。例えば、店、土地、市場へのアクセス、交通の便等が挙げられる。生計が持続可能であるのは、緊急時におけるストレスや衝撃への対処とそこから回復、また能力と資産の維持と発展、そして次の世代に持続可能な生活機会を提供できる場合である。

Non-formal education ノンフォーマル教育：公教育の定義に相当しない教育的活動。(公教育の定義参照) ノンフォーマル教育は、教育施設の内外で実施されており、すべての年齢の人々に教育機会を提供している。ノンフォーマル教育は必ずしも修了認定を得られるものではない。ノンフォーマル教育プログラムは、多様性、柔軟性、そして子どもや成人の教育ニーズに早急に対応できる点が特徴である。ノンフォーマル教育プログラムは、学年の年齢を超えている学習者や、公教育に参加した経験のない学習者、あるいは成人学習者のような、特定のグループの人々ために計画されることが多い。カリキュラムは、公教育に基づく場合もあるが、新しいアプローチに基づいたものであることもある。例えば、学習の遅れを取り戻すための進度の速い学習 (accelerated catch-up learning) や、放課後に行われるプログラム、読み書き、計算等がこれに含まれる。ノンフォーマル教育は、後に公教育プログラムへ参加することに繋がることになる。こうした流れは、“二度目の教育機会 (second-chance education)” とも呼ばれる。

Participation 参加：プロセス・決定・活動に参加し、それらに影響を与えること。参加は、万人の権利である。また、コミュニティにおける協働や、プログラムの策定は、人々の参加を基礎として行われる。参加は、人々の能力や状況に応じて様々な形で行われる。成人、子ども、若者、障がいやを有する人々、傷つきやすいグループに属する人々を含むすべての集団は、早い段階からそれぞれの方法で参加できる。いかなる人々も、連絡が困難だから、あるいは協働が難しいからという理由等で、参加機会を奪われてはならない。参加は、自発的な活動である。人々は参加するよう案内を受け、また参加することを奨励されるが、強要されたり他者に操作されたりすることはない。参加は、広い範囲の活動と方法において可能であろう。受動的な参加にはサービスの利用や、物質的リソースの寄付、他者が下した決定を受け入れること、必要最小限の助言を受けることなどが挙げられる。能動的な参加の例としては、時間を使うこと、決定過程に直接関わること、教育活動を計画し実行することなどが含まれる。

Participatory learning 参加型学習：学習者に焦点を当てた、教授と学習へのアプローチ。活動を通しての学習、グループ学習、具体的な教材利用、自由な発問 (open question)、学習者同士

の相互学習等が奨励される。例えば、数学的概念を理解する際に日常的な活動を例に学ぶことや、それぞれの疑問の提起と解決に際して協力しあって取り組むことが挙げられる。参加型学習は、教師中心の教授手法、すなわち学習者は受動的で、机に着席し、明確な答のある質問（closed question）に答え、板書をノートにとる、といった方法とは全く逆の方法である。また、参加型学習は教師と教育機関が教育ニーズを分析し、解決策を見つけ、行動計画を策定し実行する際にも使用されることがある。このような場合においては、参加型学習には、住民参加、協調、分析も含まれることになる。

Preparedness 準備性： 政府、専門的な対応機関、復興支援組織、コミュニティや個人によって蓄積された、差し迫った危機や状況とその影響を効果的に予期し、対応し復興するための知識と能力。

Prevention 予防： 危険と、関連する災害による悪影響を避けるための活動。（他の関連項目を参照のこと）

Protection 保護： あらゆる種類の虐待、搾取、暴力、ネグレクト（育児放棄）から自由（freedom）であること。

Psychosocial support 心理社会的サポート： 自分の社会、世界の中で人々の包括的な「しあわせ」（well-being）を促進するプロセスと活動（家族や友人によるサポートを含む）。家族やコミュニティのサポートの例としては、離れてしまった子どもを家族に迎え入れること、緊急時における教育の推進などが含まれる。

Quality education 質の高い教育： 質の高い教育とは、金銭的負担が少なく、アクセス可能で、ジェンダーを慎重に考慮し、人々の多様性に対応できる教育のことである。質の高い教育には次の事項が含まれる。(1) 安全であり、すべての学習者が利用しやすい環境であること。(2) 教師は有能で十分な研修を受けており、教科内容や教育学に精通していること。(3) 状況に即したカリキュラムが使用され、学習者にとって包括的で文化的、言語的、社会的に適切であること。(4) 指導と学習に適切な教材が十分な量で用意されていること。(5) 教授と学習のプロセスが、学習者の尊厳を守る参加型アプローチに基づいて進められること。(6) 教室の広さやおよび生徒と教師の人数比が適切であること。(7) 読み書きや計算、ライフスキルに関する教育に加えて、レクリエーションや遊び、スポーツおよび創造的な活動が重視されていること。

Recovery 復興： 影響を受けたコミュニティの設備や暮らし、生活環境や心理社会的な「しあわせ」（well-being）を回復し、よりよい状態に高めることである。これには災害リスクの要因を軽減するための取り組みが含まれる。

Refugee 難民： 1951年の難民条約（Refugee Convention）によると、難民とは、人種、宗教、国籍、

特定の社会集団の一員であることや特定の政治的意見を持っていることを理由に、迫害される恐れがあり、そのために自国の外部に避難している人々を指す。こうした人々は自国の保護を受けられないか、もしくは、迫害される恐れがあるために、自国の保護を受けることを望まないことがある。

Relevant education 適切な教育：学習者に適切な教育の機会を指す。適切な教育とは、現地の伝統や制度、建設的な文化的慣習、信条およびコミュニティの要望を考慮したものである。また、適切な教育によって、子どもに国内及び国際的状況に応じた社会における明るい将来がもたらされる。適切な教育は、学習内容、学習方法、および学習の効果についても考慮したものであり、また、質の高い教育（Quality education）の一要素である。

Resilience 回復力：システム、コミュニティ及び個人における、被った危機的状況への適応能力を指す。適応とは、その機能と構造が妥当なレベルに到達・維持するために、状況に耐え、必要に応じて変化させることを意味する。回復力は、問題解決力、支援を要請する能力、モチベーション、楽観的な考え方、信頼感、忍耐、見識の広さ等の仕組みの利用やライフスキルに依存したものである。回復力は、「しあわせ」（well-being）を高める保護的な要因（protective factor）が、害をもたらすリスク要因よりも大きい場合に強まる。

Risk リスク：自然災害や HIV の流行、ジェンダーに基づいた暴力、軍事攻撃、拉致等の外的な脅威と、貧困、身体的または精神的障がい、傷つきやすい集団への所属等の個人的な傷つきやすさの組み合わせによって生み出される。

Risk assessment リスクアセスメント：人々やその財産、生活、既存の環境に対し脅威となり実害を及ぼす可能性のある潜在的な危険の分析と、実際の傷つきやすさの状況評価によって、リスクの状況や程度を決定する方法。

Safety 安全：身体的、社会心理的に実害がない状態。

Security 安全保障：脅威や危険、負傷あるいは命を落とすことから守られること。

Stakeholder 利害関係者：あるプロジェクトやプログラムに関心のある人、団体、機関。

Vulnerability 傷つきやすさ：攻撃や危害、災難の影響を受けやすい人やグループの特徴や境遇・状況を指す。傷つきやすいグループの例としては、孤児や、障がいを有する人、片親の家庭、かつて武装勢力や武装集団に属していた子どもなどが含まれる。

注：本訳では Vulnerability を脆弱性とせず傷つきやすさとした。脆弱の持つマイナスのイメージをさけるためである。

Well-being 「しあわせ」：包括的に健全な状態、またその状態の達成に向けての過程。これは、身体的、感情的、社会的及び認知的に健全であることを指す。また well-being とは、以下に列挙するような「ある人にとって望ましい状態」という定義を含む。社会的に意味のある役割を果たすこと、幸福感があり希望をもつこと、ふさわしい価値観に準じた生活を送ること、建設的な社会的関係を築くこと、協力的な環境に恵まれること、実際的なライフスキルを用いて課題に取り組むこと、防護や保護、質の高いサービスへアクセス可能であること（認知の定義導入部も参照のこと）。

注：well-being を本誌では「しあわせ」と「」をつけて表記した。幸せあるいは幸福よりも社会的意味を強調したためである。

Youth and adolescents 若者および青年：若者とは 15 歳から 24 歳の人を指し、青年とは、10 歳から 19 歳を指す。これらを合わせると若者と呼ばれるカテゴリーの最大枠（10 歳から 24 歳）となる。青年期の終わりや成人の始まりの時期は様々である。同じ国や文化圏においても、ある個人が社会的な役割を果たすのに十分成熟するとされる年齢が異なることがある。緊急時においての若者は、幼い子どもや成人とはまた異なったニーズを持つ。若者は、独立した、責任ある立場へ向けて成長する過程にある。社会文化的、制度的、経済的および政治的要因のために、若者の定義はそれぞれの状況によって異なる。

INEE のツールキットに使われる鍵となる用語解説リストは以下のウェブサイトに参加可能である。

www.ineesite.org/toolkit

あとがき

国際緊急人道支援における教育分野の重要性は広く認識されるようになった。しかし、緊急教育支援に関する調査研究として評価に関する研究は少なく、今後の課題である。そのような状況のなかでこのような INEE の緊急教育支援に関するミニマムスタンダードが日本の支援関係機関や実務者、研究者に広く共有されることは重要であると思う。それゆえに自らの非力も考えずに日本語への翻訳を引き受けた次第である。

翻訳にあたってはお茶の水女子大学グローバル文化学環国際協力論のゼミ生 6 人に分担してもらい、その訳を大阪大学大学院での指導学生であった中川真帆さんに検討してもらい、内海がチェックした。最終的な文章の仕上げを中川さんに編集デザインを多摩美術大学学生の中川佳帆里さんをお願いした。

学生諸君は卒業研究に向けてのフィールドワークと卒論の仕上げの時期に時間を割いて予定通りに仕上げてくれた。また中川真帆さん佳帆里さん姉妹には、忙しい仕事と勉学のなかを時間を割いてくださり、よい仕事をしてくださったことを感謝する次第である。

もとより、不十分な訳であり、その責任は監訳者である私にある。皆さまのご指導により、よりよいものに出来ることを、お願いする次第である。

この日本語訳を出版するに当たってお茶の水女子大学特別経費「グローバル社会における平和構築のための大学間ネットワークの創成」および科学研究費補助金（基盤研究 B）「紛争後の国・地域における教育への受容と社会変容—『難民化効果』の検討—」（平成 21 年—23 年度、研究代表者内海成治お茶の水女子大学教授）の一部を利用させていただいたことを感謝を持って記しておきたい。

この拙い仕事が教育支援を必要としている子どもたちに少しでも役に立つことができれば、思い半ばに過ぎる。

内海成治 2011 年 2 月

訳者紹介

内海 成治（監訳者）

京都大学農学部および教育学部卒、博士（人間科学）、JICA 国際協力専門員、大阪大学教授を経て、お茶の水女子大学教授

植月 綾子（緒論、用語解説）

お茶の水女子大学グローバル文化学環国際協力論ゼミ

野坂 彩佳（第 1 章前半、用語解説）

お茶の水女子大学文教育学部卒、お茶の水女子大学国際協力論研究生

佐川 朋子（第 1 章後半、用語解説）

お茶の水女子大学グローバル文化学環国際協力論ゼミ

豊永 優美（第 2 章、用語解説）

お茶の水女子大学グローバル文化学環国際協力論ゼミ

小島 千尋（第 3 章、用語解説）

お茶の水女子大学グローバル文化学環国際協力論ゼミ

斎藤 智美（第 4 章、用語解説）

お茶の水女子大学グローバル文化学環国際協力論ゼミ

中川 真帆（総括、第 5 章、用語解説）

大阪大学大学院人間科学研究科博士前期課程卒、富士通株式会社 事業企画本部

中川 佳帆里（編集デザイン）

多摩美術大学美術学部 グラフィックデザイン学科

日本語版

2011年2月28日発行 初版第1刷発行 非売品

発行 お茶の水女子大学グローバル協力センター

〒112-8610 東京都文京区大塚 2-1-1

tel. 03-5978-5546

<http://www.ocha.ac.jp/intl/cwed/>

印刷 株式会社インフォテック

〒206-0033 東京都多摩市落合 2-6-1

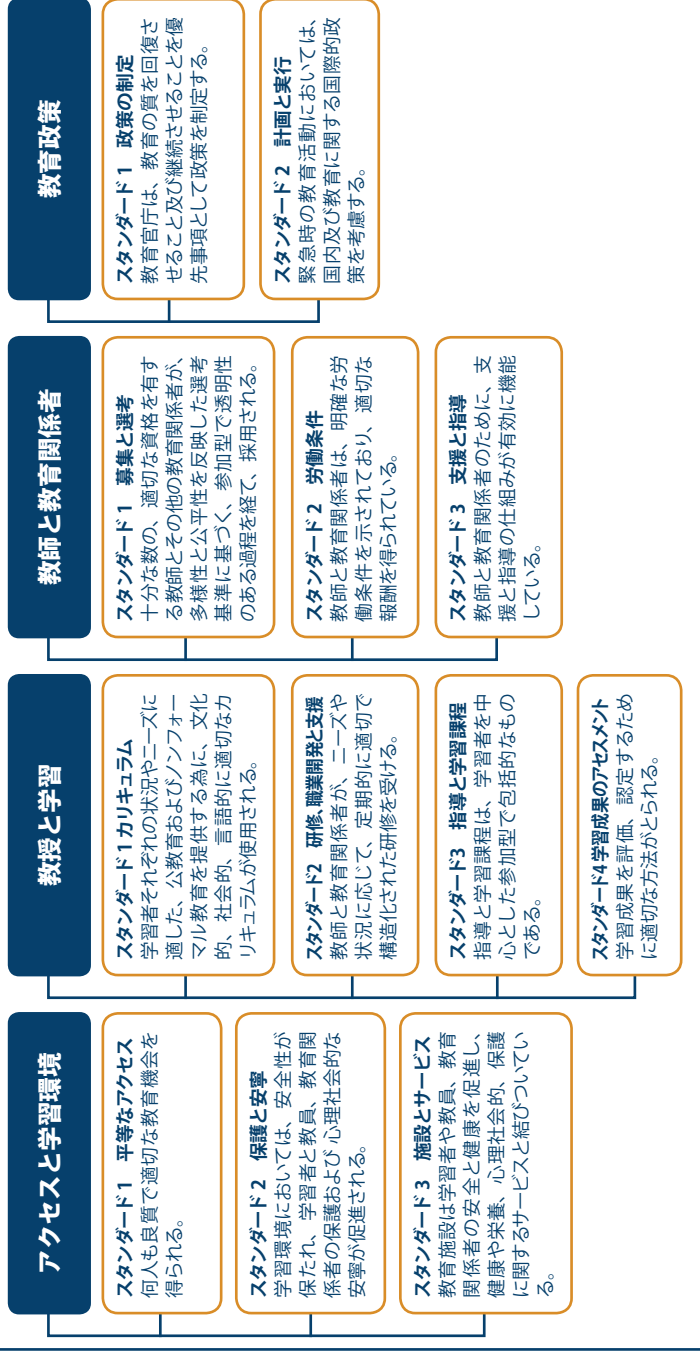
tel. 042-311-3355

日本語版 © お茶の水女子大学グローバル協力センター

日本語版制作にあたっては、特別経費「グローバル社会における平和構築のための大学間ネットワークの創成」、文部科学省科学研究費補助金（基盤研究B）「紛争後の国・地域における教育の受容と社会変容—『難民化効果』の検討」（平成21年—23年度研究代表者内海成治お茶の水女子大学教授）の一部を利用した。

基本的スタンダード (Foundational Standards)

住民参加スタンダード:参加・リソース — 協議スタンダード:協議 — 分析スタンダード:アセスメント・対応方略・モニタリング・評価



主要な論点:

紛争緩和、災害リスクの軽減、幼児教育、ジェンダー、HIVエイズ、人権、インクルーシブ教育、セクター間の連携、保護、心理的サポートと若者

INEE

Inter-Agency Network for Education in Emergencies
Réseau Inter-Agences pour l'Éducation en Situations d'Urgence
La Red Interagencial para la Educación en Situaciones de Emergencia
Rede Inter-Institucional para a Educação em Situação de Emergência
الشبكة المشتركة لوكالات التعليم في حالات الطوارئ

